

内九斗一升四合  
 高千八拾石五斗四升七合  
 内五拾一石五斗一升九合  
 高千百石四升一合  
 内一石九斗五升五合  
 高千二百五拾石八斗四升五合  
 内一石五斗七升一合  
 高千九石四斗三升九合  
 内三斗八升九合  
 高千三百一十一石八斗八升一合  
 内四石一斗一合  
 高千三百卅九石五斗七升七合  
 内卅一石九斗六升五合  
 高千二百一十石二斗六合  
 内四拾八石六斗二升四合  
 高千六拾五石八升七合  
 内廿四石三斗二升九合  
 高百六拾二石七斗四升五合  
 内二石四斗二升九合  
 高三百四拾一石九斗一升一合

須津新田  
 下山田新田  
 上山田新田  
 四辻新田  
 薮地新田  
 弓木新田  
 岩瀧新田  
 男山新田  
 小松新田  
 國分新田

内二石六斗八升五合  
 高二百四拾四石七斗五升九合  
 内七石八斗六升九合  
 高二百八拾五石四斗四升二合  
 内五石六斗三升八合  
 高百拾三石六斗九升五合  
 内二石二斗一合  
 高七拾二石七斗一升六合  
 内一石四斗八升四合  
 高三百五拾四石二升八合  
 内五石六斗三升八合  
 高五拾六石二斗九升六合  
 高二百七拾六石三斗二升八合  
 内八斗一升四合  
 高百拾二石二斗三升一合  
 内一石七升七合  
 高二百石二斗二升二合  
 内四石一斗  
 高百五十一石九斗五升  
 内一石五斗七升八合

漢尻新田  
 江尻新田  
 離波野新田  
 大垣新田  
 府中々野新田  
 成相寺新田  
 獅子新田  
 屋原新田  
 田井新田  
 島影新田  
 土新田

高五百九拾八石六斗七升九合  
 内拾石七斗五升七合  
 高百六十九石九斗八合  
 内四斗六升二合  
 高五百八拾六石一斗六升四合  
 内五石七斗七升四合  
 高三百八拾三石九斗二升一合  
 内六石三斗六升三合  
 高百卅四石七升七合  
 内一石二斗四升九合  
 高百卅三石三升六合  
 内一石八斗二升六合  
 高百九拾四石四升七合  
 内十九石四斗一升三合  
 高八拾一石六斗七升三合  
 内二石一斗七升一合  
 高百二石七升一合  
 内九石一斗五升一合  
 高廿六石一斗八升四合  
 内一石三升八合

上宮津小田村  
 新田  
 中津村  
 新田  
 栗田上町  
 新田  
 小寺村  
 新田  
 中村  
 新田  
 脇村  
 新田  
 新宮村  
 新田  
 畑村  
 新田  
 下世野村  
 新田  
 東野村  
 新田

高百拾三石四斗  
 内十一石四斗六升四合  
 高七拾一石八斗六合  
 内十石五斗二升八合  
 高六拾八石七斗一升三合  
 内四石六斗八升七合  
 高二百五十九石三斗六升一合  
 内卅八石六斗四升三合  
 高三百卅二石八斗一升五合  
 内六石一斗一合  
 高百廿七石六升二合  
 内八斗七升  
 高百五十六石三升八合  
 内九斗四升六合  
 高百十九石一斗六升一合  
 内八升五合  
 高四百卅八石一斗六升六合  
 内十三石七斗三升二合  
 高五百七拾五石八斗七合  
 内九石七升五合

松尾村  
 新田  
 木子村  
 新田  
 胸倉村  
 新田  
 上世野村  
 新田  
 里波見村  
 新田  
 永江村  
 新田  
 岩ヶ鼻村  
 新田  
 外垣村  
 新田  
 火ヶ谷村  
 新田  
 菅野村  
 新田

高二百五拾二石六斗一升五合  
 内七石九斗五升七合  
 高百六十五石三斗三升四合  
 内六石六斗一升四合  
 高八百四拾壹石壹升九合  
 内六拾壹石九斗壹合  
 高三千六百六拾三石八斗三合  
 内十二石六斗五升五合  
 高四百五十二石三斗八升五合  
 内五石二斗五升七合  
 高千百六十二石三斗八升三合  
 内一石七斗五升三合  
 高千三百四石六斗四升八合  
 内三石五斗二升六合  
 高八百五拾四石三斗九合  
 内七石七斗七升七合  
 高千三百五十三石七升八合  
 内六石六斗四升六合  
 高九百四拾四石三斗四升八合  
 内十五石五斗五升六合

龜島新田  
 平田新田  
 野間新田  
 石川新田  
 香河新田  
 明石新田  
 三河内新田  
 岩屋新田  
 温江新田  
 奥佐新田

高千七十六石七升六合  
 内十三石九斗八升六合  
 高九百九十石四斗三升一合  
 内六石二斗三升一合  
 高八百廿四石七斗八升二合  
 内拾石二斗七升二合  
 高九百二石五斗八升一合  
 内八斗五合  
 高五百七拾一石四斗  
 内九石四斗六合  
 高四百九拾五石七斗九升六合  
 内一斗三升八合  
 高七百五拾五石四斗一升七合  
 内十二石四斗五合  
 高八百八石七斗二升六合  
 高千三百廿三石四斗一升六合  
 高九十七石三斗四升五合  
 高百卅二石八斗八合  
 高二百石五斗六升六合  
 高九拾四石九斗六升八合

瀧新田  
 金屋新田  
 後野新田  
 加悦新田  
 加悦庄  
 加悦奥村  
 算所村  
 雲原村  
 日置濱村  
 日置上村  
 奥波見村之内  
 日出村  
 田原村  
 泊村

(五百四十五斗〇八合之内)  
(四百七十一斗六升三合御料)

高百廿三石三斗三升  
 高八拾四石三斗九升  
 高百一石二斗八升八合  
 高七拾一石九斗四升八合  
 高七拾九石三斗二升二合  
 一高二千三百拾七石三斗八升六合  
 內高三拾五石五斗五升六合  
 內  
 高九拾四石二斗八升九合  
 內九石六斗三升九合  
 高七拾五石六斗七升六合  
 內五石八斗三升八合  
 高九拾五石九斗一合  
 內三斗七升九合  
 高百六石九斗二升一合  
 內五斗二升三合  
 高四百拾四石四斗八升三合  
 內貳石六升五合  
 高二百七拾二石八斗六升五合  
 內壹石五斗七合

伊室村  
 六萬部村  
 本庄宇治村  
 長延村  
 蒲入村  
 丹後國加佐郡  
 新田  
 佛性寺村  
 新田  
 北原村  
 新田  
 毛原村  
 新田  
 內宮村  
 新田  
 二俣村  
 新田  
 天田內村  
 新田

高九百廿九石五斗六升九合  
 內十石九斗一升一合  
 高百八拾七石六斗一合  
 內二石一斗四合  
 高廿二石七斗八升二合  
 高百十七石二斗九升八合  
 內三石四升  
 一高一萬參千三百拾八石七斗五升七合  
 內高七拾三石四斗二升  
 內  
 高六百廿四石一斗二升五合  
 內一石一斗二升五合  
 高七百廿八石六斗七升三合  
 高九百八拾四石三斗九升二合  
 內四石六斗一升八合  
 高百八拾石九斗八合  
 內二石三斗三升二合  
 高三百五十七石五斗一升五合  
 內十六石一斗三合  
 高八百九石四斗三升一合

河守町  
 新田  
 小原田村  
 新田  
 日藤村  
 橋谷村  
 新田  
 丹後國竹野郡  
 新田  
 水橋村  
 新田  
 和田野村  
 溝谷村  
 新田  
 外新田  
 東樂寺村  
 新田  
 郷村

- 内卅六石三斗六升九合
  - 高二百五十一石八斗二升
  - 内一石五斗四升
  - 高千百廿一石七斗一升九合
  - 高百廿四石七斗四升
  - 高三百八十八石三斗一升
  - 高千百六十三石八斗一升二合
  - 高千一石五斗八升
  - 高四百七十四石三斗九升
  - 高千五百六十一石四斗六升二合
  - 高九十五石三斗二升八合
  - 高四百六十三石一斗四合
  - 高千五十九石八斗二合
  - 高百廿一石三斗四升二合
  - 高二百卅三石八斗二升
  - 高六百廿九石四斗七升八合
  - 高五百七十三石三斗二升二合
  - 高六十二石四斗七升四合
  - 一高五千四百廿四石七斗六升三合
  - 内高拾七石五斗四升九合
- 森本村
  - 新田
  - 生野内村
  - 新田
  - 木津庄中館村
  - 日和田村
  - 新庄村
  - 下岡村
  - 網野村
  - 浅茂川村
  - 島濑川村
  - 尾阪村
  - 三津懸津村
  - 德光庄
  - 三宅村
  - 井邊村
  - 成願寺村
  - 岩木村
  - 願興寺村
  - 丹後國中郡
  - 新田

- 高千九拾六石七斗八升九合
  - 内五石八斗四升五合
  - 高八百卅一石五斗六合
  - 内三石五斗二升六合
  - 高千三百七十七石六斗八升七合
  - 内四斗九升一合
  - 高六百五十五石九斗四升九合
  - 内四石六斗一升五合
  - 高五百五十九石一斗六升二合
  - 内一石五斗三升六合
  - 高六百八拾石六斗六升七合
  - 内一石四斗七合
  - 高二百卅三石三合
  - 内一斗二升九合
  - 一高四百六拾三石五斗一升五合
  - 一高二千九百廿二石七斗六升二合
  - 内
  - 高二千十九石一斗一升
  - 高九百三石六斗五升二合
  - 一高三千八拾二石八斗二合
- 森本村
  - 三新田
  - 三重村
  - 周新田
  - 周新田
  - 上常吉村
  - 新田
  - 下常吉村
  - 新田
  - 口大野村之内
  - 新田
  - 二ヶ村之内
  - 新田
  - 近江國栗太郡
  - 今宿村
  - 近江國野洲郡
  - 守山村
  - 吉身村
  - 近江國蒲生郡
- (六百三十二石三斗九升九合ノ内)
- (七百八十八石四斗五升五合之内)
- (百七十七石八斗八升八合山領)

内

- 高四百九拾七石五斗四升九合
- 高二百七拾五石六斗七升二合
- 高四百四拾六石二斗五升
- 高八百七石五斗五升一合
- 高七百九十石六斗二升
- 高二百六拾五石一斗六升

一高三千五百卅石九斗二升一合

内

- 高百七十六石一斗二升八合
- 高二百卅石二斗八升
- 高百四拾四石九斗九升三合
- 高卅八石四斗八升一合
- 高五百九十六石八斗五升五合
- 高百五拾石二斗七升五合
- 高五百卅五石四斗二合
- 高三百五十五石五斗九升五合
- 高六百廿五石二斗七升九合
- 高百五十五石五斗五升六合
- 高五百七拾七石七升六合

- 小口村
- 馬淵村之内
- 葛巻村
- 中庄寺村
- 庄
- 小野村
- 近江國甲賀郡

- 今宿村
- 徳原村
- 大原中村
- 高嶺村
- 龍法師村
- 江田村
- 牧村
- 三大寺村
- 岩坂村
- 三雲村

七萬〇七百拾八石壹斗九升四合

内

- 六萬石
- 壹萬石
- 七百拾八石壹斗九升四合

右之通御座候 以上

明治貳巳巳年拾壹月

民部省

丹後國四郡御拜領高  
近江國四郡御拜領高

新田

宮津藩

藩翰譜續編卷三本莊家の部に次の一條あり

本庄、資承(明和二)、敘爵して豊後守に任じ時に年十七歳安永五年正月二十九日御美者の衆となり天明四年四月寺社奉行をかぬ。こ  
とし六月資承所領のうち私墾の地をさきて村上三郎右衛門常福にあたふ、これそのちなみあるがゆゑなり。(常福が先祖村上權藏常勝  
が庶子にてありしといふ。)

この事は宮津藩慶應四年戊辰、領知、郷村、高辻、帳に次の如く云へり。

一高三百五拾石

村上信濃守

右者天明四甲辰年故伯耆守願之上村上三郎左衛門は新田分知仕候最村高不相分右新田之内籠申候  
右之通御座候 以上

慶應四戊辰年

水庄彈正忠

版籍に就ては寺社奉行に属するもの、郡奉行に属するもの及び町奉行に隸するもの、三種あり、従つて其

の調査の機關と方法を異にせる爲め統計的調査は到底望むべからざるも、明治貳年版籍奉還當時の記録に概數を記せるものあれば左に採録すべし。先づ寺社奉行に屬するものは

支配地社寺軒數神職僧尼取調帳

一、社合九百二拾九ヶ所

丹後國四郡之内

内別宮攝社末社三百貳拾六ヶ所

一、家數合四拾九軒

一、人數合百八拾貳人

内 男 九拾四人

女 八拾八人

此 譯

家數 貳拾壹軒

人數 百八人

内 男 五十八人

女 五拾人

家數 貳軒

人數 九人

内 男 五人

女 四人

家數 一軒

人數 五人

内 男 三人

女 二人

家數 十三軒

人數 十三軒

内 男 三人

女 十人

家數 十三軒

人數 十三軒

神主

神主

禰宜

女神子

人數 八人

但五人當主當時無御座候

家數 三軒

人數 十三人

内 男 九人

女 四人

家數 三軒

人數 十三人

内 男 八人

女 五人

家數 六軒

人數 貳拾六人

内 男 拾貳人

女 拾四人

一、社合貳拾ヶ所

一、家數貳軒

一、人數合六人

内 男 四人

女 二人

此 譯

人數 貳人

内 男 壹人

女 壹人

人數 四人

内 男 三人

女 一人

神樂役

宮司

陰陽師

近江國四郡之内

神職

禰宜

一、寺院合百七拾貳ヶ所  
外ニ堂三百貳拾貳ヶ所

内  
三拾五ヶ寺無住  
庵寺 五ヶ所

拾七院修驗 内八院無住  
二、人數合三百四拾九人

内  
百十六人

百五拾七人

九人

五人

十四人

拾人  
三拾八人

住 寺  
弟 子  
修 驗  
尼 僧  
隱 居  
淨土眞宗並修驗功男  
右同斷家族女

丹後國四郡之内

近江國四郡之内

以上六百三十人寺社奉行直屬にて郡奉行に屬するものは

支配地人口戸員取調帳

一、壹萬千五百五拾六軒

一、五萬四千四拾八人

内 男 貳萬七千貳百四拾五人  
女 貳萬六千八百三人

一、千貳百六拾九軒

一、五千四百八拾人

内 男 貳千七百六拾六人  
女 貳千七百拾四人

第貳編 第六章 宮津の税制

住 寺  
弟 子  
修 驗  
尼 僧  
淨土眞宗並修驗家族女

宮津藩知事

丹後國四郡之内  
村數百貳拾貳ヶ村戸員  
村々 人員

近江國四郡之内  
村數貳十ヶ村戸員  
村々 人員



- 一、貳百軒
- 一、千拾壹人
  - 男 五百貳拾九人
  - 女 四百九拾貳人
- 一、五拾八軒
  - 男 百參拾七人
  - 女 百三拾八人
- 一、貳百七拾五人
  - 男 百參拾七人
  - 女 百三拾八人
- 一、貳拾四人
  - 男 拾四人
  - 女 拾人
- 一、百拾八軒
  - 男 百三十八人
  - 女 百四十人
- 一、六百七拾壹人
  - 男 三百四拾四人
  - 女 三百貳拾七人
- 一、四拾四軒
  - 男 百三十八人
  - 女 百四十人

丹後國四郡之内  
空也堂派鉢樂之者戸員  
前同員

丹後國四郡之内  
村々非人番之者戸員  
前同員

近江國四郡之内  
村々非人番之者戸員  
前同員

丹後國四郡之内  
村々穰多之者戸員

近江國四郡之内  
村々穰多之者戸員  
前同員

右之通御座候 以上

以上六萬千七百八十七人、町奉行に屬する分は同調帳に

- 一、千七百六拾軒
- 一、六千六百六十八人
  - 男 二千九百六十五人
  - 女 三千二百三人

丹後國宮津町  
市中同員  
前同員

どあり此の外に御家中即ち本莊家の家臣士族あり同時の調書に次の如くあり。

- 藩士兵卒取調帳
- 一、士族家數五百貳拾軒
- 一、人員貳千貳百九拾八人
  - 兵 隊 四百四拾九人
  - 職 員 百三拾九人
  - 家令以下 四拾三人
  - 無 役 四百六拾四人
  - 内 詰番百四拾人
  - 女 千貳百〇參人
  - 一、卒族家數 三百拾壹軒
  - 一、人員 千四拾八人



一七二五八 惣村	三三九六九	二〇六四八七	一八三二五七	三八九七四四	六五五〇	三九六二九四								
一五〇六七 宮村	六二一七〇	二二一八二七	二二七三三	三三三五六〇	四一五二	三三七七一								
二五六七六 田中村	一三八五一九	三五四一九五	五八〇五五	四二二二五〇	三二四三	四一五四九三								
二六八四五 有田村	三九六〇四	一五六四四九	九四九七	一六五九四六	三五五九	一六九五〇五								
一〇七八四 獵師町	三八五八二	一四六四七六	三六八四	一八三二六〇	〇九一四	一八四〇七四								
四八八二〇 鍛冶町	一八〇六三	六六八八三	一六四〇七	八三二九〇	〇六八〇	八三九七〇								
一七五九二〇 下宮津	四五六八三 宮津城	控除地	東御屋敷	御城内	馬場先	京口	吉原	中ノ町	外側	安智	波路	京街道		
三九六二九四	三三七七一	四一五四九三	一六九五〇五	一八四〇七四	八三九七〇	鶴賀町	馬場先	京口	吉原	中ノ町	外側	安智	波路	京街道
城東村														

三七八三本町	二六六天本町	九二五七波路町	二七〇九職人町	二七〇九職人町	二五〇三六萬町	二五〇三六萬町	二九三九魚屋町	二九三九魚屋町
柳町	大久保	片原町	柳町	大久保	片原町	柳町	大久保	片原町
柳繩手	文庫町	柳繩手	文庫町	柳繩手	文庫町	柳繩手	文庫町	柳繩手
田(小散)	籠ノ谷	新小川町	田(小散)	籠ノ谷	新小川町	田(小散)	籠ノ谷	新小川町
魚屋町	魚屋町	魚屋町	魚屋町	魚屋町	魚屋町	魚屋町	魚屋町	魚屋町
金屋谷	金屋谷	金屋谷	金屋谷	金屋谷	金屋谷	金屋谷	金屋谷	金屋谷
木邊町	木邊町	木邊町	木邊町	木邊町	木邊町	木邊町	木邊町	木邊町
松原町	松原町	松原町	松原町	松原町	松原町	松原町	松原町	松原町
切戸町	切戸町	切戸町	切戸町	切戸町	切戸町	切戸町	切戸町	切戸町
職人町	職人町	職人町	職人町	職人町	職人町	職人町	職人町	職人町
波路町	波路町	波路町	波路町	波路町	波路町	波路町	波路町	波路町
宮本町	宮本町	宮本町	宮本町	宮本町	宮本町	宮本町	宮本町	宮本町
宮津町	宮津町	宮津町	宮津町	宮津町	宮津町	宮津町	宮津町	宮津町

二八五二 宮津町(地子地)

二八六八〇 香河村	二八六八〇 香河村	二〇二九八	四七二二八 香河村	四七二二八	五二五七	四五二三八五	四五一三八四	香河村
二〇六八〇 明石村	二〇六八〇 明石村	一一三三七〇	二一六〇六〇 明石村	二一六〇六〇	一七五三二	一六二三八三	一六二三八三	明石村
一一二六〇 温江村	一一二六〇 温江村	一三三三八三	一三四六四三 温江村	一三四六四三	六六四六一	三五三〇七八	三五三〇七八	温江村
五七〇三〇 雲原村	五七〇三〇 雲原村	一七二六七二	七四三〇二 雲原村	七四三〇二	二二四〇五	七五五四一七	七五五四一七	雲原村
六四〇五〇 與佐村	六四〇五〇 與佐村	二八八二七二	九二八七九二 與佐村	九二八七九二	一五五五六	九四四三三八	九四四三三八	與佐村
六七二四〇 瀧村	六七二四〇 瀧村	三八九七五〇	一〇六二〇九 瀧村	一〇六二〇九	三三九八六	一〇七六〇七六	一〇七六〇七六	瀧村
一〇五五五〇 金屋村	一〇五五五〇 金屋村	〇七一三五〇	九八四二〇〇 金屋村	九八四二〇〇	六三三二	九九〇四三二	九九〇四三二	金屋村
五八六六〇 後野村	五八六六〇 後野村	三三七八四〇	八二四五二〇 後野村	八二四五二〇	一〇二七七二	八二四七八二	八二四七八二	後野村
七〇九五〇 加悦庄	七〇九五〇 加悦庄	一九二一九六	九〇一七六六 加悦庄	九〇一七六六	〇八〇五	九〇二五八一	九〇二五八一	加悦庄
五八二七四〇 加悦奥	五八二七四〇 加悦奥	〇二〇七四六	五六一九九四 加悦奥	五六一九九四	九四〇六	五七一四〇〇	五七一四〇〇	加悦奥
四〇三二五〇 算所村	四〇三二五〇 算所村	九二五〇八	四九五六六八 算所村	四九五六六八	〇三三八	四九五七九六	四九五七九六	算所村
九七〇三七〇 三河内村	九七〇三七〇 三河内村	三三〇七五二	一三〇二二三 三河内村	一三〇二二三	三三五六二	三三〇六四八	三三〇六四八	三河内村
七三六七七〇 四辻村	七三六七七〇 四辻村	二七〇二八〇	一〇〇九〇五〇 四辻村	一〇〇九〇五〇	〇三八九	一〇〇九四三九	一〇〇九四三九	四辻村
一〇三六七七〇 幾地村	一〇三六七七〇 幾地村	二六九〇一〇	一三〇七七八〇 幾地村	一三〇七七八〇	四二〇二	一三一八八一	一三一八八一	幾地村
五七一九三〇 岩屋村	五七一九三〇 岩屋村	二七四六〇二	八四六・五三二 岩屋村	八四六・五三二	七七七七	八五四三〇九	八五四三〇九	岩屋村

三九七九 白柏町  
二七六五 白柏町  
二三四四 河原町  
二七六五 白柏町  
二三四四 河原町

田(小散) 吹矢谷  
田(小散) 池ノ谷 鉢村  
田(小散) 葛屋町  
二五八八 山王下  
一六八一 如願寺下

三九〇五八 川向町  
二四三〇 川向町  
二四三〇 川向町  
二四三〇 川向町  
二四三〇 川向町

三九〇五八 川向町  
二四三〇 川向町  
二四三〇 川向町  
二四三〇 川向町  
二四三〇 川向町

三九〇五八 川向町  
二四三〇 川向町  
二四三〇 川向町  
二四三〇 川向町  
二四三〇 川向町

三九〇五八 川向町  
二四三〇 川向町  
二四三〇 川向町  
二四三〇 川向町  
二四三〇 川向町

一〇四八五八〇	一〇四八五八〇	二〇〇六九四	一、二四九、二七四	一、四九七、七四	一、五七二、二五〇	八四八、四五	一、二五〇、八四五	上山村
八九九四四〇	八九九四四〇	二〇二、四六	一〇九八〇八六	一〇九八〇八六	一九五五	一、〇〇〇、四二	一、〇〇〇、四二	上山田
八五六、三三〇	八五六、三三〇	四五一、三八二	一、三〇七、六一二	一、三〇七、六一二	三、一九六、五一	一、三九五、七七一	一、三九五、七七一	下山田
六五三、八四〇	六五三、八四〇	五〇七、七四二	一、二六一、五八二	一、二六一、五八二	四八、六二四	一、二〇〇、六二	一、二〇〇、六二	忌木村
六六、九五〇	六六、九五〇	四三三、八〇八	一〇六〇、七五八	一〇六〇、七五八	二四、三九一	一〇、六五〇、八七	一〇、六五〇、八七	岩瀧村
		一五二、〇〇八	三三九、三三四	三三九、三三四	二六八五	三四、一九一	三四、一九一	男山村
		二四、三五七	二二六、八九〇	二二六、八九〇	七八六九	二四四、七九九	二四四、七九九	國分村
		八二、四九	一六〇、三三六	一六〇、三三六	二四、二九	一六、二七四、五	一六、二七四、五	溝尻村
		二二、七四七	三四八、三九〇	三四八、三九〇	五六三、八	三五四、〇二八	三五四、〇二八	小松村
		一三三、三三三	二七九、八〇四	二七九、八〇四	二、二〇一	二八五、四四二	二八五、四四二	中野村
		七九、一八〇	一一、四九四	一一、四九四	二、二〇一	一一、三六九五	一一、三六九五	江尻村
		六、五三四	五、六二九六	五、六二九六	二、二〇一	五、六二九六	五、六二九六	大垣村
		二二九、三六〇	二、九三二、二四二	二、九三二、二四二	八〇八、七二六	八〇八、七二六	八〇八、七二六	府中村
		二二九、三六〇	八〇八、七二六	八〇八、七二六	一一、三三四、二六	一一、三三四、二六	一一、三三四、二六	日置村

四六、五〇	四六、五〇	三三、二五二	七九五〇二	七九五〇二	二、二七二	八一六、七三	八一六、七三	畑村
		四、五〇	七七、七三	七七、七三	一〇、一七	一〇、一七	一〇、一七	下世谷
		二九、五二九〇	二九、五二九〇	二九、五二九〇	六、一〇二	三三、一八五	三三、一八五	里波見
		三三、三三〇	三三、三三〇	三三、三三〇	四〇七、一六三	四〇七、一六三	四〇七、一六三	奥波見
		三三、三九〇	三三、三九〇	三三、三九〇	九七、三四五	九七、三四五	九七、三四五	永江村
		二〇九、三三〇	二〇九、三三〇	二〇九、三三〇	〇、八七〇	二七〇、六二	二七〇、六二	岩鼻村
		二二八、四〇	二二八、四〇	二二八、四〇	〇、九四六	一五、〇三八	一五、〇三八	外垣村
		一七三、五七〇	一七三、五七〇	一七三、五七〇	〇、〇八五	二一九、一六一	二一九、一六一	田原村
		一八九、二一〇	一八九、二一〇	一八九、二一〇	二〇〇、五六六	二〇〇、五六六	二〇〇、五六六	大島村
		二九、五二九〇	二九、五二九〇	二九、五二九〇	〇、二五五	二七二、二五九	二七二、二五九	世野村
		三三、三三〇	三三、三三〇	三三、三三〇	四〇七、一六三	四〇七、一六三	四〇七、一六三	上世谷
		二九、五二九〇	二九、五二九〇	二九、五二九〇	六、一〇二	三三、一八五	三三、一八五	里波見
		三三、三三〇	三三、三三〇	三三、三三〇	四〇七、一六三	四〇七、一六三	四〇七、一六三	奥波見
		三三、三九〇	三三、三九〇	三三、三九〇	九七、三四五	九七、三四五	九七、三四五	永江村
		二〇九、三三〇	二〇九、三三〇	二〇九、三三〇	〇、八七〇	二七〇、六二	二七〇、六二	岩鼻村
		二二八、四〇	二二八、四〇	二二八、四〇	〇、九四六	一五、〇三八	一五、〇三八	外垣村
		一七三、五七〇	一七三、五七〇	一七三、五七〇	〇、〇八五	二一九、一六一	二一九、一六一	田原村
		一八九、二一〇	一八九、二一〇	一八九、二一〇	二〇〇、五六六	二〇〇、五六六	二〇〇、五六六	大島村

第貳編 第六章 宮津の税制

五〇七

三三七〇〇	火谷ヶ村	三三七〇〇	火谷ヶ村	九六七三四	四四四四四	一三三三三	四八八二六	四八八二六	火谷ヶ村
六六九八〇	日出村	六六九八〇	日出村	六五八二八	一三三八八	一三三八八	一三三八八	一三三八八	日出村
七九六五〇	平田村	七九六五〇	平田村	七九〇七〇	一五八七二〇	六六二四	一六五三四	一六五三四	平田村
二九〇四〇	龜島村	二九〇四〇	龜島村	二五六一八	二四六五八	七九五七	二五二六五	二五二六五	龜島村
一五〇四〇	大原村	一五〇四〇	大原村	九三五七八	二四五〇三	二四四二	二四七四〇	二四七四〇	大原村
一〇二二五〇	新井村	一〇二二五〇	新井村	四九八三六	一五〇八六	〇六八八	一五二七四	一五二七四	新井村
五七六三〇	泊村	五七六三〇	泊村	三七三三八	九四九六八	一	九四九六八	九四九六八	泊村
一八九九〇	伊室村	一八九九〇	伊室村	四三三二二	二二三三〇	一	二二三三〇	二二三三〇	伊室村
七二九〇	峠村	七二九〇	峠村	二四七三二	一〇一〇二	一	一〇一七〇	一〇一七〇	峠村
三三六三〇	津母村	三三六三〇	津母村	九七三二	四三三三二	〇七四四	四四二〇六	四四二〇六	津母村
二八三〇〇	野室村	二八三〇〇	野室村	七三三八	三五五八	〇八二七	三六三六五	三六三六五	野室村
七九七七〇	本庄村	七九七七〇	本庄村	〇九三二	三七〇六八	〇五一九	三七二二七	三七二二七	本庄村

一二六〇〇	蒲入村	四〇三〇八〇	本庄上	一九八三〇	六〇一四〇〇	七〇三三	六〇八四三	六〇八四三	本庄上
四三九九〇	菅野村	六二五九	長延村	〇〇四九	七一九四八	一	七一九四八	七一九四八	長延村
五二七四〇	野村	五二一〇一	蒲入村	二八三二	七九三三	一	七九三三	七九三三	蒲入村
五七二五〇	野間村	四三九九〇	菅野村	一四一七四二	五九三三	九〇七五	五七五八〇七	五七五八〇七	菅野村
六六九六〇	三重村	六六九六〇	三重村	一五〇〇四	八二七九八〇	三五二六	八三二五六	八三二五六	三重村
九三五九〇	森本村	九三五九〇	森本村	一五五〇四	一〇九〇九四	五八四五	一〇九六七八	一〇九六七八	森本村
六四六四〇	谷内村	六四六四〇	谷内村	一六二八〇〇	八〇九二〇	二〇二二	八二二二三	八二二二三	谷内村
一三〇一八〇	三坂村	一三〇一八〇	三坂村	一三三六四	一五八四	〇二四八	一五四一〇二	一五四一〇二	三坂村
四〇〇三〇	延利村	四〇〇三〇	延利村	一三〇三七	五三〇七二	一三三三	五三二〇四	五三二〇四	延利村

八〇〇三七〇	明田村	三五二七〇〇	久住村	二三八六八〇	四九一五六〇	久住村	四九一五六〇	〇八〇〇七	四九二二九七	四九二二九七	久住村
五七七七四〇	五河村	五七七七四〇	五河村	二五八四四六	六八四二八六	五河村	六八四二八六	一〇二一五	六八五三〇一	六八五三〇一	五河村
一〇八一七九〇	周枳村	一〇八一七九〇	周枳村	三六八四四八	一三七〇一九六	周枳村	一三七〇一九六	〇四九二	一三七〇六八七	一三七〇六八七	周枳村
七三三三〇〇	野口村	一〇七七八八	野口村	一〇七七八八	六七九二六〇	野口村	六七九二六〇	一四〇七	六八〇六六七	六八〇六六七	野口村
九〇二二一〇	野小村	九〇二二一〇	野小村	六八八三六六	一〇七〇四三六	野小村	一〇七〇四三六	一〇七〇四三六	一〇七〇四三六	一〇七〇四三六	野小村
七二八〇〇	恆吉村	三六六二〇	下常吉	三二一〇〇六	五五七六六六	下常吉	五五七六六六	一五三六	五五九一六二	五五九一六二	下常吉
六八二〇〇	新治村	六八二〇〇	新治村	二六六一五四	六五一三三四	上常吉	六五一三三四	四六一五	六五五九四九	六五五九四九	上常吉
四七四六〇	益留村	四七一四六〇	益留村	一七六六七四	六五二八五五	益留村	六五二八五五	一六九二	六五三五四三	六五三五四三	益留村
六三二七〇	二箇村	六三二七〇	二箇村	一六六六	六三二七〇	二箇村	六三二七〇	〇二二九	四〇二五二四	四〇二五二四	二箇村
京極氏采邑	竹野郡	永井氏采邑	延高	阿部氏采邑	奥平氏	新田	本莊氏	青山氏采邑	現町村		
二四七七〇	生野内	二四七七〇	生野内村	二五〇二八〇	二五〇二八〇	二五〇二八〇	二五〇二八〇	二五〇二八〇	二五〇二八〇	二五〇二八〇	生野内村

一〇五七五〇	公庄村	一〇五七五〇	公庄村	一	一五七五〇	公庄村	一五七五〇	〇三〇九	二〇六〇五九	二〇六〇五九	公庄村
七七〇三〇	郷村	七七〇三〇	郷村	二〇三三	七七〇三〇	郷村	七七〇三〇	三六三六九	八〇九四三	八〇九四三	郷村
三三五五〇	切畑村	三三五五〇	切畑村	一四四四六	一七九二〇四	切畑村	一七九二〇四	二二二九	一八二二三	一八二二三	切畑村
二八二〇〇	高橋村	二八二〇〇	高橋村	二七七八	四〇八七五九	高橋村	四〇八七五九	四六一	四〇八七五九	四〇八七五九	高橋村
三八三二〇	新庄村	三八三二〇	新庄村	一	三八三二〇	新庄村	三八三二〇	一	三八三二〇	三八三二〇	新庄村
二六二六七〇	木津庄	二六二六七〇	木津庄	四二九四	六五八七六	溝野村	六五八七六	一	六五八七六	六五八七六	溝野村
一四二八〇〇	下岡村	一四二八〇〇	下岡村	二二五九	一〇二八八	上野村	一〇二八八	一	一〇二八八	一〇二八八	上野村
七〇二〇〇	浅川村	七〇二〇〇	浅川村	五〇九〇	二四七四〇	日和村	二四七四〇	一	二四七四〇	二四七四〇	日和村
三〇〇〇〇〇	下岡村	三〇〇〇〇〇	下岡村	二二九六〇	一〇二九六〇	濱詰村	一〇二九六〇	一	一〇二九六〇	一〇二九六〇	濱詰村
七〇七八三〇	網野村	七〇七八三〇	網野村	一〇〇二五〇	四七四三九〇	浅川村	四七四三九〇	一	四七四三九〇	四七四三九〇	浅川村
三〇三三五〇	網野村	三〇三三五〇	網野村	四九四九八二	七九四九八二	下岡村	七九四九八二	〇二七〇	一〇二二五八〇	一〇二二五八〇	網野村
一〇五七五〇	公庄村	一〇五七五〇	公庄村	一	一五七五〇	公庄村	一五七五〇	〇三〇九	二〇六〇五九	二〇六〇五九	公庄村
七七〇三〇	郷村	七七〇三〇	郷村	二〇三三	七七〇三〇	郷村	七七〇三〇	三六三六九	八〇九四三	八〇九四三	郷村
三三五五〇	切畑村	三三五五〇	切畑村	一四四四六	一七九二〇四	切畑村	一七九二〇四	二二二九	一八二二三	一八二二三	切畑村
二八二〇〇	高橋村	二八二〇〇	高橋村	二七七八	四〇八七五九	高橋村	四〇八七五九	四六一	四〇八七五九	四〇八七五九	高橋村
三八三二〇	新庄村	三八三二〇	新庄村	一	三八三二〇	新庄村	三八三二〇	一	三八三二〇	三八三二〇	新庄村
二六二六七〇	木津庄	二六二六七〇	木津庄	四二九四	六五八七六	溝野村	六五八七六	一	六五八七六	六五八七六	溝野村
一四二八〇〇	下岡村	一四二八〇〇	下岡村	二二五九	一〇二八八	上野村	一〇二八八	一	一〇二八八	一〇二八八	上野村
七〇二〇〇	浅川村	七〇二〇〇	浅川村	五〇九〇	二四七四〇	日和村	二四七四〇	一	二四七四〇	二四七四〇	日和村
三〇〇〇〇〇	下岡村	三〇〇〇〇〇	下岡村	二二九六〇	一〇二九六〇	濱詰村	一〇二九六〇	一	一〇二九六〇	一〇二九六〇	濱詰村
七〇七八三〇	網野村	七〇七八三〇	網野村	一〇〇二五〇	四七四三九〇	浅川村	四七四三九〇	一	四七四三九〇	四七四三九〇	浅川村
三〇三三五〇	網野村	三〇三三五〇	網野村	四九四九八二	七九四九八二	下岡村	七九四九八二	〇二七〇	一〇二二五八〇	一〇二二五八〇	網野村

九三二六四〇 島村	九三二六四〇 島溝川	六八八三二	二九二八〇	二九二八〇 島溝川	二九二八〇	五六一四六二	二五六一四六二 島溝川
三三七四六〇 三津村	三三七四六〇 三津村	三三八八四	二八八六〇	二八八六〇 寺仲村	二八八六〇	四六一三二四	四六一三二四 三津懸津村
八四七三〇 尾坂村	八四七三〇 尾坂村	一〇五九八	四〇〇三二四	四〇〇三二四 三津村	四〇〇三二四	九五三三八	九五三三八 尾坂村
五五九〇〇 木橋村	五五九〇〇 木橋村	一〇七二〇	九五三三八	九五三三八 尾坂村	九五三三八	六四二二五	六四二二五 木橋村
九七二三〇 和田	九七二三〇 和田	一九七九〇	六三三〇〇	六三三〇〇 木橋村	六三三〇〇	一一二五	一一二五 和田
六五四六五〇 鳥取村	六五四六五〇 鳥取村	一〇三六七二	七七八三三	七七八三三 鳥取村	七七八三三	七七八六三	七七八六三 鳥取村
六九六八八〇 吉澤村	六九六八八〇 吉澤村	一五六七五二	八五三六三	八五三六三 吉澤村	八五三六三	八五三六三	八五三六三 吉澤村
四六三二〇 芋野村	四六三二〇 芋野村	一五五五五	五七二八六	五七二八六 芋野村	五七二八六	一五五四	一五五四 芋野村
四三二四〇 堤村	四三二四〇 堤村	一六七〇六〇	五九九五〇	五九九五〇 堤村	五九九五〇	〇二八七	〇二八七 堤村
二二五〇五三〇 溝谷村	二二五〇五三〇 溝谷村	一四一四四	九七七七四	九七七七四 溝谷村	九七七七四	四六二八	四六二八 溝谷村
二九二八〇 東樂寺村	二九二八〇 東樂寺村	四八五六一	三二一四四一	三二一四四一 寺樂村	三二一四四一	三二一四四一	三二一四四一 寺樂村
一八五三四〇 井邊村	一八五三四〇 井邊村	四八四八〇	三三三八〇	三三三八〇 井邊村	三三三八〇	三三三八〇	三三三八〇 井邊村
二六六九三〇 國久村	二六六九三〇 國久村	三九九七〇	三六九〇〇	三六九〇〇 國久村	三六九〇〇	三〇八五三	三〇八五三 國久村

二二〇二五六〇 黒部村	二二〇二五六〇 黒部村	三七九二四四	一五八一八〇	一五八一八〇 黒部村	一五八一八〇	一五八一八〇	一五八一八〇 黒部村
三四九〇六〇 舟木村	三四九〇六〇 舟木村	七二四三六	四二四九六	四二四九六 船木村	四二四九六	四二二九〇	四二二九〇 舟木村
一三七五二〇 小田村	一三七五二〇 小田村	二六四九八	一六三九七	一六三九七 小田村	一六三九七	一六三九七	一六三九七 小田村
八〇七五〇 吉永村	八〇七五〇 吉永村	三六三三五	一九三九八	一九三九八 是安村	一九三九八	一九四二五	一九四二五 是安村
		七二〇四	二五八八六	二五八八六 相川谷	二五八八六	二五九一〇	二五九一〇 相川谷
		一八九九三	七七〇八	七七〇八 西谷村	七七〇八	七七二六	七七二六 西谷村
		二二二二七	五八五五〇	五八五五〇 内垣村	五八五五〇	五八六三	五八六三 内垣村
		四〇五八八	一五三六四	一五三六四 吉永村	一五三六四	一五三〇七	一五三〇七 吉永村
		二二二〇四	一一〇〇四	一一〇〇四 力石村	一一〇〇四	一一〇〇四	一一〇〇四 力石村
		一八八九三	九三三三	九三三三 一段村	九三三三	九三三三	九三三三 一段村
		六三三〇八	三〇五八〇	三〇五八〇 矢畑村	三〇五八〇	三〇六二八	三〇六二八 矢畑村
		一八八九二	五七三三三	五七三三三 岩木村	五七三三三	五七三三三	五七三三三 岩木村
		一九三七〇	二七六八二	二七六八二 神主村	二七六八二	二七六八二	二七六八二 神主村
		二四〇七一	八二三八〇	八二三八〇 鞍内村	八二三八〇	八二三八〇	八二三八〇 鞍内村
		一五六五三	四七〇三三	四七〇三三 小脇村	四七〇三三	四七〇三三	四七〇三三 小脇村



宇川庄	一四七四〇	八二二三	遠下村	二〇五七	一〇一六四〇	遠下村	一〇一六四〇	〇四六四	一〇一四四	一〇一四四	遠下村
		八二八四	中野村	四九六〇	一三二四八	中野村	一三二四八	一三二八〇	一三二六八	一三二六八	中野村
		二六六六	平村	八五九二	二二五八八	平村	二二五八八	一七八四	二四三三	二四三三	平村
		三七二五	井上村	二〇五〇	五七六五〇	井上村	五七六五〇	〇八五三	五八五二	五八五二	井上村
		三六三七	井ノ谷	一六四九四	五二八七〇	井谷村	五二八七〇	〇二六六	五三二六	五三二六	井谷村
		二八八八	畑村	一五四一六	四三三四	畑村	四三三四	一七五八	四二四七	四二四七	畑村
		八〇五一	三山村	二〇四六九	一〇〇七二〇	三山村	一〇〇七二〇	〇四三七	一〇一五七	一〇一五七	三山村
		五二〇九	竹久僧	一一三三三	六五三三二	竹久僧	六五三三二	〇一八七	六五五九	六五五九	竹久僧
		一六八四三	袖石村	一〇三二〇	二七二六四	袖石村	二七二六四	〇八一九	二七二四三	二七二四三	袖石村
		八九一七	尾和村	五五四〇	一四五六	尾和村	一四五六	〇三三一	一四七六九	一四七六九	尾和村
		六六八九	中濱村	四七〇四九	一一三三八	中濱村	一一三三八	〇〇五〇	一一三三八	一一三三八	中濱村
		一六三〇四	久僧村	七五四二五	二三八四六	久僧村	二三八四六	〇六四六	二二九二二	二二九二二	久僧村
		一七一七	車野村	五五四二	三三六八	車野村	三三六八	〇〇六〇	三三六八	三三六八	車野村
		九九五〇	上野村	七三三三二	一七八八六	上野村	一七八八六	一三五〇	一七四〇八	一七四〇八	上野村
		二三九二〇	谷内村	三六五七三	一五〇四三	谷内村	一五〇四三	一三五六	一五七三九	一五七三九	谷内村

川下  
村字

川上  
村字

京極氏采邑	八二二三〇	永井氏采邑	六二七〇〇	延高	一八九八四	阿部氏采邑	八六八四	奥平氏采邑	八〇六八	新田	三九三〇	青山氏采邑	八〇七六	本莊氏采邑	八〇七六	現町村
此代村	一六五八〇	此代村	二六五八〇	上山村	一六三〇五	此代村	二四八三六	此代村	二四八三六	此代村	一〇〇	此代村	二四九三六	此代村	二四九三六	此代村
竹野村	四九三〇	竹野村	三九五七	竹野村	二五五三二	竹野村	五八三〇〇	竹野村	五八三〇〇	竹野村	一〇〇	竹野村	五八三〇〇	竹野村	五八三〇〇	竹野村
宮村	二七〇九〇	宮村	二七〇九〇	宮村	六二六三〇	宮村	一八九七〇	宮村	一八九七〇	宮村	一〇〇	宮村	一八九七〇	宮村	一八九七〇	宮村
願興寺	一四七四〇	願興寺	四七四〇	願興寺	一五〇六四	願興寺	六二四七四	願興寺	六二四七四	願興寺	一〇〇	願興寺	六二四七四	願興寺	六二四七四	願興寺
大山村	二九一四三	大山村	二九一四三	大山村	三二五八八	大山村	四三三〇八	大山村	四三三〇八	大山村	一〇〇	大山村	四三三〇八	大山村	四三三〇八	大山村
三宅村	八八八〇	三宅村	八八八〇	三宅村	三三四六二	三宅村	二二三四二	三宅村	二二三四二	三宅村	一〇〇	三宅村	二二三四二	三宅村	二二三四二	三宅村
德光村	八三八〇	德光村	八三八〇	德光村	二三四六二	德光村	一〇五九八〇	德光村	一〇五九八〇	德光村	一〇〇	德光村	一〇五九八〇	德光村	一〇五九八〇	德光村
成願寺	四八三三〇	成願寺	四八三三〇	成願寺	一四三三八	成願寺	六九四七六	成願寺	六九四七六	成願寺	一〇〇	成願寺	六九四七六	成願寺	六九四七六	成願寺
間人村	四八一九〇	間人村	四八一九〇	間人村	二九〇二四	間人村	七三〇八四	間人村	七三〇八四	間人村	一〇〇	間人村	七三〇八四	間人村	七三〇八四	間人村

八七三三〇	佐野村	二〇三三〇	二俣村	二八七三三	三三九〇六	二俣村	一九〇六二	〇五〇〇	一九五六一	二九五六一	二俣村
三〇七四三〇	小桑村	三〇七四三〇	小桑村	五五〇〇一	三六一三三	小桑村	三六一三三	一三四九	三六二七〇	三六二七〇	小桑村
三三二四〇	安養寺村	三三二四〇	安養寺村	一五四九八	一四六九八	安養寺村	一四六九八	〇二二	一四七一〇	一四七一〇	安養寺村
三三九九〇	野中村	三三九九〇	野中村	二一四五六	一四四四五	野中村	一四四四五	〇〇八四	一四四五〇	一四四五〇	野中村
二九三四八〇	女布村	二九三四八〇	女布村	四九四九〇	一四九七〇	女布村	一四九七〇	〇四三	三四三三三	三四三三三	女布村
八八九〇	丸山村	八八九〇	丸山村	五三三三	八三六六	丸山村	八三六六	〇三九〇	八四〇二八	八四〇二八	丸山村
六三八〇四〇	永留村	六三八〇四〇	永留村	三三七八四	六五一八四	永留村	六五一八四	〇二五四	六五二〇七八	六五二〇七八	永留村
一五四七〇	竹藤村	一五四七〇	竹藤村	三三二四	六七九六	竹藤村	六七九六	〇二八八	一六八二二四	一六八二二四	竹藤村
一四〇七〇〇	長野村	一四〇七〇〇	長野村	五〇二二八	一九〇九八	長野村	一九〇九八	〇四八六	一九〇四四	一九〇四四	長野村
一九〇四五〇	圓頓寺	一九〇四五〇	圓頓寺	七七五	一八二六八	圓頓寺	一八二六八	〇五二六	一八三二四	一八三二四	圓頓寺
五三八〇〇	坂谷村	五三八〇〇	坂谷村	一六九四	七〇七四	坂谷村	七〇七四	〇〇五六	七〇八二	七〇八二	坂谷村
二九三九九〇	郷村	二九三九九〇	郷村	三三六五	三六六四六	郷村	三六六四六	〇九五	三三九五七	三三九五七	郷村
六七六七〇	一分村	六七六七〇	一分村	七〇七八	四七七八八	一分村	四七七八八	一	四七七八八	四七七八八	一分村
二八九七五	大井村	二八九七五	大井村	二六九七	三六九六	大井村	三六九六	〇八五	三三七八二	三三七八二	大井村

四二四三〇	三分村	四二四三〇	三分村	一五九四八	五八〇八八	三分村	五八〇八八	一	五八〇八八	五八〇八八	三分村
五七三三〇	關村	四〇二五七	關村	四六七四	五九三三四	關村	五九三三四	一	五九三三四	五九三三四	關村
四〇八三〇	平田村	四〇八三〇	平田村	二九六六	一九〇四四	三原村	一九〇四四	一四四	一九一八八	一九一八八	三原村
一八二二〇	鹿野村	二二七三〇	浦明村	一八九〇	三三三三〇	浦明村	三三三三〇	五二〇二	二四四三	二四四三	浦明村
二〇九一〇〇	幸山村	二〇九一〇〇	甲山村	二七四	二七八四	甲山村	二七八四	〇五七	二七三三六	二七三三六	甲山村
一七三二〇	油池村	一七三二〇	油池村	三六七六	二九八七	油池村	二九八七	一	二〇九八八	二〇九八八	油池村
六七三九〇	海士村	六七三九〇	海士村	三六七八	九〇二六八	海士村	九〇二六八	一	九〇二六八	九〇二六八	海士村
二六二六五〇	橋爪村	二六二六五〇	橋詰村	七三三三	三三三三	橋詰村	三三三三	一	三三三三	三三三三	橋詰村
二七六三〇	蘆原村	二七六三〇	蘆原村	七九九七	三五八六八	蘆原村	三五八六八	一	三五八六八	三五八六八	蘆原村
二二二六〇	谷村	二二二六〇	谷村	一〇二八	二三八四六	谷村	二三八四六	一	二三八四六	二三八四六	谷村
二九五六〇	新谷村	二九五六〇	新谷村	三三三三	二九一七四	新谷村	二九一七四	〇五二	二九二二五〇	二九二二五〇	新谷村
一八二四〇	島村	一八二四〇	島村	一八六六	二〇〇三	島村	二〇〇三	〇〇八	二〇〇三	二〇〇三	島村

四〇八・三〇	品田村	四〇八・三〇	品田村	三六・六六	四四二・九六	品田村	四四二・九六	〇・九八	四四八・〇四	四四八・〇四	品田村
五〇・五五〇	友重村	五〇・五五〇	友重村	五四六・八八	五五五・三六	友重村	五五五・三六	〇・五四	五五五・九二	五五五・九二	友重村
二九・四〇	坂井村	二九・四〇	坂井村	一九〇・二四	二三八・一四	坂井村	二三八・一四	—	二三八・一四	二三八・一四	坂井村
五二・二〇	新城村	五二・二〇	新城村	六〇二・八八	五七五・四八	新城村	五七五・四八	〇・九六	五七五・六四	五七五・六四	新城村
五二・三八〇	須田村	五二・三八〇	須田村	七四八・〇	五九八・六〇	須田村	五九八・六〇	一・二七	六〇〇・六七	六〇〇・六七	須田村
一九・四〇〇	市場村	一九・四〇〇	市場村	五四六・二	二五二・〇二	市場村	二五二・〇二	一九六・八	二五四・五七	二五四・五七	市場村
二七・七七〇	金谷村	二七・七七〇	金谷村	四三三・〇六	三三〇・七六	金谷村	三三〇・七六	〇・三三	三三四・四〇	三三四・四〇	金谷村
四七・七七〇	布野村	四七・七七〇	布野村	九六四・二〇	五七三・六九	布野村	五七三・六九	一・五九	五七五・八二	五七五・八二	布野村
一九・八四〇	市野村	一九・八四〇	市野村	九一八・九六	二八〇・二六	市野村	二八〇・二六	〇・九三	二八一・八九	二八一・八九	市野村
二四・七七〇	畑村	二四・七七〇	畑村	八三三・三	三三〇・六九	畑村	三三〇・六九	一・〇七	三二七・六八	三二七・六八	畑村
一七・四四〇	出角村	一七・四四〇	出角村	二二・五八	二〇〇・九六	出角村	二〇〇・九六	〇・九六	二〇二・九九	二〇二・九九	出角村
五六・二四〇	栃谷村	五六・二四〇	栃谷村	二二〇・五八	七六四・二六	栃谷村	七六四・二六	二・五九	七六六・八七	七六六・八七	栃谷村
四八・〇〇〇	三谷村	四八・〇〇〇	三谷村	二二七・五二	六九七・六五	三谷村	六九七・六五	〇・七三	六九七・九二	六九七・九二	三谷村
七九・九二〇	馬地村	二二・六〇	奥馬地村	六〇・五三	二八二・二六	奥馬地村	二八二・二六	〇・六九	二八二・八五	二八二・八五	奥馬地村
		二六・七四	馬地村	一七〇・四六	二八七・一六	馬地村	二八七・一六	〇・四八	二八七・四八	二八七・四八	馬地村

川上村

谷久村美

九七・二七〇	久美濱村	二〇六・四九七	神谷村	七〇・九八	二七四・八六	神谷村	二七四・八六	〇・一五	二七六・四二	二七六・四二	神谷村
五八・六三〇	湊村	一四九・〇五七	河梨村	五・〇三五	二〇〇・九二	河梨村	二〇〇・九二	〇・二六	二〇〇・三八	二〇〇・三八	河梨村
		九七・二七〇	久美濱村	二九〇・八二	一三六・九二	久美濱村	一三六・九二	三・四九	三三五・四七	三三五・四七	久美濱村
		一〇一・七七〇	大向村	六二八・九〇	一六四・六〇	大向村	一六四・六〇	〇・五二	一六八・二	一六八・二	大向村
		九一九・〇〇	蒲井村	四一八・七六	一三五・七八	蒲井村	一三五・七八	〇・九四	一三六・七三	一三六・七三	蒲井村
		三二・九三〇	宮村	一五・六四八	三七五・七八	宮村	三七五・七八	三・五二	三七九・一九	三七九・一九	宮村
		一三三・八四〇	葛野村	△三・九〇〇	一〇〇・九四〇	葛野村	一〇〇・九四〇	—	一〇〇・九四〇	一〇〇・九四〇	葛野村

久美濱町

湊宮村

三〇九〇	内村	三〇九〇	内村	五〇八六	二七二八	内村	二七二八	一五〇七	二七二八	内村
五七〇〇	橋谷村	五七〇〇	橋谷村	四八五八	二四二五	橋谷村	二四二五	三〇〇〇	二七二八	橋谷村
一六八〇	波美村	一六八〇	波美村	一三七六	一九〇九	波美村	一九〇九	〇二四三	一九三二	波美村
六七二〇	河守庄	六七二〇	河守町	二四三九	七八二四	河守町	七八二四	九三三〇	一九三二	河守町
二八〇〇	蓼原村	二八〇〇	蓼原村	二〇二八	二九〇九	蓼原村	二九〇九	二九八四	一九三二	蓼原村
三三〇五	公庄村	三三〇五	公庄村	三三七〇	三四二八	公庄村	三四二八	〇二〇六	三三〇五	公庄村
一三三〇	小田村	一三三〇	小田村	一四二六	一八四九	小田村	一八四九	二二〇四	八七六〇	小田村
一六〇九	日藤村	一六〇九	日藤村	六六九二	三三七八	日藤村	三三七八	一	三三七八	日藤村
六五九〇	夏間村	六五九〇	夏間村	三三三八	六九二八	夏間村	六九二八	〇〇四二	六五九〇	夏間村
										河東村
										河西村
										河守町

表中下宮津村に限り延寶延高以前に寛文檢増あり、又奥平、青山間の新田の欄に記入せるものは奥平氏の檢地増加せる新田と、青山氏及び幕府代官所がそれを引継ぎたる以後に於て更に改め出したる新田とを便宜上併せて計上したり、詳細は歴代領地郷村高帳と照合して推知すべきなり。

### 第三款 宮津藩財政

#### 一、藩主表高と財政

一言に藩の財政といふも京極氏の七萬八千五百五十石、永井氏の七萬三千六百石阿部氏の九萬九千石、奥平氏の九萬石、青山氏の四萬八千石、本莊氏の七萬石等それ／＼領主の知行によつて異なり、各氏の税制財政經濟等序を逐て敘せんと欲するも資料の徴すべきもの甚だ尠なければ遺憾ながら本莊氏幕末時代の概略に止めんとす。

#### 二、延寶條目と取箇

抑も延寶六年幕府の發したる檢地條目は上田一段穫米壹石五斗租米七斗五升、中田穫米壹石三斗租米六斗五升、下田穫米壹石壹斗、租米五斗五升、下々田穫米九斗租米四斗五升の定めにて即ち五公五民なり、若し何れの時と處を問はず此の條目を杓子定規に當嵌むれば、本莊氏七萬石の租米三萬五千石にて頗る簡單なりしと雖も、事實は寺社領御免地、河成海成風水災害荒地御免、道路溜池堤塘堰溝敷御免其他種々なる引地あり、又一面開墾、起返その他見取場高入あり物成御取箇即ち貢租の率も必ずしも五公五民の單純なるものにあらず、幾多の複雑なる計算の結果は間々六公四民以上に互る時と所あるも概して幕府の條目の標準より幾分減じたるものゝ如し。

三、宮津藩歳入

今宮津藩本莊知事より政府に上申したる御口上書を抜録すること次の如し。

一、從來支配地云々

右者昨已五月取調進達仕候猶又今般五ヶ年平均取調可申上旨御達之處支配地之儀者一昨辰年稀成水害損毛多就而は農民救助等格別に收納相減シ平均的當不仕依之一昨辰年を除き亥年々卯年迄五ヶ年平均取調別冊ニ申上候。

一、請産物云々  
右者從來縮緬絹産物に候處生糸は國産に無之他國仕入之儀にて其生糸近年未曾有之高價ニ相成織上捌き少く失産業候者多く牛農牛商之土地柄に候處殆生活難立種々助力を加候得共近年用途多端に而何分不行届尤も京阪へも産物用揚取建夫々取締方之者在町よりも差出置候に付相當之給扶持等遺し其餘諸入費不少詰り税金も費用に消散し且ッ魚鳥等之税とても些細の儀總而税高薄少にて御不審も可有之哉と情實申上置候。

一、寺社領其外云々

右者昨已五月進達仕候處此度御達にて藩外扶持とも猶又別冊ニ申上候。

右之件々被仰出之通取調奉申上候宜御差圖可被成下候 以上

午正月

辨官 御中

從來支配地

- 一 高七萬石
- 一 高七百拾八石壹斗九升四合

丹後國之内  
先領主方引送  
新田改出高

内

高六萬七百拾八石壹斗九升四合

丹後國

與謝郡之内  
中郡之内  
竹野郡之内  
加佐郡之内

高壹萬石

近江國

蒲生郡之内  
栗田郡之内  
甲賀郡之内  
野洲郡之内

都合

高七萬七百拾八石壹斗九升四合

内

高參千七百七拾石壹斗三升貳合

高百四拾五石五斗貳升五合餘

但百貳拾七石三斗四升壹合餘

合高三千九百拾五石六斗五升七合餘

残

高六萬六千八百貳石五斗三升七合餘

此正租米參萬〇五百四拾貳石壹斗壹升九合

雜稅米千八百六拾九石六升壹合

都合 現米參萬貳千四百拾壹石壹斗八升

此 俵 米八萬千貳拾七石三斗八升

産物絹縮緬魚鳥並詰商賣職人冥加銀錢

一金拾五兩壹步貳朱

一錢九千四百六拾壹貫八百六拾貳文

金錢合

金九百六拾壹兩貳步

此石五兩替

米百九拾貳石三斗

從來支配所高之内寺社並藩外扶持

一高百四拾五石五斗貳升五合餘

内 高百貳拾七石三斗四升壹合餘

内 高拾八石壹斗八升三合餘

一米千四百六石四斗五升六合

内 米八百三十九石五斗壹合

内 米五百六拾六石九斗五升五合

右之通御座候 以上

午正月

四、宮津藩歳出

即ち藩の歳入は現米三萬二千四百拾壹石壹斗八升と代米百九拾貳石三斗合計三萬貳千六百三石四斗八升にて歳出は現在立憲治下に於けるが如く豫算を編成して其範圍内に於て收支するものと異り、年々歳々莫

丹後國社寺  
近江國社寺

近江支配所並兩京大阪大津用達之者八十四人扶持米

宮津支配所寺社並用達職人共二十八人へ扶持並ニ取扱米

本庄宮津藩知事

大の増減ありて一定の數字に表しかたしと雖も幕末數年間公簿に載する所を集計抄録すれば、

一米貳千五百貳拾五石二斗四升五合

一米四百貳拾石

一米三千六百四拾貳石

一米貳千九百五拾六石

一米千四百石

一米千四百六石四斗五升六合

一米千四百石

壹萬四千四百拾九石七斗〇壹合

而して御家老以下士分足輕小者に至るまでの家祿扶持米は、藩の公簿の示す處これを集計すれば四萬九千四百拾三石三斗六升貳合あり、之を藩規三ツ物成として計算すれば現米壹萬四千八百貳拾四石〇六合なり、今前者と合すれば貳萬八千九百七拾三石七斗〇七合となるべく、之を藩の歳出とすれば藩主の所得三千六百二拾九石七斗七升三合なるを知るべし。

維新廢藩の際藩知事家祿を現石十分一と見たるも全然故なきにあらざらんか、前記御口上書に、

一現石十分一云々

右ハ正租稅諸雜稅共都合現米三萬二千四百拾壹石一斗八升此十分一米三千二百四拾壹石一斗餘家祿卜定メ收納之内藏米ヲ以頂戴仕度別冊ニ申上候

年々荒地嶽ト檢見救引並普請取扱米

軍資金御上納

兵備武備玉藥馬飼料文武兩學校入用

兩京定用出張雜用並町在褒美養老扶持取扱米

宮津御城兩京邸並近州陣屋營繕入費

大豆麻苧眞綿代米並夫役人足扶持

宮津近州寺社用達職人並兩京大阪大津用達取扱米

御用平常見込

(別冊)

藩知事家祿

一現米三萬二千四百拾壹石壹斗八升

此十分ノ壹

米三千貳百四拾壹石壹斗壹升八合

此俵八千貳俵三斗壹升八合

本莊家家祿

以て宮津藩の財政の輪郭を窺ふべきなり。

#### 第四款 宮津郷貢租

##### 一、宮津郷の檢地

宮津郷に於ける貢租額及び其徵税法竝に納付手續を記録の上にて知り得べきは無論宮津藩開府以來の事に於て、租額を定むるは其基本として先づ土地を丈量し、交通の便否、地味の肥瘠、灌漑の良否、耕耘の難易等を斟酌して前款既記の如く上田、中田、下田、下々田等の等級を設け、各等級の標準となるべき田地を一ニケ所づゝ定め置き、秋期實地の作柄を檢視し其の稻禾を一步づゝ苜り取りて登量を檢し、上田中田下田々田等各自當該標準による土地全部の反別に之を算及し、畑屋敷等は登量幾何と假定して全反別に算及し兩者を合して其町村の草高となす。

細川氏檢地當時宮津郷に於ける草高は三千百八十石七斗四升三合にて、此の内上宮津村千貳百貳拾七石八斗三升三合、下宮津村千九百五拾貳石九斗壹升、然るに京極氏下宮津海岸に城郭除地四百五拾六石八斗六升三合及び府城に伴ふ御城下市街地二百拾八石五斗六升二合を控除せしを以て、都合六百七拾五石四斗貳升五合を減せし割合なるを以て、有租の分は貳千五百〇五石三斗壹升八合なり。

##### 二、宮津知府の除地

宮津市街地は宅地の坪數に割當て、地子米を徵するの制にて全然貢租御免地にあらす寧ろ在方より其率高しと雖も、京極氏は知府經營中市街販の政策上地子米を免じて移住を奨励したれば前者と自然其の趣を異にするものあり。但し茲に注意すべきは知府經營の爲めに六百七拾餘石を控除せし土地は、無論下宮津村の地域なりと雖も、上宮津村に互りて草高を按分減額せしことにて、三十八石五斗三升を降して上宮津村千八百八拾九石三斗を當時の草高とせり、後世宮津町に近在町村の少散田地なるものありて、惣、宮村、有田、田中など接續地域は言ふに及ばず遠く喜多、今福村に貢租の辨償を要するものあるは實に此に基因せりといふ。

##### 三、下宮津の分村と草高填補

永井氏入國するや先づ下宮津村を數ヶ村に分離獨立せしめ、登量を檢して延高を行ふ、下宮津村獨立の町村名及び新舊草高次の如し。但し前章采邑條下の記事竝に表と重複の廉あるも繁を忍びて茲に掲ぐ。

元草高	四八・八二〇	新草高	六六・八八三
銀治町	一〇七・八九四		一四六・四七六
獵師町	一一六・八四五		一五六・四四九
有田村	一一五・〇六七		一三三・二〇八
中田村	一一七・二五八		一二一・八二七
宮村	一一五・〇六五		一二〇・六四八
惣村	一一五・〇三三		一二五・四五六
皆原村	九六・一三八		一三三・二〇八
山中村	二〇六・六〇六		二八六・四八七
波路村	五〇・八三二		七一・四七六
椎崎村	二〇・六四四		
文殊村		惣村之内	
計	一、三二六・三一八		一、八八八・〇五三

此の穫米五公五民とすれば、元六百拾八石壹斗五升九合の處延高によりて二百八拾五石八斗六升七合五夕の増租米を見る筈にて、上宮津村三十八石三斗に對する拾九石壹斗五升の減貢を差引するも尙貳百六拾餘石

の剩米あり、此に於て上宮津村の檢地を行ひ三百三十石の増加を爲したるも其の部分は新田として取扱ひ草高に加へず、貢租三公七民として九十九石を徴し前者の剩米を合し三百六十五石七斗壹升七合五夕を得、優に宮津城郭地及び城下市街地草高六百七十餘石の貢米三百三拾七石七斗壹升貳合五夕を填補して尙ほ貳拾七石五合の過剩を生ずるに至れりといふ、以上要するに上下宮津村にて一旦除かれたる宮津城地及市街地は、延寶年中永井氏の殘部の檢出填補によりて全く計算外の土地と見らるゝに至り、爾來城地は無論市街地も累代曾て御領地高に加へられしことなし。

四、御檢見と御取箇免定

幕府條目五公五民は大體の標準を示せしものにて前款既説の如く時と處によりて必しも一律に決し難きものあり、歳の豊凶、場所の善惡により吏員出張檢見を行ひ御物成の取り箇を定む、町村沿革調

正租年貢ト云ヒ各村石高荒地川欠池敷永荒引等ノ廉ヲ以テ引去リタル高ニ本免物成ヲ乘シ其年ノ取箇ヲ定メラル、若し凶荒ノ際四分五厘迄ノ毛作ト認ムル村々ハ庄屋ヨリ大庄屋ヲ經テ郡會所ヘ御檢見ヲ出願シ郡會所ヨリ郡奉行一人御勝手御用人一人御用書一人吟味役一人御目付一人地方下役二人竿取四人御出張村役人御案内申上ケ三鎌又ハ四鎌ヲ坪刈シ一鎌一間四方(大尺三寸)トシ梓ヲ入レ此棟數凡四十五六株位刈取リ終レバ一鎌ヅ、莖ニ包ミ十文字ニ繩ヲ掛ケ紙ニテ御目付封印シ郡奉行ノ御宿所ニ持歸リ長持ニ入置キ一村刈取リ終レバ總役人列席右長持ヨリ刈稻ヲ取出シ稻ヲ扱キ足中草履ヲ手ニ掛ケ莖ノ上ニテ稻ヲ摺リ上ケ量リ立テ其場ニ於テ御引免何程ト定メラレ總役人御引取相成十一月晦日迄ニ其年納メ高御免狀御下附ニ相成リ十二月朔日庄屋方ヘ組頭百姓代長サ百姓立言ノ上免割帳及ビ米藏入帳ヲ製シ各自ノ所有高ニ賦課ス云々。

茲に免といふ、吏員が檢見を行ひ坪刈をなして得たる當年の穫米量は既定の村高とは幾分の差異を生ずる



は當然の事にて村高に五公五民の租率を乗じたる數即ち半額に、檢見の稷米量の半額が及ばざることありし場合は、其歳の水旱風虫害の有無を基とし村民の財力四圍の事情を參酌して其の差額の貢租は概ね免除せらるゝを常とす、免なる稱呼乃ち起る、此の場合既定の村高より新檢の五割を見るときは、四割何分若しくは三割何分何厘等五割より少きは當然なり、之れを免四ツ何分又は免三ツ何分何厘といふ、然るに後には此の免の字義を御取り簡即ち課稅率を示す文字の如く見做すに至り、五割以上に増加する場合あるも依然免字を用ふ、免一ツは御取簡一箇即ち檢見稷米量十分の一にて高壹石に對する租米壹斗をいふ、各村の御取簡免必ずしも草高の五割と一致せざる之れが爲めなり。

五、上宮津の分村と延實延高

延寶八年永井氏改易幕府の直轄となり小野長左衛門代官として入國するや、先づ上宮津村の分離獨立を行ひ三ヶ村となし幕命を奉じて封内一般の延高を行ひ翌年阿部氏の入國に際しては延草高を采邑に充てしこと前章既に敘せし處なるが斯くして上宮津村も三百七十九石餘を延べられ下宮津村は各村に互りて四百二十一石餘を増されたるものにて、上宮津村獨立の村名草高及上下宮津村の新舊草高左の如し。

元上宮津村	
獨立村名	草高
喜多村	五五一・八一三
	延高
	二四三・一六三
	新草高
	七九四・九七六

今福村	一五〇・六五七	三五・二三三	一八五・八九〇
小田村	四八六・八三〇	一〇一・〇九二	五八七・九二二
計	一、一八九・三〇〇	三七九・四八八	一、五六八・七八八

元下宮津村

(△印檢減)

町村名	舊草高	延高	新草高
鍛冶町	六六・八八三	一六・四〇七	八三・二九〇
獵師町	一四六・四七六	三六・六八四	一八三・一六〇
有田村	一五六・四四九	九・四九七	一六五・九四六
田中村	三五四・一九五	五八・〇五五	四一二・二五〇
宮村	二一一・八二七	二一・七三三	二三三・五六〇
惣村	二〇六・四八七	一八三・二五七	三八九・七四四
皆原村	二五四・五六五	五四・二六七	三〇八・八三二
山中村	一三三・二〇八	△二〇・六五二	一一二・五五六
波路村	二八六・四八七	五五・五八九	三四二・〇七六
獅子崎村	八七一・四七六	七・〇八八	七八・五六四

計 一、八八八・〇五三

四二一・九二五

二、三〇九・九七八

山中村貳十石餘の減高あるも上下宮津を通じて尙ほ八百壹石四斗壹升貳合の増加にて百姓頗る迷惑を感じ、殊に延寶八、九年(延寶九年は九月二十九日)は稀有の饑饉なるにも拘らず幕府の代官は徵稅峻嚴にして毫も假借する處なく宮津事跡記にも

同月七日(延寶八庚申年)小野長左衛門殿ハ宮津領村々御改ニ御出張リ(中略)然ル處當御城破損致居候ニ付御目付様御見分之上御同人御差圖ニ而破損之所不殘御修復有之御在番御衆中並ニ御目付御代官様方皆々當所ニ而御越年仍之御城御門々不殘飭リ松仕來通り被爲遊候然ル處延寶八申年八月八日ハ十三日迄古今珍敷大雨洪水ニ而御領内村々山崩レ川欠多分之荒地都合高三千石餘有之村々より荒地引種々願出候得共御開濟無之十二月中旬ニ至リ御年買取之御免定被仰出高七萬三千六百石此取米三萬六千八百石餘但免四ツ八分九厘三毛ニ被仰出外ニ口米夫米並ニ御目付御代官之諸入用高壹石ニ付壹ツ都合五ツ九分ニ被仰付百姓一統困窮仕リ其上十月廿三日ハ翌酉二月廿日頃迄大雪降積平地ニ凡壹丈餘有之山入之村方ニ而者二丈餘も有之麥作菜種悉く腐リ山林之諸鳥音類飢死いたし前代未聞の難澁也其上及不納候百姓共ハ妻子ニ至迄繩手鎖村役人は入牢等被仰付誠ニ殿敷御取立ニ而及難儀御領内ニ而者幾千人と數不知仍之下方一同難澁申レ御藏ニ相納リ居候御米所御拂之儀種々御願申上付而ハ諸國一統之凶作ニ付三分一銀納之分も米納ニ被仰付猶々御領分一統及湯命飢死可仕哉ハ郷中一統大庄屋庄屋會合いたし三分一米是迄通り銀納達而御願申上候得共御開濟無之ニ付村役人大庄屋中死罪ニ相成候共御領内一統及飢死ニ候儀ハ難見捨と一決して訴狀差上不願恐達而御願申上候處左ノ通

乍恐以書付奉願上候

昨申年諸國一統凶作別而當國之儀別段不作ニ付御領内之者共數多及飢死猶又此儘等閑致置候而は過半之者共可及飢渴極々困窮ニ付村役人共一命を投打領内之飢爲相凌奉存候ニ付恐多御願ニ御座候得共格別之以 御仁惠三分一銀納之儀且又御藏諸之御米當所相場を以御拂被成下置候ハ、以御陸御領内一統飢を相凌可申此段公邊の被 仰上被下置候様仕度奉願上候猶又私共も此段公邊の御願奉申上候同右願之通被 仰付被下置候ハ、一同難有仕合奉存候 以上

延寶九四年三月

宮津御領分

一八三・一六〇	一八四・〇六四
八三・二八〇	徳兵八二衛
三萬草高	治兵衛
三萬草高	源太夫
一、正六八・三八八	六左衛門
正八・二二二	重兵衛
一八・八八〇	六郎右衛門
三、四・二六六	太郎左衛門
三、四・二六六	喜右衛門
三、四・二六六	長兵衛
三、四・二六六	九郎右衛門
三、四・二六六	久右衛門
三、四・二六六	七郎右門
三、四・二六六	源兵衛
三、四・二六六	兵衛
三、四・二六六	庄兵衛
三、四・二六六	庄右衛門
三、四・二六六	河守組大庄屋

幕府の取米三分一銀納は聽されしも他は悉く江戸廻米にせし爲め領内食糧なく餓死壹萬四千八百有餘を算

し殊に宮津府城近在は貢米運搬の爲めに集まるもの殆んど斃れて死屍累々の惨鼻を呈したりといふ。六、享保の高入

阿部氏善政を布き奥平氏また其後を襲ひ歳の豊凶によりて御取箇免に幾分の増減は免れざりしも三十餘年間は太平なりしもの如く、青山氏の入國後享保十八年の檢地に當り上下宮津にてまた六十餘石の延高を見るに至れり。冗繁なるも左に示す。

元上宮津村

村名	元草高	新田改出	新草高
喜多村	七九四・九七六	五・六六六	八〇〇・六四二
今福村	一八五・八九〇	一四・六三六	二〇〇・五二六
小田村	五八七・九二二	一〇・七五七	五九八・六七九
計	一、五六八・七八八	三二・〇五九	一、五九九・八四七

元下宮津村

町村名	舊草高	新田改出	新草高
鍛冶町	八三・二九〇	〇・六八〇	八三・九七〇
獵師町	一八三・一六〇	〇・九一四	一八四・〇七四

有田町	一六五・九四六	三・五五九	一六九・五〇五
田中村	四一二・二五〇	三・二四三	四一五・四九三
宮村	二二三・五六〇	四・一五一	二三七・七一
葱村	三八九・七四四	六・五五〇	三九六・二九四
皆原村	三〇八・八三二	二・九七一	三一・八〇三
山中村	一一二・五五六	三・七〇七	一一六・二六三
波路村	三四二・〇七六	五・〇八〇	三四七・一五六
獅子崎村	七八・五六四	〇・五八八	七九・一五二
計	二、三〇九・九七八	三二・四四三	二、三四一・四二一

今上來の總てを通觀すれば上宮津村は元千二百二十七石餘の處一たび千八百八十九石に減せしも二たび増して千五百九十九石餘となり、下宮津村は千九百五十二石餘の處城地市街地を除き千三百十六石に減せしも三たびの檢出によりて二千三百四拾壹石餘となり兩者を合して宮津郷千三百九十八石一斗一升七合の延高とはなれり。若しそれ之れに城地の四百五十六石八斗六升三合及び市街地の二百八十八石五斗六升二合を加ふれば宮津郷幕末時代の總草高を知るべく、試みに計算すれば四千七百拾六石六斗九升三合、これを有税無税の總高と爲す。

七、貢租納入の手續

草高に定免の率を乗じ各町村の納租額を定めらるゝこれを本途といふ。本途の外に夫米口米等役米を徴す之れを高掛りといふ、今宮津藩の資料によりて上下宮津町村定免率を見れば四ツ一厘二毛乃至五ツ四分四厘五毛の間に上下せり、此の内宮津町は次款に於て町地子として述説する筈なれば概略に止め他の部分を表

示せんとす。(但し幕末時代)

現町村	舊町村名	草高	定免	本途	夫米	口米	合計
宮津町	宮津町	二八五〇	(町地子)	一四七〇	—	—	二四七〇
城東村	鍛冶町	八三九七	—	四二六三	—	—	四二六三
同	獵師町	一八四七	—	九〇二	—	—	九〇二
同	波路村	三四七	—	一七五	—	—	一七五
同	獅子崎村	七九	—	三九九	—	—	三九九
同	惣村	三九	—	二五七	—	—	二五七
同	皆原村	三三	—	一四九	—	—	一四九
同	山中村	二六	—	五三	—	—	五三
同	宮村	一七	—	一一	—	—	一一

中村 四五四五 五三七九 三三四九 四九六 二四六五 二四〇九三

有田村 一六九五 五二六 七九三 本番 二〇三 五〇五 八六三四

上宮津村 小田村 五九八七 五〇三 二九八八 七二八 一四七五

喜多村 八〇六四 五〇三 九六八 二四〇九 四三九六

今福村 一〇〇三六 五〇一 一五三三 二四〇 六〇六 一三三〇

計 一五九八四 八八六五 一九一九 四七九五 八七五八

下宮津地内にて千四百三十七石五斗二升七合上宮津にて八百七十五石八斗二升合せて貳千三百三十三石三斗四升七合の米を宮津川流域より上納せしものなり、上納の手續は毎年十一月中頃までに藩の地方役所より御免狀の交付を受け町村内持高に割符するものにて御免狀の奥書に必ず「納合米何程銀何程、右當年御取箇相極ル間村中大小之百姓出作之者迄不殘立會無高下致割符極月二十日迄ニ急度會濟すべきもの也年月日係役人連印、何町村庄屋惣百姓」とあるに一致せり、免狀の下附を受ければ貢租納入の手續に着手し十二月朔日庄屋役宅へ三役人は勿論長サ百姓平百姓を招集し正租諸運上冥加銀その他郷割組割村割等各種の負擔を各自の持高に賦課し免定所定の期日までに指定の御藏に納入するを要す。町村沿革調書に

シニテ之ヲ検査シ村定使ヲテナサシメ量立ノ上米主ノ名前ヲ記シタル紙札ヲ俵内ニ入レ上皮ヲ着セ縦繩ヲ掛ケ横五ヶ所ヲ結ビ横繩ノ間ニ竹巾六分長サ一尺五寸位ノモノニ何年貢米米主名前ヲ記シタル札ヲ差シ郷藏ヘ詰メ置キ津出シ迄ハ郷藏ノ錠前ニ年寄立會ヒ封印シ納米人ヨリ米受取帳及藏ノ鍵ヲ年寄ヨリ庄屋ヘ渡シ庄屋ハ毎日村定使ヲ以テ郷藏ノ見廻リヲ爲サシメ同月十日迄ニ郡會所御指定ノ御藏ヘ納入ス、御藏着米ノ上ハ郡奉行地方下役御代官吟味役御目付御立會ノ上一村分米俵積竝ベ俵數ヲ改メ幾百俵ニテモ俵毎ニ米差ニテ米ヲ差抜キ米質ノ善惡御検査ノ上其十分一又ハ十分二ヲ廻シ取りトテ樹取ノ者樹目ヲ改メ濟ニテ御藏入レテ終ル云々。

貢租納入に要する米俵は二重俵とし其容量は四斗壹升五合を定法とす、蓋し宮津領内に於ける年々の收米額は前記の事情にて五公五民率には多少の増減ありて其實收額は御取箇平均免四ツ一分五厘即ち草高一石に付き正租米四斗壹升五合に相當するを以て、容積重量等の關係上四斗壹升五合を一俵の容量に定めしといふ。然れども實際に於ては藏詰鼠損取扱遺漏米等ありて納所検査の際樹不足の場合全部の俵數に算及せらるるを以て、其豫備として毎俵必ず一升餘の込米を加へたり、また此の納租には三分銀と稱へ七分を米納とし三分を代銀納と爲すの例にて之れを先納といふ。蓋し秋冬百姓の收穫後に徴收すべき貢租の三分一は其收穫に先ち春夏既に納付せしむるより先納といふ歟、米價は時々高下ありて一定せず納租上頗る面倒なりしといふ。米納先納その期日に至りて納入せざるもの又は納額の内幾分を納付して他を納めざるを未進者と云ひ、庄屋役宅へ呼出し三役人にて説諭し到底上納する能はざるものは庄屋に於て繰り替へ上納を了し未進者所有の土地家財を賣却して之に充當し尙不足の場合は村損とす、未進者水吞即ち小作人なる時は土地を引上げて小作を許さるの制規なりしを以て貢租其他の負擔を未進するもの殆んどなかりしとなり。

### 第五款 宮津町地子

#### 一、宮津町の反別

宮津は在方の御年貢の如く草高の上に御検見を受けて御取箇の物成を定めらるゝにあらずして、市街宅地の坪數に石盛を乗じて之を町地子として徴せらるゝの制なりしこと前に謂へるが如し、而して其の課税の基本となるべき宅地の坪數は宮津日記に公事簿より抄出し竊視録として載する處次の如くあり。

竊視録

- 壹町六反三畝七步中 本 町
- 五反貳畝二十七步 波 路 町
- 壹町六反七畝十八步 魚 屋 町
- 壹町四反三畝步 萬 人 町
- 壹町五反四畝十二步 職 人 町
- 壹町五反八畝四步中 白 柏 町
- 九反壹畝十二步 葛 屋 町
- 壹町壹反六畝壹步 川 向 町
- 拾町四反六畝貳拾貳步 三十步壹畝也 十畝壹反也
- 拾反壹町也

右享保六年丑七月二十九日名主ヨリ御勘定所へ書付上ル。

蓋し京極氏檢地以來襲用せる坪數なるべし。

二、石高七地子米

此の坪數に對する町地子米は同書に

一 高二百十八石五斗六升二合

此米百二十石二斗壹升

一 高七十二石八斗五升四合

此米三十石六斗六合三夕 只米

一 百貳拾三石八斗壹升六合三夕

其の詳細に就いては宮津舊記卷二に、

京極丹後守權御代町地子並ニ家別

一 反別壹町六反三畝七步五分

此地子米拾九石三斗四升三合九夕

一 反別五反貳畝貳拾七步

此地子米六石貳斗五升五合三夕八才

一 反別壹町六反七畝十八步

此地子米拾九石八斗壹升八合九夕

一 反別之儀ハ近在小散田地

一 反別壹町四反三畝步

此地子米拾六石九斗壹升八合

一 反別之儀ハ皆原村小散田地

田中村、惣村、皆原村

本町家數百二十六軒

同町之内 波路町家數五十三軒

魚屋町 家數百四拾壹軒

同町之内 小川町家數四拾壹軒

萬 町 家數百貳拾壹軒

同町之内 金屋谷家數四拾壹軒

職人町 家數百貳拾四軒

同町之内 切戸町家數貳拾壹軒

同町之内 大久保家數四拾軒

同 松原町家數四拾五軒

同 水邊町家數三拾壹軒

白柏町 家數百三拾八軒

同町之内 葛屋町家數九拾三軒

同町之内 吹屋谷家數三十八軒

同 池之谷家數九軒

川向町 家數百拾九軒

改出シ備々ニ有之

町中家數合千八百拾七軒

此取米七石三斗四升〇貳夕

外ニ

五反九畝貳拾七步

反別合拾町四反六畝貳拾貳步

此地子米合百貳拾三石八斗貳升壹合八夕三才

一 近在方小散田地

一 反別壹町壹反六畝壹步

此地子米拾三石七斗壹升八合三夕

反別合拾町四反六畝貳拾貳步

此地子米拾石八斗〇八合壹夕六才

一 近在方小散田地

一 反別壹町壹反六畝壹步

此地子米拾石八斗〇八合壹夕六才

一 近在方小散田地

一 反別壹町壹反六畝壹步

此地子米拾石八斗〇八合壹夕六才

内 本家千八百八拾壹軒  
借家六百三十六軒

外 三

高六拾六石八斗八升三合

内 四拾八石八斗貳升

高百四拾六石四斗五升九合

内 百〇七石八斗九升四合

三拾八石五斗六升五合

鍛出 浪 八 軒

御 高

新 田

獵 師 町

御 高

新 田

### 三、地子御免の特典

蓋し高廣知府の經營に全力を傾注し、築城の工を急ぐと同時に町肆の創設にもまた幾多の恩典を附して構成の速かならんことを期せり、就中町地子米を免除して移住を奨励したるが如きは顯著なる事例にて、元和の末年より寛永の中年まで近々十幾年間に市街の大體を形作れる處實にこれが爲なりといふ、高廣の子高國封を除かるるや、舊に復して地子米を徴せらる。宮津日記に、

正徳二年年寄中ヨリ申上ル

京極安智様御代被仰付候ハ町困窮致候ハ如何ニ思召候ニ付地子其外諸事人足等御救免被仰付一人モ出シ不申候、然ル處丹後守様御落去ノ節御上使青山大膳亮様黒川丹波守様被爲遊御越地子ノ儀御尋被遊候ニ付町人共申上候ハ地子其外人足是迄安知様御救免被遊候様申上候處地子ノ儀ハ高ノ内ニテ有之同此方了簡ニテ免シ申儀難成候間相立可申様被仰付候。其外諸事人足等ハ右之通御救免被仰付候右之通リニ御座候ニ付其以後如何儀ニテモ御代々人足一人モ出不申候永井信濃守様御落去ノ節御

上使加藤兵助様六兵衛様御越被遊候節モ人足一人モ出シ不申阿部對馬守様御所替ノ節モ御上使瀧川彦治郎様杉浦彌市様御越被遊候節モ人足一人モ出シ不申候遊行上人善光寺御巡見様右同斷人足一人モ出シ不申候。右之通リ少茂相違無御座候 以上

正徳二年十月二十二日

之れに依つて寛文六年より町地子米を徴せられしを知るべく、永井氏入國の翌年即ち寛文十年初春町役人共より復び地子免除を出願せしも許されずして永例となれり。宮津事跡記に

寛文十戌年早春町役人共數度參會相談之上京極高廣様御代々町地子御救免ニ付何卒格別之以御憐愍先規之通御救免之儀再應奉願候得共御知行高ニ相籠居候間御取箇不足ニ相成候旨ニ而御取用難相成段被仰渡依之猶又奉願候ニは御料所之節御代官様魚屋町白柏町川向町波路町右四ヶ所ニ少々宛之築出地有之此上納米三石五斗六升六夕町年寄被下置候段奉申上候處御取調之上是は先規之通町年寄中ハ被下置候旨被仰渡其上向後町方分ニ築出地出來候分ハ町年寄中ハ被下置候旨被仰付難有御請奉申上候事。

このことは郡衙の町村沿革調にも左の如く謂へり。

一當市街地子銀は一坪三合五勺盛りにて年々一定の納め高にて郡村の如く別に立毛の定め方等無之此地子京極丹後守高知領主の時寛永年度に於て免除なりしが寛文九年永井右近大夫領主となりし時尙又地子銀上納方相違せられたるに付種々嘆願せしも御朱印免除にあらざる旨を以て聞届なく以後引續き上納せり其上納方は毎年十二月晦日を以期日とし組頭にて取纏め名主へ差出す名主は町役所へ上納せり(但地子相場は毎年領主に於て定められたるものにて其相場により金納せしものなり)

### 四、地子の御取り箇

三合五勺盛りとあるも大體は四合盛りにて前掲宮津事跡記十町四反六畝二十二步百二十三石八斗餘を示す

も明かなり、丹後宮津記にも四合邊の丁諸宮津志編十箇四又六箇二十二連百二十三八并領を示す  
 四、一町中地子米高百貳拾九石七斗九升六合高にして貳百拾八石五斗六升貳合、俵にして三百貳拾四俵壹斗九升六合  
 丹後宮津記は寶曆年中青山本莊氏過渡期の編纂なれば地子米の前書より幾分増加せるは其後の開發を含め  
 るなるべし。

町村沿革調に幕末の地子米を次の如く記載せり。

舊時草高	本町	本町の端町	波路町
一高十九石三斗四升三合九夕	本町	本町の端町	波路町
一高六石貳斗五升五合三夕八才	魚屋町	魚屋町	
一高拾九石八斗壹升八合九夕	魚屋町の端町	小川町	
一高近村小散田地	但し小散田地とは近郷村にて受持にして則田地の名稱を帯びたるものなり依て其相當する年貢を其受持庄屋に差出すを以て草高は當市街の受理に無之候	但し書前同上	
一高拾六石九斗壹升八合	萬	萬町の端町	金屋谷
一高拾八石貳斗五升七合九夕七才	職人	職人の端町	今宮本町と改稱
一高是は職人町の籠る	職人の端町	切戸町	今京口町と改
一高有田村小散田地	同	大久保	

一高近村有田村田中村小散田地	同	木之邊町
一高近村小散田地	同	松原町
一高拾八石七斗〇壹合貳夕貳才	白柏	白柏町の端町
一高拾石八斗〇八合壹夕六才	白柏町の端町	葛屋町
一高近村に小散田地	同	吹屋谷
一高近村に小散田地	同	今萬年町と改
一高八石參斗壹升三合七夕	同	池之谷
一高壹石七斗四升九合五夕	同	河原町
一高壹石壹斗三升六合	同	山王下
一高九石六斗八升貳合五夕	同	今宮町と改
一高壹斗壹升六合七夕	川向町	如願寺下
一高拾六石六斗〇三合八夕	川向町の端町	今同
右小散田及市街近接の田畑等明治八年改租の際區域組込御達により當市街之部へ組込に相成候	川向町の端町	杉末町
百四十七石七斗〇五合七夕三才	同	獵師町



強といふに匹備すべし。... 五、近在小散田地

地子の外小散田地の分は原本註記の如く鍛冶、獵師の二町及有田、田中、喜多、今福、宮村、惣、皆原その他近在諸町村の草高に含まれたる田畑を宅地に使用したるものにて其田畑に對する貢租は其の村々にて上納し町方より使用の分に應じて代米を其の支配町村に辨償したるものとす、重ねて言ふ。如上は御城下町肆即ち市街宅地のみにて御城内竝に御屋敷の部分に及ばず、城地四百五拾六石八斗六升三合は除地なれば貢税なきは無論の事なるべし。

六、運上、冥加銀、歩一銀

諸運上、冥加銀、歩一銀等の雜税は在方の小物成役米等の如く矢張り若干は賦課せられたるものにて、町村沿革調に

- 一、絞油、蕎麥切、豆腐、鍛冶職、船問屋等極些少の冥加銀を納む何れも無給にて仲間取締人あり一切の事を掌る、七ヶ年動續する時は相應の格式を賜る。
- 一、酒造家は公儀御鑑札あるを以て増株をなすを得不得其他醬油屋なり質屋なり魚納屋なり大概諸商賣株にあらざるはなし故に容易に之れを増加すを得ざるなり。
- 一、宿屋は御用宿を勤むるを以て冥加とし別に金納せず尤本町魚屋町萬町の三ヶ町に限り開業せしものなり川向町には待明しと唱ふる宿屋様のものを許されたり其他の各町にては宿屋業不相成例なり。
- 一、質屋商より切戸橋架設するを以て冥加させし事ありしも之は其時限りの一なり。

一、各商業とも仲間取締人又は工業にて棟梁何々屋惣代といふものあり其仲間に係る一切の事は其者共に於て取扱ふ例なり但別に給料なし。只身分を重んずるを以て義務にて勤めしものなり。

但太物商小間物商之類は別に株はなかりしなり。一、枿ものを取扱ふ商業者は毎年枿改めと唱へて町役所備付枿と容量を比し相違なきに於ては丸に正の字の焼印を申受ケ之れを用ふるの例なり。

酒造冥加銀、醬油屋冥加銀、船問屋冥加銀、縮緬機冥加銀などの冥加銀、大工歩一銀、鍛冶屋歩一銀、鑄物師歩一銀、桶屋歩一銀などあり、在方には山手運上、糠藁運上、稻木運上海岸には肴運上あり今日の營業税と見るべき歟、幕末に於ける藩の公簿により之れ等を表示すれば左の如し。

現町村	舊町村	山手運上米	稻木運上銀	糠藁運上	各種冥加銀	各種歩一銀	税銀合計
宮津町	宮津町	—	—	—	三三八・〇〇〇	二六・〇〇〇	三七七・〇〇〇
城東村	鍛冶町	—	—	—	—	—	—
同	獵師町	—	—	—	—	—	—
同	波路村	—	四・六七七	—	—	—	四・六七七
同	獅子崎村	—	三・〇〇〇	—	—	—	三・〇〇〇
同	惣村	—	五・〇八八	—	—	—	五・〇八八
同	皆原村	—	一・二〇〇	—	—	—	一・二〇〇

城東村	山中村	1,100	3,140	2,314	—	2,424
同	宮村	1,100	2,960	2,553	—	2,953
同	田中村	1,100	5,284	4,899	—	5,283
同	有田村	1,100	2,233	2,890	6,000	2,703
同計		4,400	26,252	33,593	36,268	63,835
上宮津村	小田村	3,250	7,526	66,941	—	74,467
同	喜多村	3,850	10,276	90,459	26,000	126,655
同	今福村	1,100	2,080	2,255	—	2,365
同計		8,200	20,282	176,555	26,000	248,777

即ち下宮津に於て米八石一斗銀六百三十八匁三分壹厘三毛上宮津にて米八石貳斗銀百九十八匁七分三厘七毛これを維新前の小物成とす。

### 第六款 宮津町村諸税公課

#### 一、税種と税目

上來維新前宮津郷の貢租諸負擔に就て述べたれば之より維新後の税制並に負擔額等に關し聊か敘せんとす。

す。抑も明治三年十二月太政官地券を發して地租を徵すべきを令せしと雖も、實際此地方に布かれしは明治六年七月改正以後の事に屬す、七月廿八日地租改正の上諭に「朕惟フニ租税ハ國ノ大事人民休戚ノ係ル所ナリ従前其法一ナラス寛苛輕重率ネ其平ヲ得ヌ、仍テ之ヲ改正セント欲シ乃チ諸司ノ群議ヲ採リ地方官ノ衆論ヲ盡シ更ニ内閣諸臣ト辯論裁定シ之ヲ公平畫一ニ歸セシメ地租改正法ヲ頒布ス、庶幾クハ賦ニ厚薄ノ弊ナク民ニ勞逸ノ偏ナカラシメン」と、以て叡慮の存する處を知るべきなり租税の根本義既に明かなり、但し斯は只地租のみに就てのことなるも一般の租税に就ても根本義に異なることなく、即ち國家には必ず經營あり事業あり事業あれば必ず經費を要し經費は吾人人民に於て負擔せざるべからざるは明かにて國家及び地方自治體が其の經費を補はんが爲めに法律によりて個人より無償的に徵收する所のもの即ち租税なり、此性質は古今異なることなく形に於ては時々變遷して以て今日に至れるものなり、租税に國税、府縣税、及市町村税あり、蓋し徵集の權利を有する主體によりて分ちたる區分にして、國税は中央政府が國家の費用に當て府縣税は府縣が徵集して其府縣の費用に當て市町村税は市町村が徵集して其の市町村の費用に充つる所のものなり。

#### 二、宮津の負擔額

國税に直接税、間接税あり、地租、所得税營業税、登録税、酒造税、醬油税、鑛業税、關稅、噸税、通行税、賣藥税、相續税、砂糖消費税、織物消費税等あり、府縣税には獨立税、附加税の二種あり家屋税、戸數割、營業税、雜種税、地租割、國稅營業稅所得稅附加稅等あり、市町村税は國稅及び府縣稅の附加稅にて地價

割、所得税割、營業稅割、戸數割家屋稅割等の稅目あり、今女子校郷土誌中より明治大正過渡期の稅額を抄録す。

二、舊科の費目

大正二年度豫算額

明治四十五年度實收額

明治四十四年度決算額

地價稅 三三六六五

三三九八五七七

三三六四〇〇〇

所得稅 三〇三六五〇

四〇四七七六〇

五二二九四〇〇

營業稅 六六七・〇四〇

六五二七七〇

六二四七・八二〇

其他 五七・五〇〇

六〇〇〇〇

二七三六・三二〇

合計 三三三・二六五

一四、四一八・二〇五

四、二二四・八〇〇

府 稅

大正二年度豫算額

明治四十五年度實收額

明治四十四年度決算額

地價稅 一〇九九・五九〇

一〇九一・九六〇

一、〇〇九・九二五

營業稅 一、七五六・二九〇

一、九三二・九〇〇

二、〇六八・〇一〇

其他 五七・五〇〇

六〇〇〇〇

二、一八二・〇〇〇

合計 一、九一三・〇八〇

三、五七五・七六〇

四、三三三・〇〇〇

營業稅附加 大正二年度豫算額 一、〇七三・六〇〇  
明治四十五年度實收額 一、〇四六・二七〇  
明治四十四年度決算額 九七七八・八五〇  
戸數割 二八、六六九・一四〇  
九七〇・〇二〇  
九一八・九〇〇  
國稅營業割 九八四・四一四  
九七〇・〇二〇  
四、六六三・七三〇  
府稅營業割 七、四九二・六〇〇  
三、九六六・八一〇  
七、三九二・七〇〇  
所得割 六六・二二七  
八八・二二〇  
七三九・二七〇  
其他 三、一七六・八七二  
一六九・五六〇  
八八二・五五〇  
合計 三、四三六・九二五  
三〇、三三四・八〇〇  
二九、四四五・五〇〇

町村組合費	大正二年度豫算額	明治四十五年度實收額	明治四十四年度決算額
町村組合費	一三、二四八・三六八	一九、一六八・三二八	一八、七五四・〇六四
町村組合費	一三、二四八・三六八	一九、一六八・三二八	一八、七五四・〇六四

今これ等を合計すれば、

諸税公課合計 大五二七〇圓五九六 四四十五圓 八三、八五九圓 四四十四圓一八、六六〇圓

即ち明治大正過渡期に於て七萬圓乃至十萬圓なるを知るへし、若し又當時の上下宮津村を一瞥すれば、

税別	城東村	上宮津村
國稅	四〇三・一七〇	三八二・六五
府縣稅	三八五・五八五	四、五〇三・四〇
村費業稅	四三九・三三〇	五、七九三・八〇
組合費	一、二三五・八〇	—
合計	一、三三〇・六六五	一四、二二六・八五

城東村即ち下宮津村に於て壹萬三千三百九十圓六十六錢五厘上宮津村にて壹萬四千六百六十二圓三十八錢五厘なるを見るべし。

### 三、宮津稅務署

これ等納稅の手續きに就ては町稅の村稅及町村組合割は町村長より徵稅令書を各納人に配付し町村收入役に納付せしめ、府稅は郡役所より徵稅額を町村長に通知し町村長は徵稅傳令書を各納人に配付し收入役各納人より徵集せし金額を京都府金庫に納付し、國稅は稅務署に於て稅額を定め直稅は納稅額を町村長に通

知し町村長は納稅告知書を各納人に配付し收入役各納人より徵集せし金額を國庫に納付するの制なり、宮津稅務署につき女子校郷土誌曰く

宮津稅務署 署長 一 屬 一〇 雇 三 國 式 英 太 同 十二平廿日 廣 丑 同 十平廿日 同 十二平廿日 宮津町柳繩手にあり稅務署は今より十五年前は稅務管理局の設ありて稅務署は管理局の委任により稅務に關する法律の執行をなすのみなりしに其後官制の改正によりて管理局は稅務監督局となりて稅務署の事務を監督するに止まり法律の執行は擧げて稅務署の權限に屬したり。

直稅課に屬三、雇二、ありて地租、所得稅、登錄稅、營業稅、相續稅、通行稅の事務を掌る。  
間稅課に屬五、ありて酒稅、醬油稅、印紙稅、賣藥稅、雜物消費稅等の事務を掌る。  
庶務課に屬一、雇一、ありて各稅徵集に關する事務及び會計事務を掌る。

### 累代稅務署長

官職名	氏名	就任	退任
京都府收稅部宮津出張所長	久田義宣	明治二十二年六月	明治二十三年十一月
京都府直稅間稅署宮津分署長	同 三十一人	同 二十三年十一月	同 二十六年三月
同	今澤澤馬	同 二十六年三月	同 二十八年十二月
宮津收稅署長	同 一人	同 二十八年十二月	同 二十八年十一月
同	大窪房夫	同 二十八年十一月	同 二十九年十一月

官	職	氏名	就任	退任
宮津税務署長	税務長	今澤澤馬	明治二十九年十一月	明治三十年十月
同	同	大西修一郎	同 三十年十月	同 三十二年六月
同	同	長谷川權作	同 三十二年六月	同 三十四年四月
同	同	辻村三子松	同 三十四年四月	同 三十六年十二月
同	同	秋葉市之助	同 三十六年十二月	同 三十八年一月
同	同	溝口頴三	同 三十八年一月	同 三十九年十一月
同	同	鈴木辰義	同 三十九年十一月	同 四十一年一月
同	同	矢部成行	同 四十一年一月	同 四十四年五月
同	同	桑島織松	同 四十四年五月	大正 三年十一月
同	同	河崎玄二	大正 三年十一月	同 七年七月
同	同	田坂久輔	同 七年七月	同 九年十一月
同	同	堀井安太郎	同 九年十一月	同 十年四月
同	同	廣橋良吉	同 十年五月	同 十二年七月
同	同	國友英太	同 十二年七月	現任

四、宮津の税關

明治三十二年七月宮津港が商港として指定せらるゝや、海關監視の爲め大阪税關は宮津支署を開應せり。

官	職	氏名	就任	退任
大阪税關宮津支署長税關事務官補兼	税關監視	長谷川權作	明治三十二年七月	明治三十四年四月
同	同	辻村三子松	同 三十四年四月	同 三十六年十二月
同	同	秋葉市之助	同 三十六年十二月	同 三十八年一月
同	同	溝口頴三	同 三十八年一月	同 三十九年十二月
同	同	鈴木辰義	同 三十九年十二月	同 四十一年一月
同	同	矢部成行	同 四十一年一月	同 四十四年五月
同	同	桑島織松	同 四十四年五月	大正 三年十一月
同	同	河崎玄二	大正 三年十一月	同 七年七月
同	同	田坂久輔	同 七年七月	同 九年十一月
同	同	堀井安太郎	同 九年十一月	同 十年四月
同	同	廣橋良吉	同 十年五月	同 十二年七月
同	同	國友英太	同 十二年七月	現任

### 第七款 宮津町村財政

#### 一、宮津の財産

宮津町及び城東村、上宮津村に於ける財政に就ては相當考慮を拂はんとするも、資料の乏しきこと實に晨天の星數を算ふるよりも尙ほ寥々たるを覺ゆる有様なれば之れが調査には頗る苦辛を要す。今郡衙所藏町村沿革調中明治十九年宮津町の財産を調査したるものあれば次に採録することゝすべし。但し魚屋町外十七ヶ町聯合戸長役場及び鶴賀町外十五ヶ町聯合戸長役場時代のことゝて町人町と家中町、その對照頗る興味あり一は舊御城下の町肆の部分にて所謂平民町他は御城内外御家中屋敷の區域にて所謂士族町なり。

#### 町村内財産調

町村名	各種地價	人民建物見積代價	公債	株式	計
魚屋町	三七八七七	三、七〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	三、二一〇、八七七	
本町	四八五八五	三、〇〇〇、〇〇〇	三、二一〇、〇〇〇	三、九八五、八五五	
萬町	二、七五九、三九六	一、六〇〇、〇〇〇	七、七五〇、〇〇〇	二、四〇〇、九三六	
宮津本支店町	三、二七五、五三三	一、五〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一〇、三七五、五三三	
東三新二濱町	宮津新築地	四、八〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	

金屋谷町	一、二五二、六五五	一、〇〇〇、〇〇〇	六、一三〇、〇〇〇	二、二五二、六五五
小川町	九一四、四四四	三〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、二一四、四四四
白柏町	三、七二七、三九八	一、三〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、九七二、七三九
川向町	一、八四九、六七三	五、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七、四四九、六七三
杉末町	六二〇、一〇九	一、八〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、四二〇、一〇九
河原町	一、七七一、二一〇	四、八〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	七、六七一、二一〇
住吉町	一、七四八、八五	四、八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、五四八、八五
漁師町	二、四七四、〇五四	三、三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇七四、〇五四
蛭子町	八四四、八二〇	四、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、八四四、八二〇
萬年町	七五三、二七六	七、七〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	八、二八九、二七六
同新地	二、二七六	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四六二、七六
宮町	七六一、五三三	七、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四九一、五三三
池の谷	三、六五二、三四	七、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇六五、三四

町村内財産表

町村名	各種地價	人民建物見積代價	公債株式	計
鶴賀町	二九八・三七	三六〇・〇〇〇	九三九・〇〇〇	一五、二四八・三七
京口	五七・二〇六	三九五・〇〇〇	五三・〇〇〇	九八三・二〇六
京口町	一八三・九八四	三四八五・〇〇〇	九〇五・〇〇〇	四、五七三・九八四
京街道	一一一六・四五	七、五四五・〇〇〇	七、七〇〇・〇〇〇	一六、三六一・四五
大久保	四二四・六一	二、五四〇・〇〇〇	二、四〇〇・〇〇〇	五、三五六・六一
柳繩手	一一五四・九五	三、〇〇五・〇〇〇	一、三〇〇・〇〇〇	一五、四五九・九五
島崎	三二一・九八四	四、一一〇・〇〇〇	五、三〇〇・〇〇〇	九、七四一・九八四
馬場先	六四九・七二	一、六〇五・〇〇〇	六、六六〇・〇〇〇	八、九一四・七二
中の町	五五一・四〇八	一、〇一〇・〇〇〇	五、四〇〇・〇〇〇	六、九六一・四〇八
吉原	八三七・八〇五	一一一〇・〇〇〇	七、一〇〇・〇〇〇	二、六七八・〇五
安智	三九六・五四九	一一三五・〇〇〇	五、九〇九・〇〇〇	八、二四〇・五四九
外側	六三四・二七八	一、一四〇・〇〇〇	三、三六〇・〇〇〇	五、一三四・二七八
波路	一九〇・三二	二、九〇〇・〇〇〇	六、三六〇・〇〇〇	一一、〇六〇・三二
波路町	五七・二七三	五、五九五・〇〇〇	七〇〇・〇〇〇	六、八六八・二七三

木の部町 一七、七二七

松原町 六、四三二

合計 一三、三〇一・一三

之れ等は自治制執行後は大部分區有財産となり町有財産は更に此の外に有するものありしも、近年財産統一により今は町有財産となすに至れり。

二、宮津の産費

生産量と消費量との對照は其の土地の財政の基礎調査上最も緊要の事項なりと雖も前述の如く資料乏しく詳細なる研究は後日に俟たざるべからず、茲には宮津町役場の財力實態調査中より明治大正過渡期の部分を抄録し更に愚見を加ふることとせり。

宮津町生産消費總額

種類	生産金額	消費金額	過不足(△印不足)
農産物	一一九三・〇〇〇	三、四六五・〇〇〇	△ 三、四六五・〇〇〇
畜産物	一七〇・八七〇	一、六五九・〇〇〇	△ 四九四
水産物	四〇、七五〇・〇〇〇	七、八六八・〇〇〇	△ 三、七七八
林産物	一、七、一、〇〇〇	二、四、七、〇〇〇	△ 一、四、〇、〇〇〇

(明治四十五年分)

大正元年分)

工産物	三二,九七〇.〇〇〇	二七,九八六.四三	二,五八六.六三
礦産物	—	一六,四四〇	—
其他	一六,四四〇.〇〇〇	—	—
合計	三九,九五〇.〇〇〇	三二,六八三	六,二七九

統計の示す所生産三十一萬九千九百五十二圓に消費三百二十八萬一千六百八十三圓、差引九十六萬千七百二十九圓の缺損あり、之れを一戸當に計算すれば生産百五十五圓九十四錢六厘にて消費千五百九十八圓四十八錢一厘差引千四百四十二圓五十三錢五厘の不足あるを知る、また最近大正十一年生産百三十九萬千五百三十八圓消費貳千壹百七十一萬四千八百二十二圓を示し之れを一戸當に計算すれば生産六百五十七圓六十二錢七厘、消費一萬〇二十六圓二十二錢、一人當とすれば生産百三十圓四十七錢七厘消費二千〇三十六圓八錢二厘の割にて人毎に千三百七十八圓四十五錢五厘の缺損あり、此の不足額は商業及商行爲の利得によりて補はざるべからざるを了知すべし。また城東村は同年生産七萬三千八百五十八圓消費六萬貳千七百六十圓差引壹萬千〇九十八圓の殘餘あり、此一戸當生産二百八十四圓六錢八厘消費貳百四拾壹圓三十八錢四厘を算し一人當生産五十五圓七十八錢三厘消費四十七圓四十錢壹厘に該當するを見るべく宮津町と城東村との生産消費の比は實に霄壤の差あるを證すべきも最近兩者併合の機運漸く熟したれば町村打つて一團とするに於ては滯分緩和するなるべし。

三、宮津の收支

既に生産消費を略敘したれば更に収入と支出に就て梗概を擧げんとす、町役場の公簿の示す處明治大正過渡期の収入總額九十五萬千貳百〇九圓、支出總額百九萬七千七百九十六圓その内譯左の如し。

収入及支出

支	入 收		金額	収入若クハ支出百中	戸數	人口
	給料及賃銀	營業收入				
生 産 費	給料及賃銀	營業收入	三九八,一五九	三六,六〇二	一六九,五八五	三七九〇一
商 業 費	給料及賃銀	營業收入	四一九,五二六	四四,一〇三	二〇四,三四三	四万,六六九
商 業 以 外 の 營 業 費	給料及賃銀	營業收入	一八,四三四	一,九三八	八,九七九	二,〇〇七
合 計	給料及賃銀	營業收入	四三七,九五四	四六,〇四一	二二,三三二	四七,六七六
生 産 費	給料及賃銀	營業收入	八九,〇〇〇	九,三五七	四三,三五二	九,六八九
商 業 費	給料及賃銀	營業收入	一一,〇〇〇	一,一六七	五,四〇七	一一〇八
商 業 以 外 の 營 業 費	給料及賃銀	營業收入	一〇〇,一〇〇	一〇,五三四	四八,七五八	一〇,八九七
合 計	給料及賃銀	營業收入	一〇〇,一〇〇	一〇,五三四	四八,七五八	一〇,八九七
生 産 費	給料及賃銀	營業收入	六五,〇〇〇	六,八三三	三一,六六一	七,〇七六
商 業 費	給料及賃銀	營業收入	九五,一〇九	一〇〇	四六,三三六	一〇,五五〇
商 業 以 外 の 營 業 費	給料及賃銀	營業收入	一七,三六九	一六,二六〇	八五,〇六〇	一八,一七七
合 計	給料及賃銀	營業收入	二七,四九二	二一,六八八	五九,四六五	二二,〇六五
合 計	給料及賃銀	營業收入	三,一七〇	二九二	一,四七九	三三五



出		計		租		生計		支計		租公課		計	
租	計	支	計	支	計	支	計	支	計	支	計	支	計
一一三〇六二	一一三〇六二	九五六八	九五六八	三六四一六〇	三六四一六〇	三二、九四七	三二、九四七	一一九七九	一一九七九	八七七〇	八七七〇	三三三九五	三三三九五
一一三〇六二	一一三〇六二	九五六八	九五六八	三六四一六〇	三六四一六〇	三二、九四七	三二、九四七	一一九七九	一一九七九	八七七〇	八七七〇	三三三九五	三三三九五
一一三〇六二	一一三〇六二	九五六八	九五六八	三六四一六〇	三六四一六〇	三二、九四七	三二、九四七	一一九七九	一一九七九	八七七〇	八七七〇	三三三九五	三三三九五
六〇、九四四	六〇、九四四	四四、六一七	四四、六一七	一六九、八五一	一六九、八五一	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	五二、一〇〇	五二、一〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	五二、一〇〇	五二、一〇〇
九八〇三	九八〇三	三七、三一九	三七、三一九	三三、〇九六	三三、〇九六	一一、七八五	一一、七八五	八一、三九五	八一、三九五	一一、七八五	一一、七八五	八一、三九五	八一、三九五
一三、三九〇	一三、三九〇	八一、三九五	八一、三九五	一一、七八五	一一、七八五	八一、三九五	八一、三九五	一一、七八五	一一、七八五	八一、三九五	八一、三九五	一一、七八五	一一、七八五
八二、三五	八二、三五	一一、七八五	一一、七八五	八一、三九五	八一、三九五	一一、七八五	一一、七八五	八一、三九五	八一、三九五	一一、七八五	一一、七八五	八一、三九五	八一、三九五

若しこれを一月當一人當に見んか毎月六十六圓の不足每人十四圓餘殆んど十五圓に垂んとせる不足を生じつゝあるを見る。町民の發奮を要する所蓋しこゝにあり。

四、宮津の經濟

大正五年財力實態調書中に各業の經濟を調査したるものあり、今其の要點を抄録すること次の如し。

商業經濟

商	利	益	業	費	及	租	稅	公	課	合計	收支過	不足
店數	金額	商業戸數	商業人口	店頭設備	廣告料	被履人給料及賃銀	其他	計	租稅公課	合計	收支過	不足
三〇四	一八二、七三三	六〇一、〇六三	二八、二二七	五、四九〇	二七五	一五、八一〇	一〇、〇〇〇	三〇、九四六	四八、七〇三	八七、七〇六	九五、〇一四	一一、三〇八
五	二、九三八	五八七、六〇〇	一二、五二〇	五〇	三	七三〇	一五〇	九三三	二〇三	一二、二七一	一六、六七	三、四六四
六七	一、七四、九六二	六〇、五三七	五、三二五〇	六七〇	二〇〇	三、九三三	七五、二一〇	七九、九三三	二〇、八四五	九三、四八〇	八二、四二六	一一、〇五四

漁業經濟

其他	計	營業費及租稅	公課	合計	收支過	不足
二五六	五、八九九	二、三〇七	四、七七一	九、〇〇〇	一五、〇〇〇	六、〇〇〇
六三	一、四九二	三、七一〇	六、六七八	一一、四六〇	一七、〇九二	五、六三二
一	一、九五六	三、四七一	三、〇〇七	一〇、四八五	一六、五七二	六、〇八七
漁船數	金額	漁業戸數	漁業人口	漁船漁具及修費	給料及賃銀	其他
一六	三、七五〇	一、二二五	四一、二五六	三、〇〇〇	八〇	二八
一	二、五〇〇	一、二二五	六、一五〇〇	二、二〇〇	六〇	二八
一	一、二五〇	一、二二五	六、一五〇〇	二、二〇〇	六〇	二八
一	一、二五〇	一、二二五	六、一五〇〇	二、二〇〇	六〇	二八
一	一、二五〇	一、二二五	六、一五〇〇	二、二〇〇	六〇	二八

工業經濟

動力工業	手工工業	工場數	生	産	額	生	産	費	及	租	稅	公	課	合計	收支過	不足
六九七	三二、三二二	四六、三三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六九七	三二、三二二	四六、三三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六九七	三二、三二二	四六、三三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六九七	三二、三二二	四六、三三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六九七	三二、三二二	四六、三三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六九七	三二、三二二	四六、三三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六九七	三二、三二二	四六、三三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六九七	三二、三二二	四六、三三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六九七	三二、三二二	四六、三三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六九七	三二、三二二	四六、三三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一





嗜好 飲衣 食類 費費	必要の生計費			費用	各種生計費百中	總計百中各	農業戸數一二付	農業人口一二付
	合計	其他	住居					
	四、六八七	二、二六八	一、一八三	八、一三五	九、二五〇	五、二八九	二、四四一	一、四一五
但漁業戸數 一三九 同人口 七七九								
	二、二六八	二、一〇六	三、六六九	七、〇四三	二、二六八	一、〇六八	一、〇六八	二、二六八
	二、二六八	二、一〇六	三、六六九	七、〇四三	二、二六八	一、〇六八	一、〇六八	二、二六八
	二、二六八	二、一〇六	三、六六九	七、〇四三	二、二六八	一、〇六八	一、〇六八	二、二六八

農業者生計

嗜好 飲衣 食類 費費	必要の生計費			費用	各種生計費百中	總計百中各	農業戸數一二付	農業人口一二付
	合計	其他	住居					
	二、四六〇	九八四	一、二〇〇	四、六四四	七、三〇一	二、九二二	一、四〇〇	一、一八九
	二、四六〇	九八四	一、二〇〇	四、六四四	七、三〇一	二、九二二	一、四〇〇	一、一八九
	二、四六〇	九八四	一、二〇〇	四、六四四	七、三〇一	二、九二二	一、四〇〇	一、一八九
	二、四六〇	九八四	一、二〇〇	四、六四四	七、三〇一	二、九二二	一、四〇〇	一、一八九

農業者生計

嗜好 飲衣 食類 費費	必要の生計費			費用	各種生計費百中	總計百中各	農業戸數一二付	農業人口一二付
	合計	其他	住居					
	二、四六〇	九八四	一、二〇〇	四、六四四	七、三〇一	二、九二二	一、四〇〇	一、一八九
	二、四六〇	九八四	一、二〇〇	四、六四四	七、三〇一	二、九二二	一、四〇〇	一、一八九
	二、四六〇	九八四	一、二〇〇	四、六四四	七、三〇一	二、九二二	一、四〇〇	一、一八九
	二、四六〇	九八四	一、二〇〇	四、六四四	七、三〇一	二、九二二	一、四〇〇	一、一八九

嗜好 飲衣 食類 費費	必要の生計費			費用	各種生計費百中	總計百中各	農業戸數一二付	農業人口一二付
	合計	其他	住居					
	二、四六〇	九八四	一、二〇〇	四、六四四	七、三〇一	二、九二二	一、四〇〇	一、一八九
	二、四六〇	九八四	一、二〇〇	四、六四四	七、三〇一	二、九二二	一、四〇〇	一、一八九
	二、四六〇	九八四	一、二〇〇	四、六四四	七、三〇一	二、九二二	一、四〇〇	一、一八九
	二、四六〇	九八四	一、二〇〇	四、六四四	七、三〇一	二、九二二	一、四〇〇	一、一八九

農業者生計

嗜好 飲衣 食類 費費	必要の生計費			費用	各種生計費百中	總計百中各	農業戸數一二付	農業人口一二付
	合計	其他	住居					
	二、四六〇	九八四	一、二〇〇	四、六四四	七、三〇一	二、九二二	一、四〇〇	一、一八九
	二、四六〇	九八四	一、二〇〇	四、六四四	七、三〇一	二、九二二	一、四〇〇	一、一八九
	二、四六〇	九八四	一、二〇〇	四、六四四	七、三〇一	二、九二二	一、四〇〇	一、一八九
	二、四六〇	九八四	一、二〇〇	四、六四四	七、三〇一	二、九二二	一、四〇〇	一、一八九

計	住居費		其他		計	
	住居	其他	住居	其他	住居	其他
冠婚葬祭及社交費等						
合計	1,131	1,111	100	100	1,231	1,211
總計	19,462	19,462	100	100	19,562	19,562

但労働者戸數 一八六 同人口 四一〇

### 六、宮津の會計

宮津町の會計に就ても古今年と共に變遷あり町、村沿革調書、町入用名稱及賦課徵收方法を次の如く載す。

一、當市街の慣行により費用の目左の如し。

一、名主苦勞米

一、惣町割

一、貧窮旅行人取扱費

一、御傳馬通行間損金

一、旅行刺人村送り人足費

右賦課徵集方法は毎年七月十二月名主より進する總金額を惣町當番組頭寄合をなし各町家持及役家の表間口を標準とし其町々の割當り額を定め組頭に於て取纏め名主へ差出したす。

但し役家は一區域の屋敷内(當町一筆の地所なり)に建設ある建家を假令三棟に分て貸家となす内一軒を役家と成し残る二軒は平の借家と稱し諸役共免除役家にて三月分の諸役を負擔し且諸般の整理を爲す爲め平借家より一ヶ月に五分宛家主に拘らず徵收す又表通り

にあらざる小路にある借家は枝借家と稱し平借屋と相等しきものなれども資格又下れり故に之等は公の戸數に入るを得ず平借家枝借屋等は如斯ものにて町内に於ても諸般の關係自ら等差のあればなり。

一、步行給料

一、番人給料

是は家持及役家より一ヶ月米一升宛を渡す。  
是は毎月朔日十五日貳日祭日等各門外へ貰ひと稱し來る時は其家格相當の米錢を遣し又番人頭の貰ひと稱し來る時は通常の貰ひとは異り幾分を増し相當の米錢を遣す。

一、日待臨時待入用

是は其組合限りに身分相當に見付割と成す慣行なり。

一、火防自身番雨乞入用

是は町内家持役家間口割を以賦課徵收す。

即ち町費の殆んどは持屋役家の間口割にて在方の持高割とは形に於て大に異なれりと雖も下級民は概して寛なりしなるべく、又未納處分に就いては同書、

一、地子銀諸商業職工冥加金及名主苦勞米等従前未納者無之候然れ共萬一にも貧窮の爲め未納の場合に於ては親類及組合のものより相償ひたり。

現今より追想すれば別世界の感なき能はざるべし。

町村費用の内現金を以て直ちに支拂を要するものは町は名主に於て在方は庄屋(村入用は村庄屋、組入用は出役)に於て私金を取替支拂をなし、町は益壽二期在方は年末に各自に賦課徵集するの制にて、此の變替の爲めに時

に庄屋は倒産をなすものありしといふ、此の繰替辨償方法は維新後正租十分一地方税則發布後まで行はれ、また割も豊岡縣大區割小區割村割町割等ありて従前の村石高及び町方間口割と爲す、京都府に入りては郡費村費の名目あり、明治二十二年町村制施行に由り豫算編成の制立ち町村の歳入出は毎年豫算を編成し町村會の議決を経て夫れによりて收支することとなる。今宮津町最初の町會に提出し議決したる歳入出豫算の要項を抄出すること次の如し。

一金七千八百五十三圓八十三錢二厘 歳入豫算高  
 一金七千八百五十三圓八十三錢二厘 歳出豫算高

これ宮津町會第一議會たり、爾來經費は年と共に膨脹し自治二十三年明治大正過渡期に於ては豫算は倍以上に嵩かり決算は更に増加するを見る即ち左の如し。

一金四萬三千二百三十八圓 明治四十五(大正元)年歳入豫算高 歳出豫算高  
 一金四萬三千二百三十八圓 同 歳入決算高  
 一金四萬一千九百五十七圓 同 歳入決算高  
 一金四萬一千九百四十圓 同 歳出決算高

最近大正十一年度に於ける歳入出豫算及決算高次の如し。  
 一金貳拾六萬五千五百六拾壹圓 大正十一年度歳入豫算高

一金貳拾六萬五千五百六拾壹圓 同 年度歳出豫算高  
 一金貳拾八萬三千百壹圓八拾貳錢 同 歳入決算高  
 一金貳拾萬三千八百貳拾五圓三拾三錢 同 歳出決算高  
 試みに城東村の歳入出を見れば

一金貳萬七千三百圓六拾三錢 大正十一年度歳入豫算高 歳出豫算高  
 一金貳萬七千三百圓六拾三錢 同 歳入決算高  
 一金貳萬七千五百九十七圓五拾六錢 同 歳入決算高  
 一金貳萬四千貳百七拾貳圓八拾五錢 同 歳出決算高

此の外に宮津町城東村學校組合歳入出は

一金八萬三千八百六拾貳圓 大正十一年度歳入豫算高  
 一金八萬三千八百六拾貳圓 同 歳出豫算高  
 一金八萬六千壹百四拾四圓八拾壹錢 同 歳入決算高  
 一金八萬壹千〇拾五圓八拾壹錢 同 歳出決算高

尙ほ參考の爲め土宮津村同年度歳入出を見れば

一金貳萬貳千五百三十八圓四十五錢 大正十一年度歳入豫算高





宮津尋常高等小學校

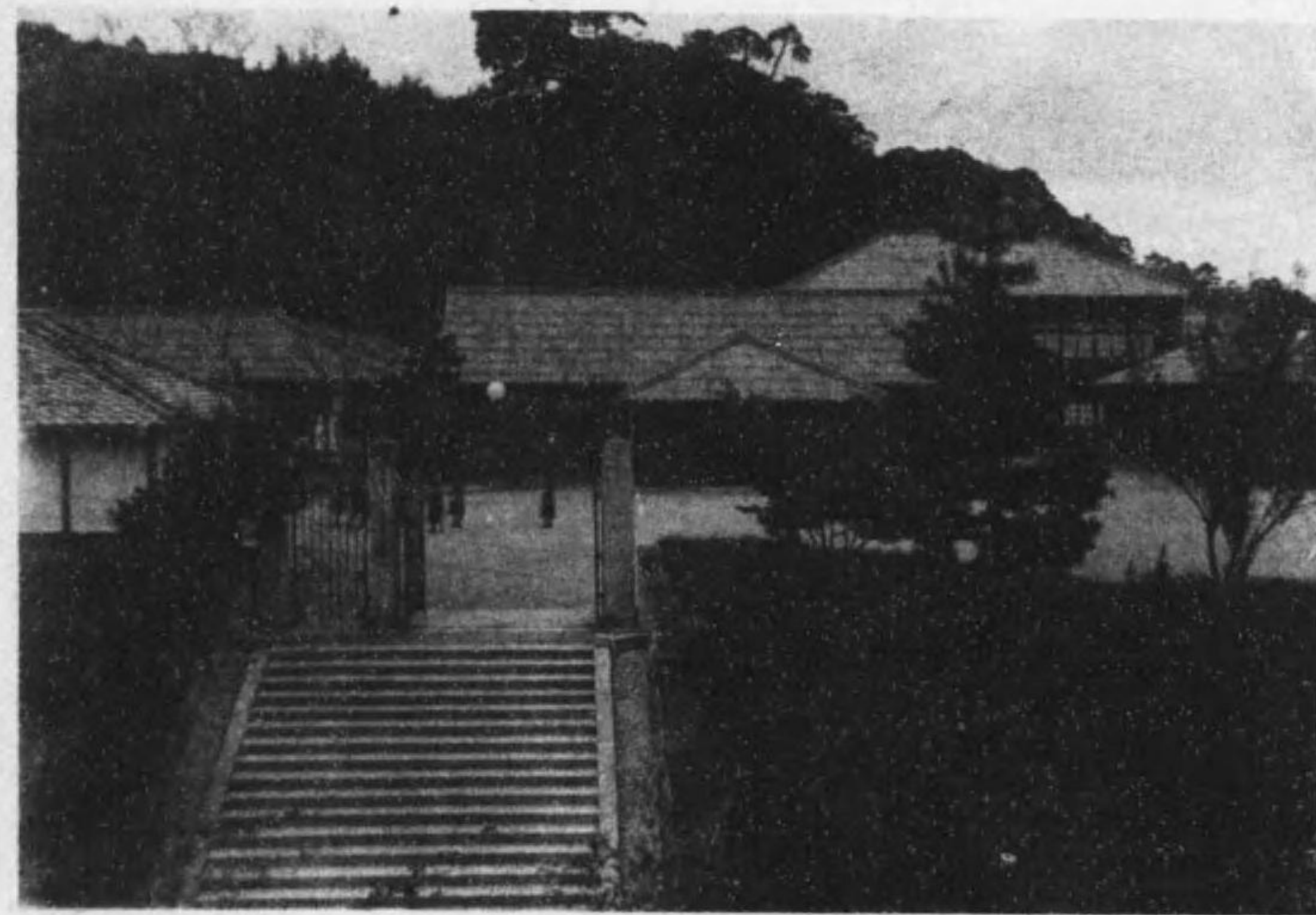


宮津商業學校

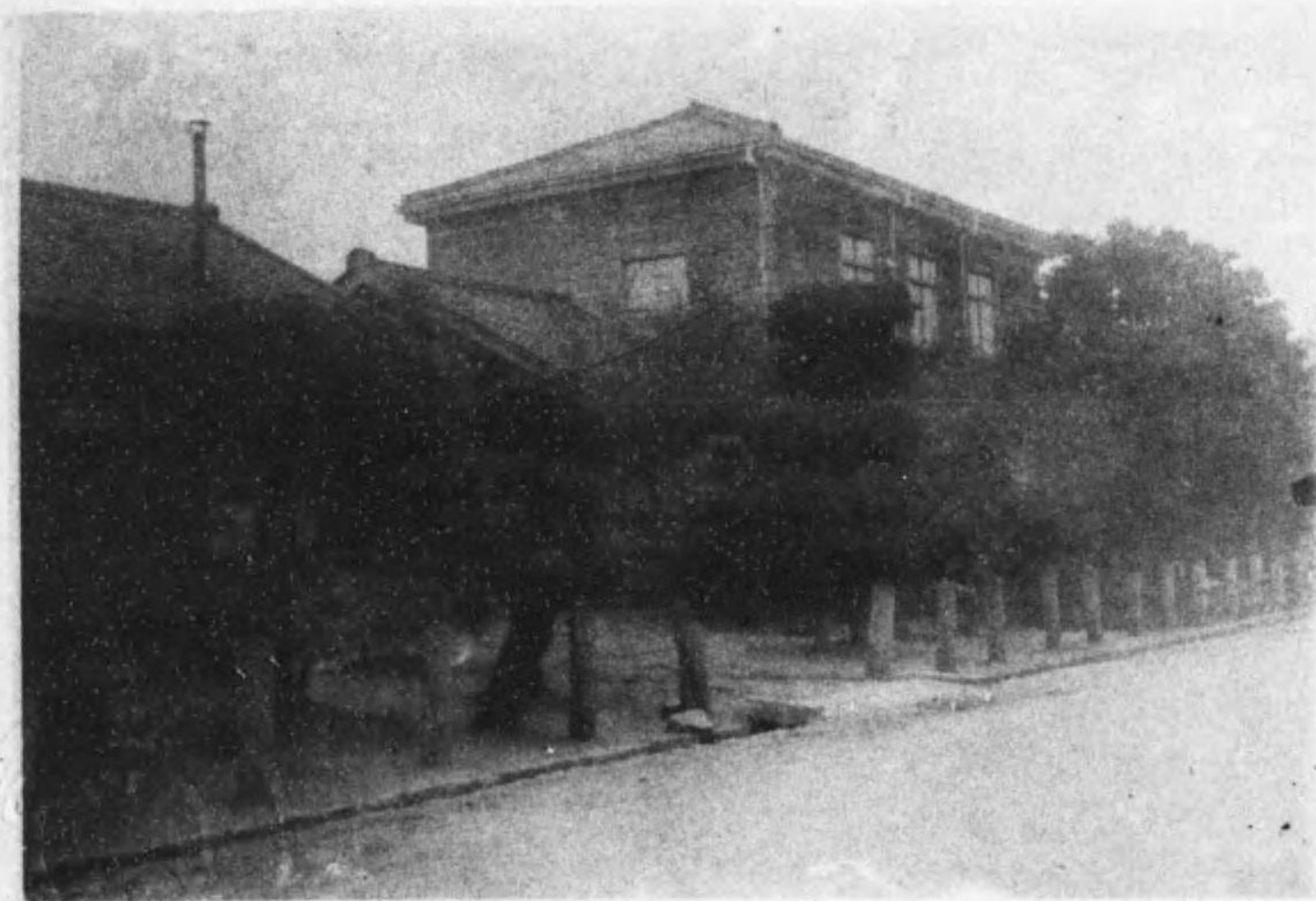




府立宮津中學校



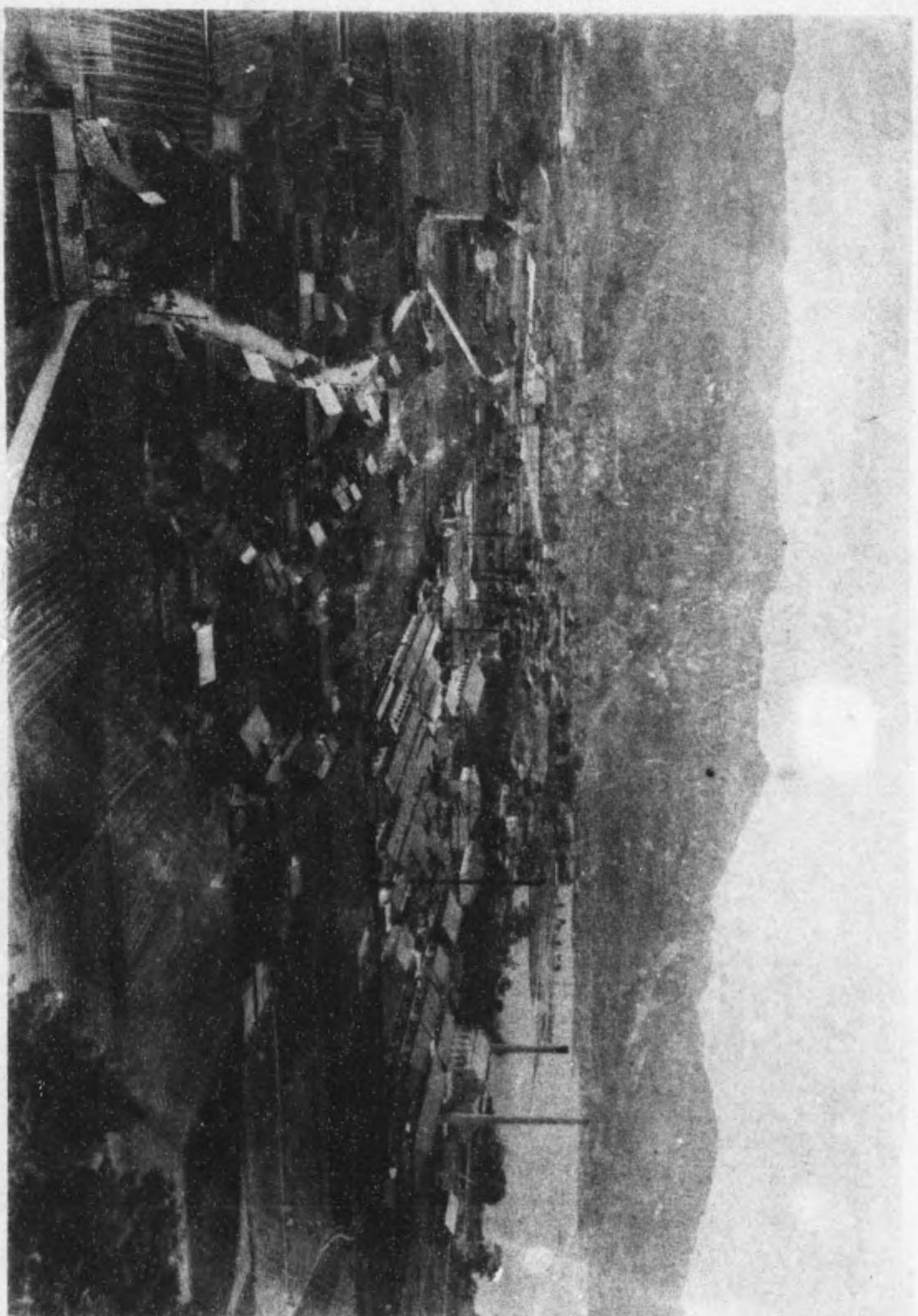
府立高等女學校



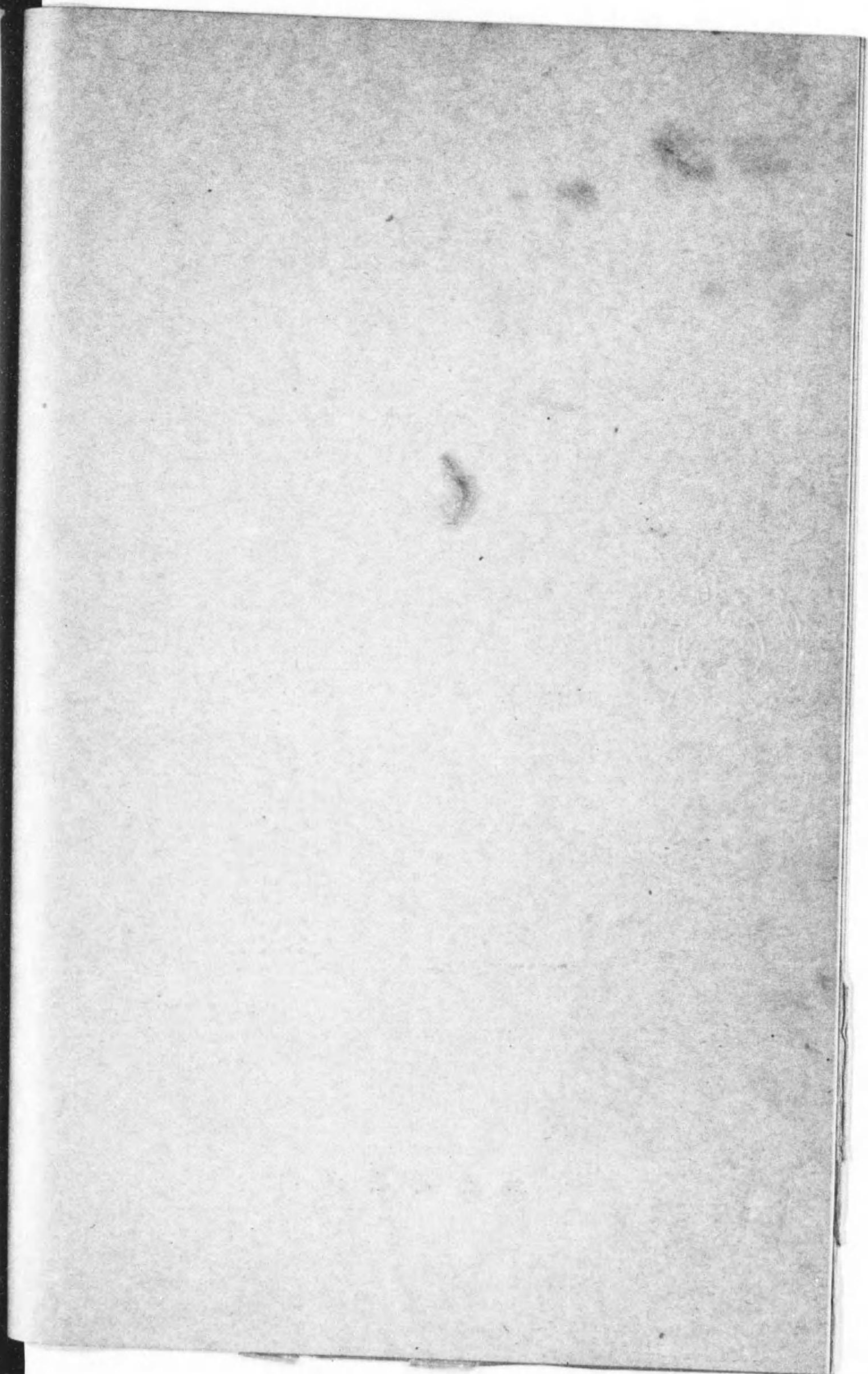
宮津水産講習所



宮津公設市場



場工津宮糸製是那ビ及所電發津宮電帝



# 第參編 人事

## 第七章 宮津の教育

### 第壹款 教育の概説

#### 一、教育の沿革

我皇祖皇宗肇國宏遠樹德深厚、我臣民克忠克孝億兆一心世濟厥美、此我國體之精華而教育之淵源亦實存於此」とは、明治大帝の下し賜へる教育勅語の真髓なり、往古文物未だ整はざる時代にありても家族郷黨の間には自ら家庭教育社會教育あつて儀式禮節を重じ、敬神崇祖の誠を致し皇室に忠なるべき奉公心を養ひし事勿論にて、聽て國體を成し教育の淵源を爲しは明かなり。大寶令教育の制既に整ひ京師に大學を置き各國に國學を設けられたれば、吾が丹後に於ても國府創設以來國學を於かれたるは推定し得べきも、當時の學校は貴族を教育し官吏を養成するを本旨としたれば、地方一般に普通教育を施すまでには尙ほ至らず、降て鎌倉時代禪宗勃興に伴ひ東山五山を設立して講學の淵叢となせしも、南北朝より室町時代に互りて戰亂相ひ亞ぎ下民の疲弊甚だしく戰國時代に降りて其の極に達し、財源涸渴して衣食に追はるゝ所より學問教育もどより

顧みるの違なく、僅かに五山の僧侶によりて其の命脈を維持したるに過ぎず。江戸時代に入りて漸次文教隆盛に趣き鴻儒碩學各地に輩出するの機運を迎へ、都市より次第に邊鄙に普及し各藩競て藩學を起し以て藩士を教養す。宮津藩に於ても亦藩學ありて子弟を教育せり、民間にも續々寺院に參集して講義を聽き所謂寺小屋なるもの一般に普及し、維新廢藩後學制頓に革り以て今日の隆盛を致せり。

二、宮津藩學問所

宮津藩の學問所は文化十五年(五月十一日改元文政元年)二月の創立に係り始め禮讓館と稱し舊城馬場先口中橋東詰にあり、後ち文武館と改稱す今の宮津小學校の敷地即ち舊禮讓館跡なり、郡衙所藏宮津藩學制沿革により次の一節を抄録す。

一、舊藩主松平宗發古今國家ノ盛衰ハ全ク人才ノ有無ニ係リ人才ノ有無ハ全ク文武ノ弛張ニ本キ候儀ト存シ爰ニ學校ヲ設立シ人才ヲ養成セント藩士澤邊淡右衛門ニ命シ學制ノ諸則取調致サセ候而シテ文政元戊寅年二月開校仕候是ニ於テ春秋上丁聖像ヲ祭祀シ專ラ聖教ヲ尊崇仕候或ハ學生長進ノ見込アル者ハ藩費ヲ以テ他國ニ遊學セシメ或ハ藩士二三男ニシテ學問勉勵スル者ハ別家ヲ命シテ之ヲ獎勵スル等ノ儀ニ御座候、其後松平宗秀ニ至リ先考ノ志ヲ繼キ先ツ學校ヲ建テ廣メ目見以下ノ入校ヲ許シ安政五年ニ至リ校内別ニ寄宿寮ヲ設置シ或ハ藩費他國ニ遊學ノ人員ヲ増加シ或ハ臨校候而生徒ト共ニ經義ヲ講究致シ又ハ臨時城中居間ニ於テ學生ヲ召集シ講義講究仕候等獎勵仕候。禮讓館學制によれば館内學舎と學寮の二階に分ち諸士の子弟八歳より入館を許し其十五歳に及ぶものは入寮を許す、授業は毎月二七の日は暮れ六ツ時より三八の日は七ツ時より四五及び九十の日は朝五ツ時より始めて晝九ツ乃至夜の五ツ時に終り毎月一六の日休業とす。而して課程は外舎生は小學、敬齊箴、童蒙訓、

鞭策錄、國史略、四書の素讀及び習字は草書、算術は八算見一を授け、内舎生は五經、靖獻遺言、近思錄、十八史略、皇朝史略、日本政記、外史の素讀及び楷行書の習字異乘同除、同乘異除、差分等の算術を授け、上舎生は四書五經の讀誦、講義並に史記、六國史、文章軌範、等の文章開平開立求積等の算術を授け、以上を修得せるものを達枝培根の兩學寮に入れ既修學科の講釋及び歴史として大日本史、資治通鑑、文章に唐宋八家文、作文に論語文序文、算術に點算を課することとせり。館中演武場を設け劍術、鎗術、柔術、馬術、弓術、居相、習禮等を修業せしめ外に館外に於て砲術、醫術、游泳術等を稽古せしむることとし、職員は學監、學頭、句讀師、武術師範、習字師、世話役その他上下無慮三四十名俸祿は年一石八斗乃至八石六斗四升、館内聖廟に孔子の聖像を安置し毎年二八月上丁釋奠祭を行ふ、藩主在城の年は必ず釋采に臨校し毎月三八の日には臨校學生と共に聽講せらるゝを例とせり。弘化二年改宮津藩年中行事 曰

正月十八日

一 於禮讓館開講有之辰之刻罷出ル

但前々ハ案内有之候上罷出候得共只今ハ案内無之

一 開講罷出候面々一同

聖像に拜禮之事尤も麻上下着用

但開講相始候節長袴已上一同總教舎東西へ相分れ着座、御家老は北之方上は着座之事

二 月

一 毎年春二月秋八月兩度上丁之日を以

聖像御祭被仰出候ニ付御祭日御代拜之事

但中上下熨斗目着用之事

御在城中

殿様御参拜

御留守中に而も

若殿様御本丸御住居之節は 御参拜

一 右御祭日御参拜御代拜相濟候上長袴已上拜禮引續諸士御目見得已上並學生之向一同麻上下着用拜禮之事

但拜禮相濟候上ニ而神酒洗米頂戴之事

宮津藩學制沿革館規を掲げたり次の如し

條々

一、文武二道共ニ忠孝ヲ以テ基本ト可致者勿論之義ニ有之候得共猶又心得違無之様修行可致事

一、禮儀遜讓ハ忠孝ノ外行ニ顯レ候筋ニ候得者坐立言語ニ心ヲ用キ可申事

一、學館ハ進德養才ノ御場所ニ候得者雜談座興等吃度相慎可申事

一、諸藝術師範ノ指圖ニ隨ヒ謹慎ニ教ヲ受往々御用立候様專一ニ心懸可申事

一、尊卑長幼ノ序ヲ正シ聊モ我慢ノ働有之間敷事

右之條々堅ク相守可申事

文化十五年戊寅二月

慶應二丙寅八月更に學制を改更し明治二年文武館と改稱し依然文學と共に武術を講究せしも明治四年廢藩

の爲めに一時門扉を閉すの止むなきに至れり。

### 三、寺小屋、私塾

以上は宮津藩士の子弟を教育する學校のことにて、而かも藩士にても最初は目見得以上の子弟に限られ、以下の子弟は未だ其の惠澤を受けず、後ち入學資格を擴張して藩士の子弟は皆授業を受くることとなりしも、一般庶民即ち百姓町人には其の恩澤尙ほ未だ洽ねからず、茲に於てか庶民の子弟は最寄寺院に參集して簡易なる普通教育を受け、又は神官、醫師若くは藩士を師匠として通學し、本業の傍らに於て日常生活に必要なる読み書き算盤などを教授せられしものなり、教科書の多くは習字手本にいろは、名頭、町村名、國産、千字文などを用ひ、讀書に童子教、實語教、商賣往來、百姓往來などを用ひしも概ね素讀にて講釋をすること殆んどなく、算術は加減乗除を専ら教え開平開立の如きは正矩術正潔術など稱へて寧ろ高等算術の部類に入れ、讀書の四書五經など、其に専門の研究にあらざれば授けず、而かも之れ等の修學悉く一箇所にて修得し得るに限れず當時の僧侶及び藩士は算盤を手にするを賤しむし程なれば一科毎に師匠を替ゆるが如き不便往々ありしといふ。與謝郡衙に維新前後の寺小屋私塾を取調たるものあり就て宮津町及附近の教育状態を検するに、習字を主として教授せしものに藩士安智の鈴木一、吉原の茂原彦兵衛、讀書を主とせるものに藩士柳繩手の平田養一郎、村松空山、習字讀書を兼ねるものに藩士大久保の飯原精之助、吉原の雲出章介、波路の僧侶富田大闡和尚、森彭州和尚、算術を主とせるものに大久保の大石精義、魚屋町鈴木直徳などあり



## 第二款 初等教育

### 一、私學寮と文學所

明治四年廢藩置縣の爲めに舊藩の學問所類れ寺小屋私塾等また動搖を來し、五年七月學制の頒布せらるゝや豊岡縣は其の年九月宮津町黒田善太郎（字兵衛）岡本善三郎（武左衛門）の兩氏を私學寮取締趣取に命じ、兩氏命を奉じて學寮設立に盡瘁し横町綿屋細野萬助の宅を校舎に充て舊藩士鈴木重太郎、長原訓兩氏を聘し授業を開始す、宮津に於ける初等教育はこれを以て嚆矢とす、與謝郡誌 曰

私學寮の創設 明治五年九月黒田善太郎岡本善三郎の兩氏は區長の命を受けて私學寮取締趣取（世話人）となり設立に奔走し宮津町横町綿屋細野萬助の宅（稻葉彌助舊宅）を之に當て、藩士鈴木重太郎長原訓の二氏を聘し三字經、童蒙教草、學問の勸等を教え冬期寒修業と稱し早起をなし一同粥を啜り勉學をなしたり、之れ本郡に於ける初等教育の嚆矢と見るべきものにして其の翌年盡道校は此の跡に創立せられたり。

岡本善三郎

黒田善太郎

私學寮取締趣取申付候事  
壬申九月

私學寮の創設と共に舊藩學なる文武館は復び門扉を開くこととなりしも廢藩の爲めに武術を練磨するの要なければ茲に文學所と稱して舊藩の兒童を教育することとなり町家の私學寮と並び行はれたり。

### 二、宮津校、盡道校

明治六年三月學制實施に伴ひ舊文學所は宮津校と改稱せられ兒童の通學區域を舊藩士族のみの小區域とせず下宮津即ち今の城東村全部とし、同時に私學寮は横村府尹の「盡其道」に象りて盡道校と改稱し士族以外の町民と文殊の兒女を就學せしむることとせり。女子校郷土誌 曰

宮津女子尋常高等小學校の沿革

明治六年三月十一日小學校を設立し一は宮津校と稱し一は盡道校と稱す。

宮津校は舊宮津藩文學所を以て校舎に充つ、文政四年の改築にして元禮讓館と稱し舊藩士の文學を修めし所維新前より武道も亦館中に兼學せしむ、依て明治二年文武館と稱し後又文學所と稱せらる。明治四年廢藩と共に門を閉すること一年士族子弟の有志者私に茲に會して學修せしが遂に小學校の設立を見るに至る、即ち豊岡縣第拾三區一の小區小學校として士族及今の城東村民を教育す、明治拾七年八月八日校地校舎を京都府立宮津中學校に寄附し民家を借りて移轉し、明治十八年八月八日校舎新築落成を告げて開校す、盡道校は始め専ら宮津に於ける士族以外の子弟を教育せしものにて創立に當り民家を借りて校舎に當てしも其の後明治十年三月生徒増加し教室狹隘を來し十一年八月迄民家に支校を設け同年五月以來宇魚屋町海岸の地に校舎の新築を始め一棟成る毎に生徒を移し明治十五年七月十五日新築就りて開校し宮津、盡道兩校は相對峙して教育せしこと十四年云々。

即ち宮津校は明治十七年京都府立宮津中學校に譲りて舊城本丸跡に校舎を新築し役場も構内に設けて十八年之れに徙り、盡道校はもと民家なりしが爲めに校舎狹隘を告げ接續地域に二階建の校舎を増築（今の稻葉彌助氏の住宅地）し尙不足を感じて舊密嚴寺成就院を借入れて一時を凌ぎ、十一年五月西堀川海岸波止場に校舎新築に着手し十五年七月完く成りて之れに移り町役場も置けり、宮津藩舊家中と宮津町肆とは學校を異にし役場を異にし



家中と町家、士族町と町人町、兩々斯くの如くにして對立する十數年明治十九年四月兩者始めて合併したり。

### 三、宮津尋常小學校

宮津校盡道校合併成りて宮津尋常小學校と稱せしも其の位置に就ては双方ともに確執あり、また孰れも其校舍は双方を收容するの餘裕なきにより性によりて分ち、舊城跡の宮津校を男子尋常小學校に波止場なる舊盡道校を女子校に充て、授業を開始すること、し爾來十七八年間時勢の進運に伴ひて改良するの外位置その他に就て差したる大變なかりしが如し。

而して一面最初の宮津校舍なりし府立宮津中學校は廢止せらるゝの厄に遭ひ敷地校舍附屬品の凡てを與謝郡組合にて買收し二十年九月一日與謝郡宮津高等小學校を創立し翌二十一年三月與謝郡高等小學校と改稱し同二十三年五月二日加悦町に分敷場を設け、二十五年四月分離獨立するに及びて與謝郡第一高等小學校と改稱す。爾來十數年持續し三十七年三月末日郡組合は解散して高等科は尋常小學校に併置することとなれり。宮津郷土誌 曰

明治拾九年勅令第十四號小學校令により兩校合併して始めて宮津尋常小學校を設立し宮津校の校舍を以つて其男子部とし盡道校を以つて其女子部に當つ、之れと同時に舊府立宮津中學校の所有地校舍附屬品器備等一切を宮津尋常小學校に買收し明治廿年九月一日に與謝郡宮津高等小學校を創立し翌廿一年三月與謝郡高等小學校と改名し更に與謝郡第一高等小學校と改稱せしも等しく郡組合立なり、明治三十七年三月卅一日を以て與謝郡高等小學校組合は解散となり隨て與謝郡第一高等小學校は廢止となり、茲に宮津町城東村學校組合は明治卅七年四月一日宮津尋常小學校四ヶ年程度の高等小學校を併置し男子尋常高等小學校と女子尋常高等小學校との二校に分つこととせり

云々。

### 四、宮津尋常高等小學校

郡組合立高等小學校は廢れて舊尋常小學校に併置し宮津尋常高等小學校と稱するに至り、同時に波止場なる女子尋常校は狹隘を感じ女紅場裁縫講習所と幼稚園に校舍を譲りて舊禮讓館跡なる元郡組合立第一高等小學校に移轉し女子尋常高等小學校と稱し舊城跡の男子校は男子尋常高等小學校と稱せり、後四十一年小學校令改正に伴ひ高等科就學兒童年と共に増加し四十五年(七月三十日改元大正元年)二月女子校兒童一部波止場の幼稚園跡を假校舍に充て、改築に係り十一月八日落成復校す。

大正七年に至り男女兩校を合併の議漸く進み八年度建築費壹萬二千二百六拾圓九年度に壹萬五千七百三十四圓九拾錢十年度に於て三萬八千貳百四拾貳圓三十五錢都合六萬六千貳百三十七圓貳拾五錢を以て女子校敷地(中橋詰舊禮讓館跡)の大擴張を斷行して校舍を新築せり(寫眞參照)今學校管理者内山宮津町長が大正十一年三月二十一日に發表したる所を左に採録すべし。

#### 小學校統一校舍建築概要

宮津町城東村學校組合に於て經營せる小學校は從來宮津男子尋常高等小學校と宮津女子尋常高等小學校との二校なりしが大正七年三月合併して一校となし宮津尋常高等小學校と改め以て多年の懸案たりし國民教育の統一を實現したるが而も校舍は尙ほ第一部第二部の名稱の下に依然として二個所に分離せるが爲に内容の統一上不便少からざりしを在來校舍の大部分が三十餘年前の建築にかゝり教育上遺憾の點多く且つ諸所腐朽して其儘使用する能はざに至れるを以て茲に統一校舍新築の議起り組合議員中より校舍建築準備委員を選びて之が計

別に着手し新校地を舊禮讓館跡にして宮津教育の潤澤地たる中ノ町に定め大正八年一月第二部の東部及南部に隣接せる土地二千九百三十坪を買収し新に校地の東側に道路を設けて校地内を通過する町道の拂下げを受け第一部校舎中大正元年に新築せる二階建十二教室の建物を除く外全部を取壊し若しくは移轉する事とし該建物を基準として東部及び北部に普通教室、特別教室、本館、講堂兼雨天體操場、小使住宅、物置等を新築し奉安庫の外舊校門を通用門として舊講堂を第二雨天體操場として移轉存置する事とし而して校舎の南側に約三千坪の運動場を畫し運動場の東部六百六十餘坪の地に學校園を設置するの計畫を立て而して經費の一部を有志の寄附に待つことに決し大正八年度より此計劃の遂行に着手し大正九年三月運動場學校園並道路の新設及び南部舊校舎に接續する二階建六教室の新築成る次で大正十年四月整地並爾餘校舎全部の工事を起し十一月二月其の工を竣へ茲に統一校舎新築の事業全く成るを告げたり今工費概算と新築後に於ける校地校舎の面積を掲ぐれば左の如し

四 工 費 概 算	壹萬圓
人 用 地 買 入 費	拾八萬三千圓
建 築 費	貳萬五千圓
諸 設 備 費	貳萬五千圓
合 計	貳拾壹萬八千圓
校地校舎面積	五千五百八十五坪
校地總面積	五千五百八十五坪
校舎敷地	二千二百八十一坪
運動場敷地	二千六百四十坪
學 校 園	六百六十四坪
校舎建坪總數	千九百九十五坪

宮内 奉安庫	(一)	三坪
普通教室	(三十六)	七百二十六坪
特別教室	(九)	百九十二坪
講堂兼雨天體操場	(一)	二百坪
屋內體操場	(二)	四十八坪
其他各室	(十六)	百八十坪
廊下其他		五百五十八坪
便所	(六)	七十坪
小使住宅		十八坪

大正十二年四月三十日現在學齡兒童千七百四十七名中就學兒童千七百三十二名あり。

追加 大正十三年九月二日城東村宮津町合併に伴ひ組合立は當然町に歸屬せり。以上は主として宮津町及び城東村に就ての小學校の沿革を敘したるものなるが上宮津村は明治六年八月喜多村盛林寺内に假校舎を設け喜多校と稱して授業を開始し明治四十年四月上宮津尋常小學校と改め同四十二年四月高等科併置により上宮津尋常高等小學校と稱し、大正九年十月末日現在尋常科就學兒童百六十八名高等科二十七名都合百九十九名教員は四名にて授業せり。

學制發布後宮津校の歴代校長名

宮津小學校 首座	粟飯原 鼎
同	佐久間 丑雄
同	水原 訓
同	木村 鎌太郎
同	田口 清六郎
與謝郡第一高等小學校長	竹本 三行 央
宮津尋常小學校長	鹽田 六作
同	河合 熊男
同	池邊 榮熊
與謝郡第一高等小學校長	寛 七五三
宮津尋常高等小學校長	金原 辰三
宮津女子尋常高等小學校長	重田 省三
同	金原 辰三
同	横尾 繁六
宮津尋常高等小學校長	從七位

岡房吉

追加

大正十四年五月十五日橋立新聞第千二百三十六號中村時次郎氏が雙啞學校を創設と題し

神戶、雙啞學校教諭中村時次郎氏は今回宮津町に來て内山町長の諒解と町の後援に依つて小規模ながら盲啞學校を創設し生れ乍らにして不幸の地に泣いてゐる近郷の盲啞不具者を五十名ばかり集め尤も懇切に尤も熱心に教養を施す運びになつた創業する中村氏に於ては殆んど獻身的に努力し或る程度迄は私財を投じ肉勞心勞に堪へて大活躍を試みる意氣込である因みに入學希望者は來る二十五日迄に創立事務所に宛てられてゐる宮津町役場に届け出づればよろしく資格は七歳以上の子供男女を構はず開校は六月一日からの豫定であり遠來者には寄宿舎の設備を考慮するを。

同新聞第千五百五十二號 曰

盲啞學校開校式。屢報中村氏が經營する盲啞學校では生徒四十名を收容して六月一日午前九時から宮津町の本妙寺内に開校式を舉行した。因みに曰本項追加盲啞學校のことは後段第五款に採録すべき筈の處、適當の個所なき爲めに假りに爰に收めたり。

五、幼稚園

宮津の幼稚園は明治二十年の創立に係り實に京都府下に於ける最初の設けなりと、之れまた種々曲折を経て今は府立高等女學校の保育科に入れり、與謝郡誌 曰

宮津幼稚園の創設。明治二十年宮津尋常小學校に保育科として附設せられたり、之より先同校は宮津校盡道校の二校なりしが十九年合併をなし元の宮津校に男子を同盡道校に女子を收容したりしを以て幼児を女子部に置きたりしも幼児次第に増し來りたるを以て男子部にも

收容したり(中略)同三十七年同様に高等小學校を併置することとなり宮津女子尋常高等小學校は元の第一高等小學校の跡に移りしを以て其後を受けて獨立の幼稚園となりたりしに同三十九年同園の建築物に機械器具を擧げて與謝郡立高等女學校に提供したりしかば幼稚園は爾來同校の保育科となりて繼續せられたり。

追加

高等女學校附設幼稚園移管に關し大正十四年三月一日橋立新聞第一千六十五號以下數回に互りて幼稚園の沿革と題し宮津小學校岡房吉氏の説を掲げられたれば其の主要なる部分を左に轉載す。

明治十五年頃には、民間にあつては學齡未滿の幼兒を小學校に入學せしめやうとする懸傾向があつたので、明治十七年文部省は地方に向つて學齡未滿の幼兒を小學校に入るゝの害あることを示達すると共に須らく幼稚園を設置して之を保育すべきことを通牒しました。明治十七八年以後數ヶ年間に全國に幼稚園の數が著しく増加したのは之等文部省の示達通牒等に俟る結果であつたと思はれます東京女子師範學校附屬幼稚園は明治二十三年女子高等師範學校の創設と共に同校の附屬となり爾來今日まで繼續されてゐます。明治四十二年には奈良女子高等師範學校が設立されたのでありますが大正元年に至り同校にも附屬の幼稚園が出来今日に及んで居ります。保育方法の如きも其後大いに研究改良せられて今日では非常に進歩致して居ます。因みに全國の幼稚園は大正十年の調査では園數、官立二、公立二六七、私立四六四計七三三、幼兒數六一六四六となつてゐます。

宮津幼稚園

前述の様な文部省の示達もあつたので我京都府では明治十六年に幼兒保育科規則を發布し小學校附設幼兒保育科の制を定めて幼兒保育を奨励しました。而して翌十七年には府立女學校内に假に幼稚園を附設して女子師範生の實習に供しました。翌十八年には京都市竹間校にも附設され尋で同二十年我宮津尋常小學校女子部に保育科として附設されました。之實に本府郡部に於ける幼稚園の始めであります。之より先、波止場に靈道校及女紅場があつたのでありますが靈道校は明治二十年に宮津尋常小學校女子部となり、元の宮津校(今の商業學校)の場所が宮津尋常小學校男子部となり、此の保育科は女子部の方に附設されて女紅場の階下で保育されて居りました。當時の記録に

明治二十年九月十六日

「前略本日午前十一時より舊女紅場内に於て保育科設置相談會を開く……當日來會する者市街各町學事係にして木村、三上の兩戸長も臨席正午來會者へ一杯を饗し其席上にて黒田用掛開會の主旨を告ぐ續いて木村校長學校の變革より論述して幼兒教育の必要を演述し……竹本氏も亦家庭教育に注意あらんことを望む注意を演述し各員の退散せしは午後三時なりき」

同年九月十九日

「本日より保育科開設入校するもの三十五名……菓子一包宛を與へて退散せしむ」

其後年を追ふて幼兒の數増加し又大手川以東より通學すること不便なるため男子部の方にも收容してゐたことがあります。保育年限は二ヶ年で保育項目としては會集、遊戲、唱歌、談話、手技、栽培、養育等であつたが明治三十三年頃には幼兒の數二百五十餘名にも及び保姆一名助手五名で保育してゐた程でありました。明治三十七年に至り同校は與謝郡第一高等小學校今の宮津小學校の場所に移轉して宮津女子尋常高等小學校となりましたが保育科だけは波止場に殘つて獨立の幼稚園となりました。其後明治三十九年與謝郡立高等女學校が創設されるに際し、周囲の建築物並に機械器具の一切を擧げて女學校に提供すると共に同幼稚園は同校の保育科となり爾來今日まで繼續せられてゐたのであります。

小學校に保育科を置くを得ることは當時の法令にあり又女子師範學校に保育科を置き得ることと法令に示されてゐることでありますが、高等女學校の保育科といふことは不學にして未だ法令に現はれたるを知りません。當時果して如何なる都合で女學校内に設けられたものか當時のことを詳しく御承知の方に承りたいと思つてゐます。府の方でも法令の許さるる所として大正十三年度限り之を廢することに致しました。

既に三十八年前に於て他郡に卒先して保育科を設置した本町であります女學校の保育科が廢せらるゝのを見て何で無關心で幼兒教育を等閑視することが出来ましよう。本町民の意見は集まつて直ちに宮津町立幼稚園設立の議となつたのであります。かくて此の議は去二月二十五日の町會に於て滿場一致を以て可決されいよいよ來る四月より開設することになりました幼兒のため、町のためまことにございこと、言はなければなりません。(終り)

### 第三款 中等教育

#### 一、天橋義塾

宮津に於ける中等教育は舊禮讓館なる宮津藩學文武館が、明治四年廢藩によりて廢滅に歸せるを慨嘆するもの教師出身者ともに多く、就中栗飯原曠光、小室信介、澤邊正修等主として學館創設に努力し、明治八年時の管轄廳豐岡縣の認可を得て宮津校西南隅舊文武館訓導室の一棟を校舍に充て栗飯原曠光を教頭として開校し命じて天橋義塾といふ、之れが經費は一口五圓一千口の資本講と生徒の月謝とによりて維持する事とし、學科は漢學を中心として授業せしも明治十一年九月英學科を設け、爾來漢學の外刑法治罪法等を講義して法律に關する知識の養成に力め當初塾生五十四名のもの漸次増加して百名以上に達し狹隘の爲めに一時小笠原長孝邸内に支塾を設け生徒の自炊入塾を許し後校舍を新築して之れに移る、然るに明治十八年京都府立中學校を宮津に置かるゝに及び義塾を解散し校舍器具機械を擧げて府に引繼ぎ此に終焉せり。郷土誌 曰

舊宮津藩校禮讓館廢止せられて以來明治八年有志者小室信介澤邊正修氏等の主唱により地方人士の贈金を以て天橋義塾を創設し高等普通學科を教授し來りしが明治十七年に至り府下郡部に三中學新設の議ありて一は南部山城に一は丹波龜岡に一は宮津中學校と稱し當地に設立明治十八年より授業を開始せられ天橋義塾の校舍敷地は擧げて此中學校に寄附せられたり云々。

#### 二、宮津中學校

明治十八年四月京都府立宮津中學校は前天橋義塾を引繼ぎ、日下部鶴太郎を校長として以下職員七名約二

百名に近き生徒は之れを四學級に組織し稍々系統的に授業を開始せり、然るに翌十九年四月勅令第十五號を以て中學校令發布せられ、中學校を高等尋常の二種とし高等中學校は全國に五箇所、尋常中學校は各府縣に一箇所と定められしによりて、前年開校せる山城三山丹波龜岡兩校と共に當校も廢止の悲運に遭ひ、京都に合併して京都尋常中學校と稱せられ地方に於ける高等普通教育機關は全く跡を絶つに至れり。郷土誌 曰

明治十九年勅令第十五號に據り一府縣に一中學校の制を布かれ遂に廢校の止むを得ざるに至れり、爾來高等普通教育の機關は全く地方に其跡を絶ち云々。

#### 三、府立第四中學校

向學氣運の發達は到底一府縣一中學にては收容し能はざるにより明治三十二年紀伊郡上鳥羽に校舍を増設し元京都中學校を府立第一中學校とし上鳥羽の増設校を府立第二中學校と命じ翌三十三年丹波國天田郡雀部村に府立第三中學校を創立し其の翌三十四年九月府立第四中學校を宮津町接續の城東村瀧馬に設けられ、工費八萬餘圓を投じて新築し三十六年四月新校舍落成、同月一日玉木三郎校長に任せられて着任し十三日第一學年生百二名第二學年生二十名を收容し十五日より授業を開始す。三十七年十月山内佐太郎校長となり四十年五月十三日今上陛下皇儲に在まし山陰道行啓の砌台臨あらせられ親しく生徒の課業を辯はせ給ひ、紀念として若松の御手植を仰き奉る。後北畠貞顯鈴木信太郎雀部顯宜諸氏校長に歷程して大正九年十一月現在の森校長に至れり。(寫眞參照) 輿謝郡誌 曰

三十四年九月第四中學校を本郡城東村に設置土工に着手し工費八萬二拾壹圓貳拾九錢を投じ三十六年四月開校したるものにて敷地九千七百六十四坪建物千六百三十餘坪あり、同月一日玉木三郎本校々長に任ぜられ十三日第一學年に百〇二名第二學年に二十名入學を許し十五日より授業を開始し三十七年四月御眞影拜戴式並に建築落成式を舉行す、十月山内佐太郎本校々長に任ぜられ四十年三月第一回卒業式舉行小林徳太郎外二十名に卒業證書を授く(中略)大正十一年三月を以て第十五回の卒業式を行ひ同門を出でたる者既に七百六十一名に達す。

大正七年四月鈴木信太郎校長の當時京都府立第四中學校を京都府立宮津中學校と改稱せられたり。

職名	氏名	就任	退任
京都府立第四中學校長	玉木三郎	明治三十六年四月一日	明治三十七年九月二十日
同	山内佐太郎	同 三十七年十月四日	同 四十二年三月廿六日
同	北畠貞顯	同 四十二年三月卅一日	大正 五年九月廿五日
同	鈴木信太郎	大正 五年九月廿五日	同 七年四月十八日
同	雀部顯宜	同 七年四月十八日	同 九年九月二十日
同	森 茂	同 九年十一月廿二日	同 十三年四月四日
同	森田新三	同 十三年四月四日	現 任

四、高等女學校

明治十、十一年頃相ひ前後して二三設立せられたる女紅場は其後振はず、殊に明治三十七年舊畫道校跡の宮

津女子小學校が中橋東詰なる舊禮讓館當時の高等小學校へ移轉の後は、もと女紅場より繼續したる裁縫生の全然廢せらるゝこととなり、町内婦人の有志者牛窪操、佐久間柏枝、金原みつ、其他諸氏之れを遺憾とし、裁縫講習所を設立せんことを發起して町有力者の贊助を得、三十八年三月三宅峯吉を所長とし成田有能を講師として東京より聘して講習所を開設し、地方特志家或は職員或は助手となり讀書、算術、圖畫、茶道、生花なども併せ授け講習生八十餘名に達し、茲に高等女學校設立の輿論を喚起し翌三十九年四月與謝郡立を以て高等女學校の設立を見るに至り。時の郡長田邊信成郡會議長宮崎六左衛門にて校長は府立第四中學校長山内佐太郎兼任を命せられ、元女子校即ち舊畫道校にて六月二十四日より授業を開始す。但し舊裁縫講習所の講習生は試験の上本科第一第二學年及び技藝專習科第一學年に編入せられ、本科生八十六名専修科生三十七名を得たり。

同四十年五月十三日 今上陛下儲位に在し山陰行啓の御途次府立第四中學に駕を枉げさせ給ひ、尾藤東宮侍從武官を差遣せらる、此年五月山内校長辭任亞で七月梁田教諭校長を拜命し爾來校運隆盛に赴き校舎狹隘を告げ地を日和ヶ丘に相して新築に着手し、四十四年四月一部竣成して波止場より此に移轉し大正二十二年二月全部落成せり(寫眞参照) 後校長早川千尋、津田信雄、雀部顯宜諸氏を経て現溝江校長に至る、大正十一年に於ける教員は校長以下十七名、學級數七、生徒數二百八十五名、創立以來の卒業生六百八十五名、外に舊女子小學校時代より附設の幼稚園を引繼ぎ教員の内二名之れが保育所擔任にして現在幼兒七十餘名を保育

せり。郷土誌 曰

與謝郡立高等女學校

沿革 概略

明治廿九年四月貳日設立認可、同年六月廿四日開校式舉行。明治四拾年五月拾三日 今上天皇儲位に在し、時山陰行啓の御途次鶴駕奉迎同日尾藤東宮侍從武官差遣さる。明治四拾貳年一月校名京都府與謝郡立高等女學校と改稱同年四月補習科設置、明治四十四年四月新築校舍一部落成移轉。明治四十五年四月學則變更條業年限二ヶ年の實科加設。大正二年二月廿八日新築校舍全部落成同年三月廿四日卒業式兼落成式舉行。大正三年四月學則變更實科廢止同年以後今日に至る。校地京都府與謝郡宮津町日和ヶ丘。(下略)

大正十一年度限り郡制廢止せらるゝに際り、郡會に於て府費移管の件を議決し臨時府會の協贊を経て十二年一月一日より京都府立に移管し同月九日移管式を舉ぐ。

創設以來累代校長

職名	氏名	就任	退任
與謝郡立宮津高等女學校校長	山内佐太郎	明治三十九年四月十日(兼任)	明治四十一年五月卅一日(免兼職)
同	上梁田忠山	同 四十一年七月廿五日	大正三年五月卅一日 退 職
同	上早川千尋	同 大正三年七月七日	同 六年三月卅一日 休 職
同	上津田信雄	同 六年五月五日	同 七年四月十八日 轉 任
同	上雀部顯宜	同 七年四月十八日	同 九年九月二十日 轉 任

同 上溝江八男太 同 九年十月廿九日 同 十二年一月一日 府移管  
 京都府立宮津高等女學校校長 同 上現 任

第四款 實業教育

一、宮津の女紅場

女紅場はもと豊岡縣の推奨に係ると雖も宮津町に實現したるは京都府に移管後のことなりと思推せらるゝも如何にや、郡衙に保存さるゝ女紅場規則によれば、

第一條 該場ハ日本婦女教育ノ方法未ダ全カラズ婦女多クハ遊手淫蕩ニ陥リ人ノ妻トナリテ夫ニ事ヘ家ヲ齊フルノ方ヲ知ラズ母トナリテ子ヲ教フルノ術ヲ覺ラズ茫乎トシテ生涯ヲ送過スルモノ多シ況ヤ男女同權ノ說ノ如キ何レノ日ヲ期シテ其効ヲ見シヤ今是等ノ婦女ノ爲メ深クコレヲ慨嘆シ學術ヲ以テ其ノ腦裏ノ知識ヲ磨得シ工職以テ其ノ手足ノ技能ニ通達セシメ漸次淫蕩遊治ノ俗ヲ改良シ人々力食ノ道ヲ會得セシメ國家萬一ノ補裨ニナサンガ爲メニ設置セル所ナリ

第二條 小學ハ人民一般コレニ入りテ學バザル可カラザルモノナリ然リト雖モ小學ノ設アルヤ其日猶淺ク今日ノ少年婦女目ニ一丁字ヲ知ラザルモノ多シ故ニ先ツ該場ニ入ルモノハ小學校ニ較ベ省略シテ簡易終工易キモノヲ並セ授ク

第三條 該場ハ當十三大區一二兩區ノ婦女ノ爲ニ設クルヲ以テ學齡外ニアリテ未ダ嫁セザル婦女ハ悉ク入學セシム但シ他區ヨリ入學願出ノモノアラハ其地戸長ノ證書ヲ取り然ル後之ヲ許ス

第四條 學齡内ニアリテ小學ニ入りテ教ヲ受クルモノト雖モ十二歳以上ハ志願ニ任シ該場ニ入學セシメ小學ノ時間外ニ於テ教ヲ受クルヲ得ベシ

第五條 已ニ嫁スルノ婦女ト雖モ其ノ夫ノ許可ヲ得テ入學セント欲スルモノハ年齢ニ拘ラズ之ヲ許シテ業ヲ學バシム (下略)

此の規則によれば明治六七年豊岡縣管轄當時既に開場せられたるものと云はざるべからざるも、今はそれを確むべき資料に乏しく、明治十一年波止場に盡道校の建設せらるゝや其の二階建の一棟を以て女紅場に充てたる以後は裁縫、機械、茶道、生花等を授けたるは記録に徴し得べし、十五年には女教員五名生徒六十五名を算し爾來時運に消長は免れがたく、後に裁縫生と呼び規模縮少せられたるも兎に角同校存続中は命脈を保ち、三十七年女子部の移轉に依つて廢せられしも更に裁縫講習所として生れ、翌年高等女學校設立によりて講習生は大部分同校に受繼ぐこととなりて終りを告ぐ、之れによつて之れを見れば現今の京都府立高等女學校の濫觴は遠く豊岡縣推獎の女紅場にありしといふべきなり。

## 二、宮津裁縫講習所

宮津の女紅場には前記の外明治十一年萬年新地に設立せられ十八年には生徒三十名あり、東新濱にも同年に設けられて十八年には生徒二十五名ありし趣なるも何時に類れたるや精細を知るに由なし、爾來此の種の教育機關の興隆を見ざりし處、明治二十二年の頃佛蘭西宣教師ルイ・ルラーブ氏宮津に入りて天主教の布教に従事し二十九年宮本町に聖堂を建て、布教の傍ら地方啓蒙の爲めに盡す所尠からず、三十九年高等女學校設立せられしも其の入學に一定の資格を要し、希望者の悉くを滿たす能はず乃至其の事情の入學する能はざる婦女の爲めに裁縫講習所の設立を企て、高女成田教諭の贊同を得四十年四月に授業を開始し、當時傳

習生僅かに三名なりしもの漸次増加して翌春十餘人となり大正十一年四月には傳習生七十名の多きに達し創立以來の傳習者優に千名以上ありと。與謝郡誌宮津裁縫傳習所の條ノ所主宣教師ルラーブ氏の口述を録したるものあり左に要點を抄出す。

女子教育の必要其の實踐的であらねばならぬことは今更喋々するまでもない事でありすが、されば云つて女學校へ入れるには種々なる事情の爲めに之れを許さないといふ者は尠くないのであります、斯る女子を教育すべき適當の場所が無いのは實に遺憾である何んとかして左様な機關を設けたいと云ふことは(中略)私も宣教師として永らく此地に御厄介になつて居りまして何か御恩返しをしたい此の土地の爲めに慈善事業を興したいと思つて、幸吾教會の信者で當時高等女學校裁縫科擔當の成田先生に打明けました處同先生も至極同感にて、現在此土地としては女學校より寧ろ以上其必要を感じるこの御話であり(中略)土地の有力者の方々からも進んでやつて貰いたいこのことで明治四十年四月先づ試みに開いたのであります(中略)創立より今日まで此所で業を修めた者約一千名内六百名が通學生四百名が寄宿生といふことになつて居ます、本年四月から入所生全部で七十名ありまして内寄宿生三十名通學生四十名と云ふ多數に上るの盛況を呈して居ます云々。

## 三、實業補習學校

時代の趨勢は普通教育の外に實業教育の必要を來し、大正四年以來從來冬期春期に開かるゝ夜學に規律を立て、町村小學校に實業補習學校を附設することとなり、大正五年九月十四日には上宮津尋常高等小學校に上宮津農業補習學校附設の認可せられ、越えて八年四月二十五日宮津町城東村組合宮津尋常高等小學校に宮津實業補習學校附設することを認可せらる、大正十一年四月現在學級數三專任教員二名兼任八名生徒初等科三十名高等科四十四名研究科十二名合計八十六名あり。



#### 四、京都府水産講習所

明治三十年通常府會部部會に於て時の府會議員上野修吉宮崎六左衛門春日和助三氏の名を以て本府水産業獎勵の爲め先づ水産講習所設置の建議提出せられ同會の協賛を得て調査に係り、翌三十一年十一月案を具して設置認可を農商務大臣に稟請し認可を得て翌三十二年五月一日宮津町柳繩手の一民家を講習所に充用し、牛窪其三男所長心得就任福谷文吉濱田新之允三氏を職員として開所式を擧ぐ、爾來年々發展し場所陋拙狹隘の爲めに三十七年四月鶴賀町海岸舊宮津城跡に移轉を企て、卅九年十一月二十五日全部落成して之れに移轉し、四十年五月十三日 今上陛下東宮に在し山陰行啓の際鶴駕を迎へ四十三年七月十六日 李王世子殿下韓國皇太子に在し臨御あり、共に金若干を賜ふ。事業は實習と試験の二部に分ち實習部は魚撈科製造科養殖科の三科とし、試験部は此の三科の外化學試験部を設けたり。郷土誌 曰

#### 京都府水産講習所

本府は夙に水産事業獎勵の必要を感じ當局者に於ても種々其方法を講じつゝありしが遂に明治卅年開會通常府會の部部會協賛を得たる本所設立の建議を時の府會議員上野修吉宮崎六左衛門春日和助三氏の名を以てするに至り三十一年十一月其規定を具し設置認可稟請書を農商務大臣に提出せり。明治卅一年十一月廿六日設置認可明治卅二年五月一日開所式を擧行す、其後明治卅三年五月一日附國庫より今後五ヶ年間一ヶ年金一千圓交付指令、明治卅五年三月三日附國庫補助額更に一ヶ年一百圓増加指令同年四月附同上、明治卅七年國庫補助金交付繼續指令明治卅七年四月軍食糧法製造着手明治卅七年四月廿三日宮津町宇輪實に擴定同日地鎮祭を施行明治卅九年十一月廿五日全部新築落成其坪數二階建九拾五坪平屋建三百九拾二坪二合五勺明治四十年三月廿九日新築落成式舉行明治四十年五月十三日 東宮殿下本所に行啓せられ親しく本所作業の實況を視察し給ふ、同日金若干を下賜せらる、明治四拾年六月十九日本所機關室より火を失し全建設物の中及

製品の大部分を烏有に歸せしむ。明治四十一年十月廿五日創立十年紀念祝賀會明治四十三年七月十六日韓國 皇太子殿下本所に臨御大正

三年一月廿五日技手一色勇浦島丸に乗組出漁の歸途激浪に擣はれ行衛不明なる。

#### 五、宮津商業學校

大正七年四月舊城本丸跡なる男子小學校は禮讓館跡なる女子小學校の大擴張新築成るに及びて移轉するや、宮津町城東村學校組合は乙種商業學校及び乙種農業學校規程による實業學校設立の件を議決し、八年四月入學志願者を以て一學級を組織し宮津尋常高等小學校高等科の一學級として元男子校にて授業を開始し、同年五月二十九日設立開校の認可を得て宮津實業學校と稱し、同年六月校長横尾繁六以下職員任命十一月三日開校式舉行す、(寫眞參照) 越えて十年五月農業部を廢止し宮津商業學校と改稱翌十一年五月横尾校長退きて山光教諭校長に任せらる。

#### 與謝郡誌 曰

宮津商業學校 大正八年五月二十九日學校設立並に五月より開校の件認可せられ學校名を宮津町城東村學校組合立宮津實業學校と稱す、同年六月學校長横尾繁六以下職員任命十一月三日開校式舉行し、同九年四月二十六日學校名を京都府宮津實業學校と改稱の件認可せられ續て同十年五月二十五日學則を改正し農學部を廢止し學校名を京都府宮津商業學校と改稱の件認可せられ又同十一年四月寄宿舎を設けし、同年五月校長横尾繁六依願退職し六月教諭山光勇校長に兼任す、同年六月廿三日勅語贈本下賜せられ同年十二月二十一日 兩陛下御置影下賜せらる、現在の生徒數は百二十四名にして内宮津町より八十四名通學し近郷町村之に次ぎ郡外よりも四名の入學者あり、大正十一年三月第一回の卒業生十九名を出し銀行員となりし者五名會社員一名商店員七名其他は家庭に於て活動しつゝあり云々。

大正十三年四月一日より昇格して甲種程度となれり。

### 第五款 社會教育

#### 一、宮津町圖書館

舊禮讓館所藏の圖書を累代其の校舍に引繼ぎ其後購入せる圖書をも併せて宮津教育會の所有として女子小學校に保管せしも、男子校を合併して閱覽場所その他の關係上大正十一年宮津商業學校内に藏書を移し六月一日より開館す。與謝郡誌 曰

宮津圖書館、宮津町圖書館は最近の設立に係るを以て未だ完備の域に至らざれども郡内唯一の圖書館なるを以て其の概要を示せば左の如し。

創立 大正十一年六月一日		場所 宮津商業學校内	
書籍分類	冊數	書籍分類	冊數
哲學	一一	論理學	二
道德倫理	二〇	教育	七五
歷史	九八	物理化學	一三
法制經濟	三〇	農業	二八
水産	四	外國語	一八
數學	二一	論說	二三
生理衛生	一一	家外國語	一七
合計	二九	家政	一七
		書畫	二六
		文藝學	一一八
		政治	七
		美術工藝	六
		音樂	三
		時論	三
		趣味運動	一一
		總計	七四二

小學校内に兒童文庫を設けて閱覽所を定め、放課後兒童に閱覽せしむるもの宮津尋常高等小學校の兒童文庫は郡の模範と稱せられ、又大正六年郡教育部會の事業として毎年二回に互り三百冊内外の書籍を借入れ郡内三區に分ちて巡回閱覽に供しつゝあり。

#### 二、宮津教育會

宮津町長内山廣三氏の主唱により漸次社會教化の必要を自覺するもの多く、大正七年九月二十二日宮津教育會を創立し、會員を普通會員特別會員名譽會員の三種とし特別會員は一時金十圓を醸出するもの普通會員は毎月金十錢づつを醸出するものとし、十一年末現在會員數普通會員八百十名特別會員百八名歳費八百圓にて月刊雜誌發刊、教化印刷物配付、教化事項調査研究、同展覽會、同講演會、同講習會、青年處女指導、就學貧兒救助等の事業を行ふ。與謝郡誌 曰

町村名	名稱	創立年月日	會員種類	會員數	會費	豫算額	事業	創立以來會長
宮津城	宮津教育會	大正七年九月二十二日	普通會員	八一〇	拾錢	歳入八百圓	一、月刊雜誌	町長
東組合			特別會員	一〇八	一時十圓	歳出八百圓	二、教化印刷物	内山廣三
			名譽會員				三、調査研究	
							四、展覽會	
							五、講習會	
							六、青年處女指導	
							七、就學貧兒救助	

追加

大正十三年八月宮津婦人會を併合せり。

三、宮津青年團

青年期には團結する意氣旺盛にて維新前の若連中または若衆と稱し、男子十七歳元服後頭髮を丁字に結び名替へを行ひ若衆の團體に加盟し結婚によりて脱退するを例とす。若衆は祭禮盆踊などの中堅となり防火防水林野の監守賭博の取締など自警の任に當り或は角力若くは力持などにて體力を練り長幼上下の序を立て禮儀を守り、相互の制裁厳しく團體の意氣は百難を排して貫徹するの概ありしも、一面に亦た弊害も之れに伴ひ酒食を持ち寄りて牛飲馬食に夜を徹し、或は義太夫に耽り芝居を實演し甚だしきは情實の下に徒黨を組み野罪を行ひ祝儀婚禮の防害を加ふるが如きこと往々ありしも、維新後はれ等の弊風に對する取締り嚴重となり、學校教育の影響と中堅若衆の徴兵應召とによりて團結次第に薄弱となり、往時の若連中は何時しか影を收め修養を主とせる團體は社會の進歩に伴はれて漸次起り、後には有志會合して夜學をなし智徳を練磨するの團結次第に濃厚となり、日清戰役によりて意氣を刺戟し日露戰役によりて愈々自覺し體力と智徳の修養を目的とする青年會は明治三十九年に創立せられ大正二年には宮津青年同志會起り、三年十月城東村青年會成り漁師町青年修道夜學會起る。而るに四年内務、文部兩省は青年團體の完全なる發達をなさしむべき訓令を發し本府また之れが指導に努むる處あり、即ち七年十一月從來の組織を改めて宮津青年團となし同十一年二

月城東村青年團を合併して茲に兩町村合同青年團を大成せり。現在團員の年齢十五歳以上二十五歳までの範圍とし正團員二百五十名經費九百圓内三百圓町村補助を得、文藝部、講演部、運動部、宣傳部、總務部等ありて夫れ々所定の部署に活動しつゝあり。與謝郡誌曰

町村名	創立年月日	團員數	年齢範圍	經費	町村補助	事業概要
宮津町	大正七年十一月	二五〇	一五—二五	九〇〇	三〇〇	文藝部、講演部、運動部、宣傳部、總務部
城東村	大正十一年二月					文藝部、講演部、運動部、宣傳部、總務部
城東村青年團合併						

四、宮津婦人會

宮津婦人會は相互の情誼を温め風紀の改善を圖り婦徳の修養を積み慈善公益の事業に裨補すべき目的を以て明治三十八年に創立せられ裁縫講習所を盡道校跡に設けて高等女學校創立の前驅を爲したる著名の事蹟あり、大正七年九月城東村を併せ十一年四月現在會員九十五名町長を會長に推し經費百十圓にて講演會、講習會、音樂會等の社會教育事業を行ひつゝあり。宮津郷土誌曰

宮津婦人會、明治三十八年創立宮津地方婦人相互ノ情誼ヲ温メツツ婦人社會ノ進歩發展ヲ圖リ併セテ後進女子ノ風紀改善ニツトムルヲ以テ本會ノ目的トス、事業、裁縫講習所ヲ一ヶ年間開設シテ郡立高等女學校設立ノ前驅トシテ盡力スル處少カラザリキ。

追加

第二項末段追加の如く大正十三年八月宮津教育會に合併し爾來同教育會婦人部と稱することゝなれり。

五、三松同窓會

三松同窓會は宮津小學校出身者を會員とし明治二十四年に創立せられ、三松會報を發行して會員相互氣脈を通じ和氣霽々として今日に至る。蓋し三松とは現小學校前なる禮讓館内老松三本あり同館を三松館とも號せしより三松の語は出者に學問所の印象深きより而か命せしといふ。

郷土誌 曰

三松同窓會、創立ハ明治二十四年ニシテ會員相互ノ交誼ヲ温メ氣脈ヲ通ズルヲ以テ目的トシ本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織シ男子部女子部ニ分ツ。

一、普通會員 宮津男子、女子小學校何レカノ高等又ハ尋常科ヲ卒業セシモノヲ以テ之ニ充ツ

一、特別會員 同校教職職員ヲ以テ之ニ充ツ

會員ハ會費年額貳拾錢ヲ納付シ臨時ノ費用ハ例外トス

事業 三松會報ノ發刊、毎年夏期總會ヲ開ク

會員數 男子八百六十七名、女子四百八十名特別會員八十四名

基本金 會員有志ノ寄附ニヨリテ成ル約五百圓餘、宮津銀行預

六、宮津女子青年會

女子青年會は他の社會教育的各種團體より最も遅れて生じたるものにて、未だ發達の域に到らざるも、一方男子の青年團の著しき發展に伴れて處女の自覺を促し、其筋の獎勵と學校職員及び地方有識者の指導と相ひ俟つて大正九年十一月宮津町城東村合同の處女會創立せられ、小學校卒業後二十五歳未満の女子を正會員とし大正十一年四月現在百五十名特別會員其他八名經費四十八圓その施設事業は修養會、講演會、見學、遠

足等を行ひつゝあり、大正十三年三月女子青年會と稱することゝなれり。

此の他郡教育部會の研究會講話會等あり中學校卒業生の〇日俱樂部官公吏學校職員の宮津公友會その他種々あるも略す。

第一章 町の歴史

第八章 宮津の発展

## 第八章 宮津の民俗

### 第一款 民俗の概説

#### 一、風土と民俗

一概に民俗といふも其の範圍實に廣大にして住民の日常の起居動作は勿論、年中行事冠婚葬祭さては住居飲食服裝等の有形物より人情嗜好、信仰、思想、俗傳迷信詛言俚語等の無形事項に至るまで凡百の事物を包含し、之れを比較し分析し類推し研究するに於ては何人も多少の興味を感じるべく、若し之れを宗教學、心理學、人類學、社會學等に考證して教育上民政上の資料に供せんか、其の得る所蓋し鮮少なからざるものあるべし、抑も民俗は其土地を圍繞する森羅萬象が冥々の裡に薰育する所、即ち天地自然の感化によりて薰染誘導し長養育成せられし習性によるもの多く、與謝海灣以北斷岸絶壁常に激浪怒濤を浴び山嶽溪谷峻嶮にし氣象また朔風凜冽なるに反し、宮津灣内浪靜かなる處に風光明媚天下に誇稱すべき天橋立を抱き峯巒圓滑にして氣候緩和なるは、たしかに住民の風采性質を薰染感化せしめて前者を峻急粗暴に後者を優柔穩健に誘導したる結果なりといふべき歟。宮津郷土誌人情風俗沿革の條。

三方に山をめぐらし一方日本海に面したる要害なる地利を占め四隣との交通最も不便を極めて恰も一天地の觀を呈し加ふるに山陰特有の陰氣なる氣候を有する當地方の住民の人情風俗が此等地勢氣候の影響を受けしこと甚大なりと云はざるべからず即ち其氣質に於ても因循にして鞏固なりとの評をまねがれず、加ふるに自然のまゝにては繁榮の見込なき當地が藩主の居城地となりし結果一小都會をなしとのなるを以て一般住民は直接間接に藩の惠澤に浴しまたる生活難を感じざりし爲め進取の氣象を失ひ競争心少なく改良心乏しく唯現狀に安じて其保持につきむるさいふ有様にて平易に云わばかたくなにして意氣地なく容易に習慣を脱する「能はずと云わんか然し此短所を補ふに長所あり交通の不便は都會の輕薄なる人情風俗の輸入を防ぎて一般に質朴にして親切なりき、往々他地方人の當地に來りて非常にゆつたりしたる住心地よき感を抱き將亦「二度と行こまい丹後の宮津」の俗語の世人に多く「もてなしがよい」と云ふ方面より解釋せらるるに於ては質朴にして親切なりとの評へ當らずとも違からずと云わんか。

然し文明の進歩に伴ひ通信交通其他諸般の機關殆んど備はりて教育亦普及せし今日に於ては諸方面より他地方の人情風俗の移入まねがれず、即ち一面に於て因循にして鞏固なる氣風の薄らぐと共に一面に於て漸次人情の輕浮に傾くは之自然の勢なり然し小利に吸々として進取の氣象に乏しく遠慮なしとの評は今も尙當地方一般住民の當然受けざるべからざる短所ならんか。

城東村住民の氣質は一般に淳朴にして勤勉なり。

#### 二、舊藩愛護の夢

郷土誌の編者既に「自然の儘にては繁榮の見込なき當地が藩主の居城地となりし結果一小都會を爲し住民は直接間接に藩の惠澤に浴し差したる生活難を感じざりし爲め進取の氣象を失ひ改良心に乏しく云々」と論じて町民の氣風を語り。藩主の知府開設以來その温かき懷に抱かれて愛護長養せられたる所謂御嬢様の育成の醉夢は隋力となりて依然として存し、廢藩の警笛に驚かされて尙ほ醒めず住民の其の殆んどは遊君の如き氣風を發揮して只徒らに遊客の財囊を當てにして己れ食はんことのみ營々之れ努め、教育に冷た

く禮儀に淡く交際に迂く商法に拙く奮闘の素志なく進取の意氣なく町村の發展憂ふべきものありしも、二三先覺者の疾呼鞭撻によりて最近多少醒覺せるものあるを見るに至れり。

### 宮津郷土誌流行の條

維新前後は四圍との交通不便にて藩士の江戸歸が流行のまきがけをなせしものにして吳服小間物等京通の商人によりて僅に都の輸入を受けしが交通機關の發達と共に都會流行の移入頻繁となり即ち小間物は京都七大阪三の割合に吳服は大阪七京都三の割合に新流行を時々移入せらる。

汽車の便なきも大都會に近きため比較的早く流行物移入すれ共宮津地方の人に流行することは比較的遅き感あり、こは一般住民の氣質の保守的なるによるべけれど一ツは當町が商業地によらずして直接京阪へ取引するもの少く時々遊覽客によりて其流行を知るに過ぎざるの結果なるべし。

今や眼前に開通されたる鐵道は何物をか齎らすか將た持ち去るか、盛衰興廢窮荒榮達一に住民の努力にあり。

### 三、日常起居の推移

宮津町は前に縷述せる如く舊と市場より發達せしものにて商業地帯たるは言ふまでもなく、城東村上宮津村は無論農業地帯にて食料供給上町に對して密接の關係あること勿論なり、随つて町民の日常は多くは勞働に従事せず在民は之れに反し男女勞働を共にし概ね粗衣粗食に甘んじて勤勉なり、たい憾むは朴拙にして野卑なるの點これなり、而し斯は農業地帯の一般のことなれば敢て此地方民のみ咎むるに當たらざるべし。日

### 常起居に關し郷土誌美風弊風の條。

當地方ノ美風トシテハ一般ニ質朴親切ニシテ吉凶相助クル等頗ル友誼ニ厚シ且ツ一般ニ道路家屋清潔ナリ、耕シ一面ニ於テ偏狹ニシテ兼取ノ氣象ニ乏シク城東村ヲ除キテ宵寝朝寝ノ弊風アリテ商法ニ拙ナクトノ評ハ免レズ云々。

### また女子と職業の條に。

女子ニ職業ニ維新前後には身分よき婦人ほど深慮に育ち外出する事も稀にて其他と雖一般に機織縫製洗濯料理を仕事とせり、維新以後教育の普及と共に明治十年前後より女教師出來爾來師範學校に學ぶもの其數を増し教師の外には産婆看護婦を業とするものも出來亞いで明治卅九年電話架設以來交換手を勤務するもの及郡是製糸の工女或は郡置糸業に出勤するもの等々婦人の職業増加し今は家にて機を織るもの稀になりたり。

### 四、民俗慣例と其取締

#### 宮津の風情風俗、習慣恆例に對する舊藩時代の取締に關し宮津町沿革調に曰

風俗治安に係る取締

- 一、家作破風路次門等は別に制限なし。
- 一、衣服は割羽織、馬乘袴（まち高袴の類）は御家人格以上に非れば着用不相成其他制限なし。
- 一、帶刀同前。
- 一、婚姻儀式興行物等別段制限なし。
- 一、神社祭典は従前慣行ありて別に制限なし尤領主より其時々保護せられたり。
- 一、喧嘩口論放蕩者等ある時飽まで組合及組頭に於て脱離をなし若し肯ざる時は領主の役人町組小頭へ直訴をなし之か嚴命を以て取押へられたり。

一、流浪人又は強談の在來りし時は番人を呼寄せ處分をなさしめたり。  
 一、博奕は御徒目付に於て取調られたり犯罪者は溜小屋を稱する（今の監獄署）謹所へ犯罪相當の日數入場申渡され領主の工事に苦役せらる。

また藩主の送迎その他武士對百姓に關し上宮津村維新前民政調書次の如くいへり。

藩主ノ送迎

- 一、御禮場（領分中一ヶ所）領分中ノ主タル方ヲ送迎ス、當所ヨリ加佐郡佛性寺村迄五ツニ分チ砂持及道修膳ヲナシ當日清掃ス
- 一、本陣、宇喜多村ニアリ上り下り茶ヲ出ス外ニ中ノ茶屋ニ御小休アリ（大小便ノ御用ニ充ツ）
- 一、御免下駄ヲ下賜セラル、者ハ土下座ヲ爲スニ及バズ下駄履ノマ、禮ヲ爲セバヨシ大手門通行モ跣足トナルニ及バズ云々
- 一、百姓ノ困難セシコトハ遠馬トテ馬場ニテ馬乗ヲ試ミアル機ニ乘ジ本村へ遠馬トナルコトアリ其場合ニ牛馬ヲ牽キ宮津町へ出ル場合松
- 暖ニテ出合フトキハ態々牛ヲ路傍ノ草中ニ引入レ手綱ヲ持チ乍ラ土下座ヲ爲サレバカラズ、此場合牛ノ馴良ナルハ兎モ角少シ猛キ牛ナルトキハ一方ニハ禮一方ニハ牛ノ奔逸ヲ注意セサルベカラズ萬一自身ト牛トノ綱ノ距離長キトキハ後日呼出叱責セラル云々

また神社寺院に關する恆例は沿革調書左の如くあり。

- 一、神社ニ付ては日吉神社杉末神社には牧正孫の社家ありて奉事す、分宮神社には島谷資裕の社家ありて奉事す、其他の神社牧島谷兩家の内より奉事を兼掌す、御初種燈明料は年内三度位家格相應に差出す祭典費は其時之氏子中より割出す、神主は往古より無給なりしか維新之後氏子信徒のもの協議上より一月一ヶ年二錢より三錢位を出金す氏子惣代講中等あり神社殿宇の修膳費は氏子より釀出す。
- 一、寺院の住僧は檀中の協議を以て之を進退し又保護は檀中の負擔なり。

以上民情風俗は地勢氣象等所謂風土の影響を受くるは勿論なりと雖も、世運の進展と教育の發達の爲めに刻々變遷し今昔の感に堪へざるもの多く、此の章敘するところ主として維新前後の状態を描出せんとす。

第二款 衣食住

一、町在の住居

宮津藩御仕置五人組連判帳に「庄屋年寄惣而百姓の家作分限相應に輕く可仕候云々」の條見え、在家は多く草葺平家建にて二階建殆んど無く、町家も益軒の天橋記信景の鹽尻等に載する所及び成相寺古圖に載する所の宮津市街圖を見るに草葺大多數を占め瓦葺は二三指呼するに過ぎず、最もそれ等の繪圖が臨地の寫生畫にあらざれば必ずしも證左に供しかたしと雖も、大體に於て元祿乃至享保年代の狀況を窺知するの資料とは爲し得ざるにあらず、降つて丹哥府志の挿圖を見るに波止場近傍は瓦葺なるも瀧上山麓の家屋は皆草葺なるを示せり、亦以て寶曆乃至天保年代の大勢を察すべきなり。維新後續々屋根替行はれ今杉末、池ノ谷、金屋谷、大久保等の端町の外は概ね瓦葺となり草葺殆んどなきに至れり、又舊藩家中は秩祿五十石以上屏重門百石以上長屋門を構へ玄關係りなりしも百姓町人にはこれを許されず、概して家中は間口廣く町家は奥行長く在家は土間多し。郷土誌 曰

住居ニ維新前藩士の家居は多く平屋建にして町家にては平家のもの多かりき、維新後二階を増築するもの多く三階等も極めて稀なりしが明治十年以後に於て本町徳田旅館にて始めて四階を設けし以來地價の騰貴と共に現今は旅館料理屋等に三階四階を多く造るに至れり。維新前藩士の住宅は五拾石以上のものは多く門と玄關を備へたり、維新後藩士の邸宅は多く畑或は他の建物となり昔のまゝに残れるもの少なけれ共町家には小修繕をなしたるものにて昔の儘なる家あり近時商家の居及二階多く都風に改築せられたり、洋風の建物は郵便

局に始り爾來純洋風の建築物はなければども學校會社等米造洋風の建方を見るに至る。町にも維新當時は藁屋根のものが相當にありしが現今は數へらるゝ程に少數となれり。城東村に於ては近時瓦屋根多くなりしも未藁屋根の勢力大なり。然して多くは門口に便所の設備あり。近時板ガラスの使用盛となりて戸障子に多く用ひらるゝこと、なり殊に商家は其表戸を殆硝子になすに至れり。風呂は維新前後多く五右衛門風呂なりしが近時は其數減じ鐵砲風呂を多く用ひるに至れり。近時風呂屋も多く都會風に改築し霧島温泉と稱する都會風の薬湯をつくるに至れり。

現今上數類に花ゴザ多く使用する様になり手製の漚紙を用ふるゝ甚少くなりたり。

燈火ニ維新前後は専行燈のみなりしが明治四五年に始めて醫師安田氏東京よりランプを求め歸られ石油なかりし爲始め松根油にて點火し油煙にて困られ亞いで神戸より石油を取寄せて始めて使用し得たるも初は石油の匂に困りたりき漸次一般に多く使用せらるゝ様になりしは拾年以後なり。

瓦斯も最初燈に用ひしが始めて明治拾五六年の頃なり。卅年以後一時商家及宿屋の一部に使用せられしが明治四拾四年電燈會社經營せられてよりランプ瓦斯共に其使用者著く減じたり。燐寸なかりし維新前は火打石にて點火せしものにて現今にても昔風の家庭にありては御燈明を火打石にて點火するあり。當地方に移入されし燐寸は最初石ずりなりき。

明治初年ランプの移入に二三年遅れて六角時計始めて入りき。當時極めて珍しかりしが現今は之を備へざる家少なきに至れり。

## 二、町在の食物

舊藩時代の家中と百姓町人とは飲食に格段の相違あり。與謝郡誌風俗習慣の條

宮津藩の御法令條目に「御職米之儀庄屋年寄立會ひ賣米赤米死米は不及申願無之辨目不切穢致吟味俵拵之儀前々仕來り候通り隨分入念拵立庄屋年寄米見のもの米主樹取中札改め加判請候而入可申(中略)若し米拵俵拵粗惡に候はゞ米主は不及申庄屋年寄米見のもの迄告申付候云々」とありて武士の食ふべき城米の精製すべきを示し一面百姓町人に對しては例の御仕置五人組帳に「食物は勿論種色潤澤に候共狼り遣不申百姓の夫食には雜穀を第一と致し聲へ高持の百姓たりとも酒肴菓子類其餘慶の食物を取用ひ申間數木之芽草の根海藻の類にても夫食の助に成候品々は常に心掛貯置き凶年の助に可仕云々」と宣誓せしめて其常食は粟黍等の雜穀と木の芽草の根海藻の類を採用す

べきものとし聲へ富有のものにもせよ酒肴菓子の類を取り用ふるは驕りの沙汰なりとて粗衣粗食以て社會的階級に甘すべきを制壓したれば郡民一般に儉素にして常食は概ね米麥相半し冬期間には菜大根などを混するものを普通とし副食物は漬物味噌汁等を用ひて美食を採らず、最も貧富と家業の關係上一概に論じ難きも土地を所有し若しくは所有地を耕作する地主及び自作農を長サ百姓平ラ百姓と云ひ土地を所有せずして長サ百姓の土地を耕作する小作農を水呑と呼びしより見れば當時下級民の飲食物は思ひ半ばに過ぎざるべし云々。

維新後如上の制壓は打破せられ町在どもに贅澤に嚮ひ現今宮津にては漁師町邊は概ね麥飯を常食とすれども一般には米飯を常食するものゝ如く、在方も一般に麥飯を常食とするに至りしが如し。蓋し飲食物は住民の勞働に正比例し町民官公吏職員その他所謂長袖階級のものには空腹を感ぜざる程度にて足るも、農業漁業等勞働に従事するものは所謂腹力を保つ爲めに分量を多く攝取するの要あり隨て粗食に甘せざるべからざるは當然なり、酒は維新前町家は清酒在家は概ね自家醸造の濁酒を用ひしも明治中年後濁酒類殆んど清酒を用ふるに至り、焼酎、味淋等また用ひられ麥酒葡萄酒その他の洋酒は近年より年を逐て需用を増加せり。副食物竝に其の調理及び厨具食器飲料等に就ては宮津郷土誌に次の如く云へり。

副食物ニ維新前牛肉を食わず明治初年養生食の爲に偶々牛肉を食するものあるときは其けがれを恐れて室外にて之を煮焚し板の上に腰を下して之を食したりといふ、現今にても城東村にては之を食わぬもの多し魚肉多ければ一般に獸肉の需要少きも年々其需要をます由なり。

野菜物には大なる變りなきも維新當時三度芋なく明治十年頃より食し始めたりと云ふも詳かならず、近來玉葱玉菜等外國種のものも多く食する様になりたり。

調味料



明治二十年頃迄は白砂糖少なく黒砂糖のみを使用したり、其黒砂糖も一般に多く使用せず現今にても城東村にては砂糖を使用すること少し。酢は卅年以後に至り氷醋酸をうすめて使用するもの多くなりたり。西洋料理法の移入を受けて後調味料としてソースを用ふるもの出来たり。

調理 昔日に比し現今一般に甘き料理を好むやうになりしは明かなり且つ昔は調理の買賃に多く意を用ひ體裁に注意すること少かりしが、文明の進歩と共に外觀の美に注意する即ち食物の切方色配合等に工合よく工夫をこらす様になり魚類の調理法も水産講習所設置以來種々研究せられたり。近來一般の家庭に於て平易なる西洋料理をするやうになりたり。食物の貯蔵に於ても昔は漬物(鹽漬・酢漬、味噌漬、奈身漬等)乾燥位なりしが現今は化學的に研究の結果種々の貯蔵法行はるゝに至る。

臺所道具 維新前後臺所道具は多くは木製金屬製(銅鐵錫眞鍮)にて鍋等にては白鐵を引たるもの稀にして多くは銅鐵の鍋を使用したリ、アルミを臺所道具に使用する様になりしは卅年以後なり之れに先立ちてトタンの利用盛になるにつれて槽はバケツとなり其他杓ツルベ等多く之を用ひらるゝに至り漸次木製の器具は少なくなりたり。

食器も維新前には木製塗物多く日常の食事にも多く之を使用せしも維新後瀬戸物の使用盛となりて現今に致りては汁椀に至る迄瀬戸物を用ふるに至り塗物は多く儀式的際用らるゝに過ぎざる有様となり。

硝子製食器の使用も近來著しく増加したり維新前後はギヤマンと稱して甚珍重したりしも現今は價比較的廉なるを以て夏時多く使用する様になりたり。明治卅年頃迄は飯臺にて食事することは極めて稀にして多く別々の膳を用ひたりしも西洋風の輸入と物事すべて輕便を尊ぶ結果漸次飯臺を用ふるもの多くなり今日に至りては保守主義の家庭及城東村に於ては未膳を使用する家多し。

菓子果物 維新前後の上等の菓子は金米糖有平糖等にて其他饅頭ハロー類煎餅類餡類等ありしも其製品幼稚なりき、金米糖有平糖今尙之を製するも其需要甚しく少なく其他饅頭煎餅の製法種々進歩せり殊にビスケット式の菓子麵類の菓子多くなり其原料に於て味に於て體裁に於て著しき進歩を見るに至れり。

二三年前よりキャラメル移入せられ爾來子供の普通の飴にて満足せぬ様になり大正四年には始めてサイダー(ポン)等云ふ西洋式を眞似たる菓子の流行を見る。

果物も廿餘年前迄は當地地方産出のもの、みなりしが交通機關の發達と一方に於て果樹園の經營を見るに至り爲に他地方産のリンゴ梨子等の果物多く用ひるに至り特に近年バナナの多く移入せらるゝに及びて此需要も又増加せり。

飲料 明治四十年頃迄は夏時飲料としてラムネ、ミカン水、リモナーテ等のみなりしが近時外國の飲料コーヒ、チョコレート等の需要ますます共にサイダー、シトロン等の飲料盛に歡迎せらるゝ様になりたり。

### 三、町在の服装

服装も舊藩時代は「衣類の儀は結構なるものを不可着庄屋は妻子共に絹紬までは着之夫より上の衣類は不可着候年寄以下平百姓は男女共布木綿の外は不可着綾縮緬羽二重等は襟帯にも致間敷候云々」と制せられ武士は社會の上流にあつて絹布を纏ひ町人百姓は「格別の高持にて身分宜敷候は御役所へ斷を立て差圖を受け絹紬までは可着用云々」として如何に富有のものにても紬以上の絹布は襟帯にも用ゆるを許されず、町方名主在方大庄屋等苗字帯刀御免の家柄に限り麻袴を着用し双刀を挟み、女子また袴褌を被るを得たりしも他は聽されず庶民一般粗服を纏ひしと雖も、維新後制度願れて奢侈に流れ上下滔々美服を競ふに至れり。宮津郷土誌、衣服の條に、

男子 維新前は藩士町民により其服制を異にせしも維新後其區別なきに至れり、維新當時迄帯は角帯にて下には襦袢を用ひしも漸次西洋風の輸入を受けて角帯はシゴキに襦袢はシャツに變し明治初年殊にシャツの流行を見たり、シャツの流行につれて漸次洋服着用するもの其數をまし官吏會社員銀行員其他職服として多く着用せらるゝに至る、但し未だ一般商人に用ひらるゝに至らず、且禮服としては羽織袴が多數を占め、上下は只葬儀の場合着用せらるゝに止まりたり、それさへ近來餘程少くなりたり、衣服の形地質色合柄等に於ても年々變化しつゝあり羽織の丈の維新前は非常に短くして漸次長きもの流行し今又短かきを好む傾向を生じ角帯の多く流行する様になりしは面白き現象なり。

女子は維新前城内に奉侍せる婦人の服装の他の一般女子の衣服と異なるは言を俟たず、一般女子の服装は現今とは大差なければども盛装の場合帯を「ダラリ」に結び現今の帯じめの代りに長きしごき様のものを結びて横に長くまげたり、尙町家にては袴より袴に袴巻と稱する一種の装束をつけたりこそ且つ女子は一般に羽織を着用することなく半天のみを用ひたり。

維新後大人の衣服の形には大なる變化なきも子供服には少からざる變化あり明治初年より女兒の衣服として最も袖長きもの流行せしが明治廿年頃より漸次西洋服の感化と兒童遊戯上の必要より筒袖流行し一時は男子同様なる直線式の筒袖のみなりしが次第に其口に飾を附する改良服流行しついで薙刀袖となり現今に至り長袖をくりたる如き元祿袖流行しつゝあり女兒に袴を使用する様になりしは、明治廿年前後なるも多くその着川を見しは廿年以後なり最初は男子と同様に綿物を用ひしが綿物はすたれて茶紫藍に變化したり。近時夏時往々女子の洋服姿を見るも其數極めて少し。

女兒が帯の代用にシゴキを用ひる様になりしは廿年以後なり且つ袴に黒襦子の袴をかけ袖のふりに色モス等にて縁を取り着物半天等に模様の色合の異なる切をハギ入れたるも、廿年以後漸次消滅せり。

地質に於ても、維新前後には金巾毛織甚少く其價絹物に匹敵する位にして毛織にては、オニフクリン最も厚げたり、平常着としては多く手織の木綿物を用ひ専ら色合も堅牢なるを尊びしが漸次外形美なる細糸織大島緋等の機械織に移り最後に價廉にして比較的見よき染緋多く用ひらるゝに至り手織の木綿を着用するもの甚だ少くなりたり、且金巾類は其織方に種々改良進歩を加へられ、其價且廉なるを以て現今其需用頓に増加せり。

毛織物に至りては年毎に多く用ひらるゝの傾向あり、二十年前迄は友禪のモスは小供の晴着として或は襦袢の袖袴等に用ひるに過ぎざりしが今は殆んど子供の平常着として多く用ひらるゝに至り、セルを着物に用ひる様になりしは四十年以後なり。

模様及色合は工業の進歩によりて年々其流行を異にし都會の流行の移入を受けつゝあり。

要するに交通の便利となりたる結果一般に都會の感化を受けて、結構様一般に甚しくはでやかとなり、昔外觀の美よりも保存實質に重んぜしに反し、現今は外觀の美に意を用ふるやうになりしは、明かなるも住民の氣質の元來質朴にしてかたくななる織道の布設なき結果都會風俗の流行遅く他の小都會に比して一般に華美ならず。

冠り物履き物等も舊藩時代には一定の制限あり、庶民は筒笠(但し端竹皮の笠は幕料の民に限らる)菅笠等にて塗笠を用ひず、履物も御免下駄の家柄にあらざれば先懸け皮を被せし下駄を穿つを許るされず其の他種々の制限ありしも今は四民平等なり、同書また曰

帽子は維新前は男子にても現今の如き帽子を使用せず寒氣外出の際にて布にて作りたる宗十郎と稱する頭巾を冠りたり、女子はオコソ頭巾と稱し布にて頭を包み子供には布にて作りたる大黒頭巾山岡頭巾を使用したり。

維新後帽子をかむる事始り最初最も多く用ひられしはラッコ帽トル帽等にして山高帽は身分よきもの、用ふるに過ぎざりき麥藁帽又早くより移入せしが一般多く使用せらるゝ様になりしは廿年前後(明治)なり明治廿年以後はバナナの帽子移入し多く用ひらるゝ様になりしは四十年前後なりされど現今一般に多く使用せらるゝは麥藁帽子なり。

制帽を一般に用ひる様になりしは廿年以後なり現今普通多く用ひらるゝは烏打中折にして禮帽としては山高帽用ひらるゝ、其他質形等年々改り流行して今日に及べり、海水帽或は労働者用として經木の帽子多く使用せらるゝ。

子供の頭巾は明治初年は専ら布なりしが毛糸の使用盛になりてより編物の帽子流行せしも近時再び昔にかへり布を材料とせる頭巾帽子の多く用ひらるゝに至れり、されど其地質に於て形に於て大なる變化を來せり、現今城東村の一部に於て宮津町にても昔風の家の宮詣り等に明治初年流行の頭巾を使用せられつゝあり、夏時女子の麥藁帽子其他の裝飾を施せる帽子を用ゆる様になりしは廿五年以後なりオコソ頭巾は今尙存す但し其數少くなりたり。

履物は維新前後は男子のみツマ皮を用ひ女子は用ひず、女子に塗下駄多く鼻緒太く後緒後方につけたり、廿六七年迄はコッポリと稱し重き下駄に鈴等の附せるが流行せしが現今甚だ少くなりたり。

昔表打の下駄は鼻緒を下に通すことなく台と表の間に入れビョウにて押へたるものなりき下駄の木材に大なる變化なきも一般に其作製外形の美に意を用ひる結果弱々しく塗下駄にもツマ皮にも模様を附し表もゴム紙布等にて之を作る様になりたり、雪駄は昔も今も變らねど空氣草履、ゴム雪駄の出來しは明治四十年以後なり、靴は明治初年職役に参加せしものに始めて用ひられ十年頃より一般に(官吏

教師)多く用ひらるるに至る。  
傘 維新前は洋傘なく日照りには日傘を用ひたり、而して「テリフリ傘」といふ傘(色紙に蠟をしきて雨降り日照り两用)といふを盛装の場合用ひたり。

洋傘は維新後移入し拾貳年頃は身分よき人の之を用ひるに過ぎざりしが漸次價の低下と共に一般に使用せらるゝに至れり。  
地質も主に木綿毛襦子なりしが近年に至り絹及絹まがへのもを女子の間に於て使用せらるゝ、絹に増加したり殆婦人用として絹張が常用と云ふ有様となり男子にてもステツキ代用となる絹張を用ひるものあるに至れり、日傘は町家の一部に於て今猶使用せられ城東村に於ては黒の毛襦子のも多く用ひらる。

四、頭髮其他の裝飾

維新前は男女共に頭髮を結びたるも明治四年八月斷髮自今勝手たるべき達しありて以來男子は頭髮を斬り二十年頃には結髮せるものなきに至れり。郷土誌 曰

頭髮 男子は維新前三才位にてケシを置き五六才よりカムロにオクを結び元服と共に普通に鬘を結びしものなり。

明治初年に斬髮の令しかれて以來最も早く斬髮せしものは明治元年なるも多くは四五年より十年迄に行ひしものにて非常に惜みし人多く一度斬髮して再び髮をのばし、人さへありきぞぞ。

今も尙男兒にケシを置く風あり但し小くなりたり。

女子 維新前後に於ては女兒は始めピンチヨと稱するものを置き男子同様にケシを置くついでカムロさし其上に「フクラゲ」「カシノ」「ミツツゲ」等に結び結婚當時身分よき町家の女子は「カツ山」に普通「サツコーガイ」に結び子供をもつ様になれば「リョウテ」に結びたり藩士の婦人は「マルマゲ」に結びたり(町家はマルマゲに結ぶ事能はず)夫を失ひたる後は頭に笄をのせず、維新後漸次前記の髮の結び方は消滅して子供は一時「たバコ盆」「ハバセ」「桃わり」「チヨラゲ」等流行せしが近時小兒の「ピンチヨ」を置くこと少く四五才より髮をそらす長くのばしてカムロさし六七才よりオサゲとなす様になりたり。

一般婦人の髮の結び方も明治拾年頃より士族平民の區別なきに至り已婚の婦人は「まるまげ」に結びしが西洋風の輸入と共に一部の人間(學問せる婦人教師)に「アゲマキ」流行して従来の前髪ピンツトをさりて結びしに比し一大變化を表せり、引續き現今東髮移入され教師生徒の多く結び始めしは明治卅拾四五年頃なり最初の前髪も低くギリギリに巻きて網等かむせたるも漸次巻き方及前髪ツトの形種々に變化し遂に今日に及べり、然し現今は再び古に歸りて日本鬘非常なる勢にて流行し商家を始め諸官吏の婦人等多く「マルマゲ」に結び未婚の女子は高島田モ、ワレ等多くなりたり、しかし學校通ひの女子は一般に束髮なり要するに古の鬘の結び方は油にて固ためしも現今はカタ油ギンダシ等の使用小なく多く水油にて髮を酒りさせ風通しよく衛生的となりしこと明かなり。

髮飾 維新前後はモス或はカノコ、チリメン類にて前髪を飾り替は切紙或は金にて造られいづれも金にて作れる丹冊形のビラを附したるものなり(此ビラは明治廿年以下にて絹糸の總と變ず)維新後束髮の流行を見る迄は根がけとして玉或は金もうるにて種々の形を作りしもの等流行し特に小供には花飾愛用されたり。

造花の方法進歩すると共に替も亦著しく精巧となり原料は多く切を用ひらるゝ様になり卅年以後總を附すること止みたり。  
續いてリボン専ら使用する様になり四十年頃最も其使用盛となりしが現今は一時の如く盛ならずリボンに後れてセルロイドの櫛非常なる勢を以て流行し其形及び裝飾は年々變化するも現今尙盛に愛用せらる近時セルロイド或は金類に石を入れ或はスカシヨリとして前さし多く流行しオサゲの流行につれてオサゲ止め多く用ひられツト止めも其形に於て用法に於て古き其趣を異にするに至れり。

僧尼、醫師、儒者など剃髮せしも僧尼は明治五年四月「自今僧侶肉食妻帶蓄髮等勝手たるべく」同六年一月「壬申第百三十三號布告僧侶肉食妻帶蓄髮等可爲勝手旨被仰出候に付ては自今比丘尼儀も蓄髮肉食縁付歸俗勝手たるべき」旨太政官布告ありて僧侶の剃髮せざるもの往々見るに至れり、また婦女の鐵漿を用ひて齒を染め眉を剃るは一般の風なりしも明治十九年十二月京都府府諭を發して其の不可を諭し、從來既婚の女子は必ず涅齒掃眉を爲したるも今は殆んどなきに至れるのみならず齒磨粉を用ひて洗濯するに至れり。

其他ハ齒磨ハ維新前よりありたるも其使用者極めて少く鹽を用ひたるなる漸次其需要を増し、も宮津町西町邊の老人教育なき人及城東村民は未齒磨を使用せぬ人多し。

維新前は洗濯に灰汁、糠、米水、豆腐の湯等を使用せるが漸次曹達、石鹼の使用盛となれり。

揚子も昔は字の如く木をたきつぷしたる如きものなりしが維新後漸次改良されて今日のアララシ形となりしなり。

### 第三款 式禮 歲時

#### 一、冠 婚 葬 祭

西洋に産冠婚葬の四大禮あり、誕辰を祝し冠禮を行ひ婚儀を重んじ葬式を輕んず、之れに反して我國は冠婚葬祭の四大禮を傳へ敬神崇祖の俗禮盛にして、各戸必ず神棚佛壇を設け神靈及び祖先の位牌を安置して居常禮拜し、産冠婚の儀式も總て神佛の前に於て行ひ葬式の如きは最も慎重に、年忌追弔其他の祭事も嚴肅に執り行ひ、孝道を盡し祖先を重んじ生前の冠婚を装麗にすると共に死後の葬祭を鄭重にするの風習は千古變せず、而しながら藩主は常に奢侈を戒め御法令條目に

擧取嫁取の祝儀大業ケ間數儀不仕分限より輕く可仕候勿論乗物鞍置馬に乗候儀不及申乗掛にても結構なる蒲團敷き申間數候、人大勢集り大酒不仕又婚禮仕候者え水あひせ石打等は堅く仕間數候。

#### の條見えたり、宮津町沿革調冠婚葬祭の條に

一、小兒(男子産後卅日女子卅三日)宮參り祝には組合近隣及親戚の小兒を招き饗應す、男子初歳(五月節旬)幟立同袴着(五才)女子初節旬(三月節旬)同髮置(三才)祝事に際しては前同上其父兄をも相迎ひ饗應せり、男子は五才迄五月節旬凡十日以前より門外に

大幟を立つるの慣行にして當主は近隣及組合親類を招き祝宴を開く、又初歳等の節は一層宴會を極め此時節は市街中四方に酒宴の聲喧んとして穩かなる景況なり、男子元服婚姻等の饗應は前條に相等しき饗應をなしたり、若者仲間入又引振舞等は身分相應の酒肴料を其仲間に差出したり。

一、葬送は親類は勿論尤組合人は重に其世話を成せしものにて死亡届出方又は埋葬の手續等總て内外の用を負擔し葬送濟迄懇切の世話を成すの慣行なり。

一、佛事年回は大同小異あれども先御住僧を始め組合近隣親戚等の來客をなせり、尤當市街は従前より富家といふに非ざれば遠夜も當日二座の來客を成さるなり。

一、總て進物は大概組合及近隣聯帶して廉立たる物品を購ひ之を送る親戚等の進物は定まりたる式無之適宜を以てするものなり。

#### 尙ほ此の事は宮津郷土誌に詳細に載せたり。左に全文を録す。

#### 出産の式

着帯ハ戊の日を選ぶ、里方の父母より紅白布六尺づゝに蒸物そへて贈る、分娩後胞は胞土器に入れ紙に包み水引をかけて人のふまぬ所に埋める、臍の緒を紙に包み生年月及名を記し置き嫁入の時は當人に持參せしむ、昔は乳をのませるまでにアマノミ稱するものを吞ませしも今少くなりたり。

七夜ハ子供の月代を剃りて衣服を新にし産婦にも白水の腰湯をさせ衣服を更めて親戚知己を招き祝宴を開く。

#### 宮 参り

此日は子供を一の客として饗應す。

其子供に普通三枚着せ出入の女或は産婆に抱かせて氏神大神宮妙見稻荷等に參拜す、而して必ず親戚知己の家に寄る、其家よりは祝儀を其子に與ふ、歸宅の際僅に手土産の菓子を求め歸るの習慣あり。

七拾六日目に産婦氏神其他へ參り歸途必ず親戚なり知己にも馳走になるべき風習あり。

食初日百位にて之を行ふ、其子の爲めに膳碗を新しく取揃へ小豆御飯等をすべて母親生見に代りて箸をさり一寸なめしむ。  
昔は分娩後生見に湯あみせしめし後産婆に手洗酒を稱し一寸したる膳部を出し三日目には「はらわた餅」を稱し味噌にて餅を煮て産婦に食せしめたり、今はすべてに學問せる助産婦の指圖によるを以て凡てに衛生的となりしこと明かなり。  
此他誕生三ツ祝(女子は四ツ身紋附を着て氏神に詣る)五ツの祝(男子は羽織袴にて参拜)十三祝(女子は本身をつけしめ氏神へ参拜)等行はれしも現今之を行ふもの甚だ少くなりたり。

元服

舊藩時代には男子拾七才に達すれば頭を大人の通りにして元服の式を行ひしが維新後斬髪行わるゝと共に漸次儀式的なる元服の禮すたれ今日に至りては或一部分に於て甚少數となり、即ち十七才に達すれば親方より稱し其町の相當なる人物或は名望家を親方に依頼し其親方より羽織着袴等を戴き魚等を持ち行きて先方にてよばれる風習あり。

結婚

(一) 結納日男子より女子へ送る結納は衣服地、帯地等は身分により異なるも其附屬品は扇子黒米一升(袋の)樽、魚、白髪、置綿、のし、昆布等なり。目錄は普通極目錄を使用す。近來衣服地帯地の代りに金を送るもの多くなりたり。身分よき家にては別の日祝納見と稱し親戚知人に公開するの風あり。

女方より男方へ送る賀引出は結納の中類位にて羽織袴を贈る。

(二) 奥入れ日戊の日、申の日、やぶる、佛滅を忌む。

荷物は身分により異なるも普通は算笥二棹、長持一棹、下駄箱、たらひ、鏡臺(道具を皆揃へて)針箱、枕二ツ布團二組にして二三時間前に荷物を出す。

其歌

目出た目出たの若松權よ枝も榮ゆる葉も繁る。  
現今はかく正式に歌等歌ひて荷物を送る丁少なくなりたり。

荷物先方にて饗應を受け祝儀を貰ひ歸りに荷の掛杖を門口にて割りて歸る。

儀式を重する家にては迎女郎及仲人夫婦嫁女の家に行き次七度半(實際は七度半より少し)の迎を受けて出逢す。

嫁女は普通車身分よき家にては籠其途次一般の觀覽者に菓子を振舞ふ。

嫁女は先方の舅姑を始め兄弟其他家族に土産物を持参する風あり。

(三) 婚禮及婚禮後

盃合は家々によりて正式なるものと略式になすものとあり、近來多く略式を用ふるやうなり。

夫婦盃の場合の料理には必ず膳部にヒテ(小鯛)の生のまゝの吸物とゴマメ二尾を水引にてくくりたるものと黑豆をにえた、せて米の粉にまぶしたるものをつける習慣あり。

擧式の翌日親類知人等祝に來りし人振舞をなす、三四日の中に親類知人に祝餅或は饅頭を配る、三日目に里歸りをなす、里歸りの時は實家にて宿らずに歸る、結婚の儀式は昔程正式に丁寧にありしが事物の移雜多忙になりし今日は餘程すべてに變化を來たり、例へば料理屋の座敷にて擧式し擧式の翌日旅途に上ると云ふ様なきことなり、式の當日兩親も行き親戚も集め知己も招待して披露をかゝさいふ風にすべて簡単に傾きしも住民の氣質上一般に都會に比してすべてに昔風を多く存し一般に鄭重なり。

年賀の式

四拾二の祝日男子の時は親戚より祝ひ後に米一俵づゝ祝ふ多人數より餅つきをなす、鏡餅を配布す當人は新しき着物羽織を着用し氏神へ参拜す。

女子の四十二には「オハギ」を作り新しき櫃に入れ初めて後一同食す、現今四拾二の祝を正式になす家極めて少なくなりたり。

六拾一の祝

餅をつき子より赤き肌着及新しき着物羽織等を贈り祝宴を張る、當人は氏神へ参る。

七拾七の祝は之を行ふこと稀にして八拾八の祝を普通八拾四の時半ますと稱して取越す、即ち掛掛を澤山作り年齢をほりて鏡餅と共に親戚知己の計に配布す。

葬式

(一) 湯灌し身内のもの繩帶繩襪にて之を行ひ其湯は穴を掘りいけ込む鹽と糠をもちて海へ清めに行き繩類を海へすて切物にて水を切る。

(二) 棺の中へ三尺丈の着物(衾)附けず後組一人にて縫はずを左前に着せ足袋手捲をはかせ額に卍字をあて、おさめる。ズグ袋をかけ(金六厘、御守類箸枕を入れて)

但し眞宗は箸枕を入れず足袋手捲もつけしめず。

(三) 葬式は葬儀係は一切組合の人が引受けて之をなす。

位牌、ヒルマ、四花、鶴龜の蝸壘、茶湯、天蓋。

旗(法華は五本、其他は四本)提灯(士族の葬儀には白提灯)

花(生花、作花)籠輿(町は殆籠にして輿少く士族は殆輿にて身分よき家にては輿の上に天蓋を木綿にてくくりつく城東村は殆輿にて奇麗に裝飾す。

卷衣(身分よき家にては先箱に入れる)松明(町は線香にて之を作り城東村は藁にて造る)杖笠、禪の網(二三反が普通)花籠(城東村のみ)

服装は親戚家族袴を多く着用男子は上下をつけ既足にて供す、現今は上下少く羽織袴を多く用ふ(士族は白無垢を着用せず)

維新前士族の葬儀には一切女子は供せざる風習ありて只泣姿のみを履ふを習せしが現今女子も葬送列に加わるることとなりしも矢張

ヒルマの膳を持つて雇人にして禪の網を引くことなし、町家にては嫁がヒルマを待つ。

出棺前備來りお経を讀み髪剃をなす此際旗と成名を記す僧に出立の膳部を出す。

出棺の際門口にて茶碗をわり後火をたく(藁)組合親戚は墓場迄行く火葬の際は焼場にゆき濃き親戚より漸次火をつけて歸る。

(四) 其 他

拜葬詣り

此翌朝當日と同じ服装にてまゐる、火葬の場合は竹と木の箸にて骨拾をなし壺に入る。

墓に竹八本立て、置く、七日毎に一本づ、抜くものとす。

初七日迄は毎夜念佛なりお題目をあげる。

初七日、二七日、三七日、四七日と七日毎に佛の供養をなし其度に寺に齋米一升お布施及料理物を持參す、墓詣をなし近親知己を招きて食膳或は茶菓子を供す。

多くは三七日の時忌明をなす、會葬者の宅へ廻禮をなす、香奠返しをなす、香奠返しは昔之をなさず廿年以後の事なり、近年香奠返し

の代りに寺等へ寄附するものあるに至れり。

四七日と五七日との間に月忌をなす。

四拾九日の供養は初七日と大差なし但し一升の餅を四拾九にこり其中親餅二つ作りて其一ツは寺に(他の小餅も共に)一ツは之を焼

きて家族親戚が竹と木の箸にて引合して之を食す。

四拾九日翌日より晝夜の御光を夜のみとし位牌を佛壇になす。

百ヶ日は四拾九日の供養と大差なし。

一週忌三回忌七回忌拾参回忌廿五回忌卅三回忌五十回忌百回忌皆儀式を尊ぶ家は何れも親戚知人を招き供養をなし膳部を出し來會者

に供するものなれども、近來親戚知人をよぶべきを略し品物を配布して回忌をなすもの或は其費用を寺學校公共事業に寄附るものあ

るに至れり、城東村と宮津町とは其儀式習慣に於て大差なきも其趣を異にする點なしとせば則ち葬送の際城東村にては不幸のありし

家にては火を焚かず親戚よりお茶を初め其他の食物を運ぶの風習あり(勿論不足だけは其家にて補ふ)一般葬儀佛事に對しては丁寧

にて近所組合相助くる美風あり。

其他神式の葬儀を替むものあれども極めて稀なり。

二年中行事

宮津の年行事に就いては宮津郷土誌に詳しければ次に全文を載録す。

一月

元日 昔は表の戸をしめ一日謹慎して年賀に出づるものなりしも現今は其風習すたり年賀の客を送迎す、元日に箒を持たぬ云ふ習慣は今猶存す、若水を主人がくみお茶を大福と稱して主人が家内一同に與へしもかゝる風習は極めて少く一般に簡略となり屠蘇雑煮を祝ふは一般に行わる。

二日 買初と稱し商店にては當日第一の客に對し鏡餅を祝ひ其他に對して景品を與ふる風習ありすべての仕事初及仕初をなす、二日の朝半紙にて袋を縫ひ米を入れ明方に向けて年籠棚を設けて其上に供へると云ふ風習ありしが此風城東村には多く存すれ共宮津町には漸次其數を減するの傾あり。

三日 昔は六日頃お日待と稱し其町内にて新年宴會を開きしも現今は多く三日に之を行ふ。

四日 鏡開をなし昔は親戚出入を招きしも現今は少くなりたり。

七日 七草粥。

十日 拾日夷子十一日の朝早く文殊に詣る維新前は公然と賭博をするの風ありき。

拾一日 稻木おろし餅花をこき取り小豆の餅を作り神様に供ふ。

拾五日 小豆粥 二日の米にて小豆粥をつくる、止矣止燒(左義長燒) 維新前後は正月の飾物と共に竹の先に鏡をはさみ村にては十五日に町は六日に一定の場所にて焼きたり、現今には尙此風習あり町にても一部にて之を行ふ。

二月

節分 豆をいり年の數だけ紙に包み身體中をなで、厄病拂をなし四辻に捨つ昔は夜或部落のもの厄拂に来る。

厄拂の歌 二やら目出度の目出たい事て祝ふなら鶴は千年龜は萬年東方朔は八千歳浦島太郎は九千歳三浦の大輪百六ツ……西の海へサラリ。

初午 小豆飯をたく男子のある所は色紙の幟をもちて詣る。(稻荷へ)

拾一日 紀元節。

拾五日 (舊) 涅槃(豆を煎りて供ふ、鼻くそ豆)

三月

三日 上巳の節句(雛を祭り子供を招く)

廿二、三日 彼岸の中日(寺より配布せる袋に米を入れて寺に奉納す、一般に寺詣をなし昔は日天樓のお供と稱し太陽の出づる迄に東の方面に行き太陽と共に西行せしも現今教育の普及と共に此風習少なくなりて只單に遠足して一日郊外にて遊ぶと云ふに止まれり。召使の出替り。

四月

三日 神武天皇祭。

拾五日 城東村氏神祭。

八日 (舊) 灌佛(寺参り子供寺へあま茶を戴に行く)

五月

五日 端午節句 男雛を飾りちまき、かしは餅を馳走す、菖蒲の葉を軒にはさむ昔は男兒菖蒲をたばに編みて通行人の臂をたく風ありしが現今は其風なし男兒のある家は鯉幟を立てる。

拾一日 本莊神社祭典。

拾五日 宮津祭 各町にて毎年順番に神樂の分擔をなし神樂の分擔なき町は屋臺を出す(出さぬ年もあり) 各町の青年主となり年寄後見となりて拾参日より町をねり歩き町の名望家有志家の門前にて神樂或は藝をなす、昔は屋臺の役者等も其町内より素人の子供を遷出せしが現今は商賣人(役者)を雇ひてなましむるもの多きに至れり、併して昔より町と町との青年の衝突喧嘩は常習の如くなりつつあり。

六月

三日より廿八日(舊)迄 夜祭、露店多く出で人多し。  
廿五日 地久節。

七月

七日(舊)七夕祭(六日に芋の葉の露を墨りて色紙に七夕の歌等を書き笹につるし七日一日祭りて茄子、瓜、花、ほづきを供ふ八日の朝海に流す。  
土用入 餅を食す。

卅日 明治天皇祭。

八月

十三日 佛壇の飾付をなし迎火をたき(オガヲをたく)迎團子及供物をなす、夕方墓場へ燈籠の點火に行く。  
拾四日 午前二時頃より親戚及初盆の墓へ參詣す普通竹の線香立に線香を立て、置く近來すべて簡略なる結果名刺を置きて歸る。  
親戚へ盆禮、僧伽經に來る。

拾五日 朝普通まびき菜の汁とロウのあへ物茄子の浸物を供へ午後素麺を供す。施我鬼。

拾六日 燈籠流し、初盆の家は普通麥藁にて舟を造り種々飾付をなして夕方より海に流す、普通の佛は棧俵の上に紙にて燈籠を作り其中に蠟燭を立て、流す、海岸に線香を焼き供物は海に流す。一時は此燈籠流し盛に行はれしが近年其費用を寺學校等に寄附するもの等生じ且海に流すものなればさて昔の如く金を惜ます舟に工夫をこらすもの少くなりし結果昔の如き偉觀は見る不能はされども松向宮津名物として近村よりわざ／＼杖を引くもの少からず。

以上三ヶ日は(十四日より十六日に至る)夜昔より踊る習慣あり池の谷にては池の谷踊り(一ツ場所)漁師町踊(一ツ場所にて)今阪踊、宮津町中の廣場を踊り廻る昔程盛ならず。

廿三日 孟蘭盆、一名地藏盆とも稱し一町内の或家に地藏を飾り種々供物をなし子供其前にて一日楽しく遊ぶ夜は一般に參詣す、各町内にて地藏尊の前に集り御詠歌をあぐ。

廿一日 天長節。

九月

九日(舊)重陽の節句、赤飯をたき菊の葉を御酒にさせるを神饌に供へ後戴く。

廿一日 分宮氏神祭、俗に東祭りとも稱し四町のものに響應す。

廿四日 彼岸中日。

拾月

五日(舊)だるま、禪宗のものは馳走をなし供養し親戚知人をよぶ。

十日 神社氏神祭、東町のものに響應す。

拾二日(舊)いしき、法經。

拾四日(舊)十夜淨土。

廿日(舊)蛭子祭り、十八日頃より一般商家(主として呉服物)の刺引賣出をなす。

拾七日 神嘗祭。

卅一日 天長祝日。

拾一月

廿三日 新嘗祭。

拾二月

廿四日より歳暮の贈答

廿七八日 餅つき、ス、ハラヒ。

卅一日 正月の重詰(普通五重)の作製。

門松、七五三繩、鏡餅を飾り、三寶飾り(ウラツロ、ユヅリ葉を引き其上に米一升入れ燈の上に昆布の巻きたるに水引をかけたるを



乗せ其他福袋エビ、カチクリ、クシ柿等を共に乗せる）  
 維新前後は拾二月にセギゾロと稱し番人（今の巡査）がウラジロを荷ないてセギゾロダイ／＼といひて通るを子供飛びつきて其業を多く取らんことを競ひし風習ありき（業を多く取りしものは賣引に勝つ云ひ傳へられたり）現今はかゝる風習なし、廿一日の夜に座敷もはき三ヶ日のお米を洗ひ雑煮の味噌をもすり置きて拾二時に箸修めと云ひて夜食を食ひしが現今は城東村反町の一部にかくの如き風習を残すも少くなりたり。

此の内盆正月五節旬休日及び祭禮に就いては宮津沿革調町村休日の條に。

一、正月元日より十五日迄及五節旬（正月十五日三月三日五月五日七月七日九月九日）七月十三日廿三日迄盆休み但し近年に至りて漸次休日な止むの姿なる。

祭典の慣例は日吉神社祭典國祭と稱し領主の干渉する所にして毎年神輿渡しを成し神樂浮太鼓を昇出し尙隔年常市街中に於て屋臺十三輛車曳を成し小供手踊諸藝をなましめ頗る盛祭なり時の領主より初穂又は管膳料等として金穀を寄附せられ領主に於て萬端厚く御世話ありしものにて祭典の節は町役人扱は上下等着用警衛せしものなり廢藩の後其例を異にするも多くは舊例を維持す。

追 加

大正十三年八月十三日橋立新聞第八百九十四號に次の記事あり、

日本三燈籠流しの一つ宮津の燈籠流し

連日の炎天に水は涸れたが而し暑さは全盛期を經過して日一日と下り坂で朝、夕の涼しき氣分は又特別で浴衣の袖に吹き込む夜風に千金の値うちを覺える今日此頃、日本三燈籠流しの内の一つ名物宮津の燈籠流しがま近に迫つて來たが町に於ては既に報じた如く三百圓の豫算を計上し宮津實業協會に於ても五拾圓の經費が置いてある、それと町内有志者の寄附金が數百圓譯もなく集まつたのでそれやこれやを持ち集めれば地方に於ての随分大きな支出で可成りの仕事が出来ると譯であるが鐵道開通以來客足の絶間の無い宮津へ更に一層の客を誘引しよう云ふ希望を充たす爲めには全町舉つて此名物の燈籠流しを盛大にし其特種の見物價値を一般に吹聴する事に努める必要があり爲めに委員迄が町に於て選拔されて、委員警視一番の活動をやつて居る、田舎には到底見られない花火の數百發が與謝灣の沖天に打ち上げられ、更に亡靈を乗せて送る初盆の梅樂丸が満船裝飾を施して靜かな海に押出される時は二千の町家が殆ど各戸に流す追掛燈籠と町が流す幾千の追ひ掛燈籠が追ひつ追はれつゆら／＼と沖合まで流れてゆく處に靈の囁きを覺へ與謝灣内が一面火の海と變つた處に他に求められぬ美觀と珍妙さを感じるのである宮津の燈籠流しは近くなつた之を見る可く京阪地方から客は既に幾組が宮津の旅館に申込があつた赤十字社夏期保養所の兒童は二百名舉つて見物に出る可く楽しんでゐる模様だ、實に十六日の晩こそ待たれる夜であり美しき眺めの夜である靈的衝動を覺へる夜である。

三、雜 事 式 祭

人生式禮中の行事と年中季節の行事の宮津地方に行はるゝものは概ね擧げたるが尙ほ書き洩したるもの或は兩者の何れにも屬せざるものなど二三拾ひ集めて此の一項を設け漏缺を補足せんとす、風俗問狀 曰

寺社人家棟上之事大工之する作法は諸國同様か所に付たる行事も候哉

右御當地にて別段異成行事無御座候。

但在方にては家主大工麻上下を着し棟上り神酒を供へ銚子盃出作など持上り大工方呑始め家をゆつろと申候而主はさし申候、又扇子二本を開赤白之木綿四五尺つゝ、麻苧二筋と竹に挟み建左右に竹の弓矢を建置申候旨大庄屋共申出候。

移徙之事

右御當地にて異なる行事無御座候。

旅立之時何かするわざも候哉之事

右御當地にて何も異なるわざ無御座候。

但在方にては不成就日を除候旨大庄屋共申出候。

茶振舞風呂振舞と云事候哉其體いかの事  
右御當地にて右體の振舞無御座候。

此の他臨時の行事に急病患者ある場合に隣保、町内、若しくは村内の甲乙急遽鎮守又は近傍の神社に百度参り千度参りの見願あり、各地の社頭に百度石千度石の建てられたるはそれが爲めなるが、就中宮津町内の百度千度石には概ね「なとう」の三字あり奈良屋藤右衛門の寄進にて己の商號を刻みしものといふ。

四、涉り者流し者

涉り物に春季萬歳、大黒舞等あり、文化十三年の丹後風俗問狀 曰

此月萬歳之類如何様の者候哉之事

右當月二日三日十五日當町番非人もの共土人形のごとき大黒小槌と扇子を手に持たせ衣類を着せ三味線太鼓提琴等の類をもつて職市中家毎を舞あるき申候此外何茂異成事無御座候旨町年寄共申出候。但御曲輪内えは不申入候。

右大黒舞離子左之通り之旨申出候。

サー大黒舞を見さいな、一ちに倭を踏まへて、二にはにつり笑ふて、三に酒を造りて、四ツ世の中よいふに、五ツ泉のわくごこく、六ツ無病息災で、七ツ何事無い様に、八ツ屋を敷求めて、九ツ此所に蔵を十ですつくり納めた、サー大黒舞を見ツさいな、サ福はこなたへふいと舞申候。

在方にては前々方掃磨萬歳と申者兩人宛参り三味線鼓にて家毎に舞申候よし大庄屋共申出候。

此の他福俵持ち、春駒、などの渡りものあり、また十二月に入れば節候の渡り者あり、同書十二月の條

此月番非人もの共せきそと申兩人笠の輪へ裏白なまし扇子にて離子を取り何か目出度よう成事を申家毎相廻り候に付少々宛米差遣

し申候よし町年寄共申出候。

せきそと離子左之通

さんやア御座れやせきそと 大裏のせきそと きさきのせきそと まてひざせきそと 青山せきそと 穂長をせきそと ゆうりゆたかに  
せきそと飾りてせきそと どんご、踊ればせきそと 踊にせきそと 徳ありせきそと 願ふに福さやせきそと 御家はせきそと 繁昌をせきそと 祝ふてせきそと  
扱て又せきそと 是よりせきそと 御家のせきそと 御屋敷せきそと 申さばせきそと 八丁四方のせきそと 毘沙門をせきそと 錢藏をせきそと 不動のせきそと  
金藏せきそと しやうんせきそと 酒藏せきそと いづみもせきそと 榮るせきそと つきせすせきそと 涙ごもせきそと つきせねせきそと 祝ふてせきそと  
何程せきそと 目出度いせきそと

維新後番太郎廢れたれば大黒舞せき候とも跡を絶てり、此の他越後の角兵衛獅子、伊勢の神樂獅子、東福寺の虛無僧、山伏修験のあやしの法印など續々來りしも今は少くなり編笠冠り、胡弓、三味線若しくは月琴琵琶などを奏しつゝ流行歌を流す所謂流し者は近年の増加の模様なり。

第四款 俗傳迷信

一、俗傳妄信

俗傳は原因結果の明かならざる事項の命令的に傳へられつゝあるもの例へば「蛇を指差すと指が腐る」「枕を投げると頭痛がする」などの如きものにて、妄信とは之れ又原因結果の道理を見出す能はざる事項の

人の言ふことなれば己れも輕忽に信するもの。例へば「烏が啼くと人が死ぬ」「葬式の供物を食ふと夏瘦せぬ」などの如きものをいふ。而しながらこれ等の性質相ひ近く兩者殆んど區別し難く、中には多少道理的のものもあり民間療法として簡單なるものあれば全然排斥すべきにあらず、左に郷土誌中より俗傳迷信の部を抄録すべし。

民間療法及迷信

火 傷||飯と灰とを練つてつける、露の根をつける、醬油をつける、胡瓜をつける。

雪やけ||初雪を透明の瓶に入れて水にしてつける、卵を煮て汁をつける、れぎの白實を焼いてつける。

あせぼ||桃の葉を湯に入れて浴する。

蟲にさされた時||齒くそをつける。

手足の痛む時||酢さうごん粉をれつてつける。

ふい／＼する時||むくろの黒焼を呑む。

目まゐ||洗繩の汁を飲む。

目 ||ぼ||箒の毛をぬき目ぼをさわる。

おもこに針をさす、着物の襟をくゝる。

櫛の齒の上を温めて目ぼの所にあてる。

小豆を井の中へ三粒入れ目ぼと思つたら小豆ちやつたと言つて後を向かすにかへる。

眼中異物の入つた時||人に三遍目の中をふかせ目の神さん／＼金の棒でつき出して下さいと三遍いふ。

眼病にかゝぬ呪禁||八月十五日に茄子に穴をあけて川へ目を洗にゆき白萩で水をかけて日向のゆきみかすきよ目をわすらひませんやう

にさいふて月を拜む。

むかでに咬まれた時||蠅の蠟をつける。

蜂にさされた時||齒くそをつける、八の字を八ツかき砂をつける。

まむしに咬まれた時||赤すいきの汁をつける。

蚊にかまれて腫物が出来た時||毒だみの葉を露の葉に包み焼いて傷にあてる。

犬に咬まれた時||黒砂糖をつけ小豆三粒を呑む。

血止め||袂くそをつける。

さげぬき||雪の下をみてつける。

すりむいたり腫んだりした時||親のつば親のつばと云ふて唾をぬる。

腫物の出来し時||竹の葉の若きを焼いてつける。

い ||ぼ||初茄子を二ツに切りつけて、二ツ合せてすてるいぼ橋渡れ。

齒 痛||自分の年の豆を焼き清正公様に供へる。

耳 痛||蟬のわけがらを煎じて飲む、味噌漬の茄子の汁をつける。

飛 ||ひ||松のぼん／＼を黒焼にして油を入れてつぶしてつける。

さげぬき||蟹の死んだのに御飯をれつてつける。

手の骨のちがつた時(すぢ)||梯子の三番目から手を出して男の人が手首をつゝる。

咽喉に魚の骨の刺りし時||へらでなでる。

じやつくり止め||茶碗にお湯をくみ箸を十文に渡してのむ。

毒蟲にさされた時||「はぶそ」を煎じてつけ或は生でもみつける。

豆の出来た時||馬さいふ字を三ツ書く。

- 布圍に綿を入る時綿を一しよに糸屑を入るゝ其布圍の綿が死んでから出よう死んでから出ようといふ。
- 夜爪を切るゝ犬の爪になる、同發狂する。
- 天神様の牛をたゞくゝ雨がふる。
- 髪の毛を火にくべるゝ氣狂になる。
- 七夕の日に芋の葉にある露で墨すりするゝ字がよく書ける。
- 小豆飯に茶をかけるゝ嫁入に雨がふる。
- 針を粗末にするゝ針の山へ上る。
- 蛇の死んだのをかくしてやるゝ病氣を治してくれる。
- 冬炬燵へ足袋をはいてはいるゝ親の死目にあわれぬ。
- れる時に前掛をしてれるゝ親の死目にあわれぬ。
- 夜爪を切るゝ親に早く別れる、同火元をする。
- 昆布を焼いてたべるゝ貧乏になる。
- 門齒にすぎがあるゝ早く親に離れる。
- 妊娠の時に火事を見るゝアザのある子供が出来る。
- 人に手水なかけるゝ手のない子供が生れる。
- 鼻に腫物が出来ゝ親類に子供が出来る。
- 牛の夢を見るゝ風を引く。
- 花を頭にさすゝ早く親に別れる。
- 鳥の鳴き真似をするゝ口の横にものが出来る。
- 牛の日に正月の餅をつくゝ家が焼ける。

- 厝を下に置たりふんだりするゝ火元をする。
- 糸がもつれた時に千早振神世もきかす龍田川からくれなぬに水くゝるとは三度唱へると解ける。
- 毎月一日に早くおきて月々に月見る月は多けれど金見る月は此月の月といつて四方を拜むゝ其月金に不自由をせず。
- 遠き旅をする時氏神の境内の土を着物の袴に入れて置くゝ旅先に災難にあわれぬ。
- いたちの鳴聲の一聲を聞きし時は火の要心が肝要。
- 家の中に笠をかむるゝ伯母が死す。
- 火をふむゝ火事の時走れず。
- 飯粒をこぼすゝ目がつぶれる。
- 蛇を指すゝ手が腐る。
- 夜雞が鳴く時は不思議事あり。
- 夜ほゞづきをならすゝ蛇が出る。
- 生れた子供の足にニツク、リがあつたら次に生れる子供は女である。
- 鳥の鳴聲が悪ぬゝ死人がある。
- 便所の掃除をするゝ美しい子供が生れる。
- 秋に袋を縫ふゝ金が出来ぬ、鳥の子を取るゝ其家は火事に合ふ。
- 家に居る燕が死ぬゝ其家が滅亡する。
- 卵物をまたぐゝ體の何處かに傷が出来る。
- 妊娠中に禰をかけて便所に行くゝ禰をかけた子供が生れる。
- 鉢で飯をたべるゝ大きい口の子供が生れる。
- 夜口笛をふくゝ蛇が出る。

外へ香ばしいものを持つて出るに流行病がうつる。  
 米飯をうつした後へ水を入れぬとカラ干を生む。  
 柿の種を火の中にくべるに齒痛になる。  
 箸を粗末にするに貧乏になる。  
 牛の日(丑の日)海に行くに體が丈夫になる。  
 庚申の日色々の事をすると上手になる。  
 申の日裁物をするに裁ちそこなふ。  
 死人あつてから二七日の間は豆をいらない、四拾九日の間針を持つことは悪い。  
 箒にほうかむりなまさせるに客がかへる。  
 以上の民間療法及迷信は此の地方に於て誰云ふもなく云ひ傳へられし者にして昔は大なる勢力ありしも現今教育の普及と共に新教育を受けしもの(國民教育)多くかゝる言傳を信ぜざるに至りしも四拾歳以上の人々の間には未大なる勢力を有せり殊に之等民間療法及迷信の中には合理的訓戒的なるありて全然否定すべきものにあらず。

二、御蔭参り

伊勢皇太神宮へ拔參宮をすること往々流行し之れを御蔭参りといふ、宮津日記寛保三年の條

竊視録。伊勢拔參以テノ外騒々數幼少ノ者ニハ才領ノ者添參詣可仕トノ觸アリ參宮人數ノ覺

- 八拾人 本町 波路町
- 百十人 魚屋町 小川町
- 九拾六人 職人町 木邊 切戸 松原
- 二百五拾八人 白柏町 葛屋町 吹屋谷 如願寺下 山王下

百拾三人 高町 金屋谷

百九拾壹人 川向町 杉末町

八百五拾七人 内 男 百七拾七人 千供 三百七拾九人  
女 百五拾五人 子供 二百四拾六人

庚申五月 此通屆書差出申候。

驚くべし宮津町内にも八百五十七人の拔參宮あり明和七年庚寅より同八年辛卯に互りて又流行せり。

三重郷土誌御蔭の條

明和七年庚寅より翌八年辛卯にかけて伊勢神宮に參拜すること流行し、而して此參拜は即ち一種の御蔭熱に浮かされ、道中の籠駕は矢次等の無貨遞傳する所となり、見目よき婦女の如きは直ちに捕へて駕に投じ須臾にして伊勢に送り飢ゆれば食ひ渴すれば飲み、往還沿道殆んど自他の別ちなかりしといふ。

文政十三庚寅年(十二月二十四日)三月よりまた流行す。同書又曰

天保元年庚寅復た參宮熱流行し前例によりて婦女子を誘拐し食を求むれば甘味あり睡を欲すれば玉樓に導き樂華を盡して(最も此の裏面には莫産を數處に行はれしは勿論)伊勢參宮あり當年五月末より六年頃我郷土は伊勢熱衰へて一の宮熱昂り、府中一の宮なる籠神社へ參拜すること絡繹として蟻の如く、沿道業を休みて旗幟を樹て酒食を供して饗客の迎接日も之れ足らず、紅木綿の鉢巻に一種異様の服裝を纏ひ、老幼婦女子は例によりて駕に托し「御蔭でシヨ、ア拔けたせ」柏子面白く徘徊すること三四旬、盆前に到り稻田の雑草叢然たるを見るに至りて漸く氣付き始めて家業につくを得たりといふ。

宮津事跡記 曰

文政十三寅年三月上旬方伊勢太神宮に拔け参り流行諸國一統夥數參詣いたし然る處同年五月中旬頃方富國府中一の宮大神宮伊勢同様御蔭参り流行丹波但馬若州方日々夥數參詣群集いたし右二村富國町在共日々一の宮の夥數獻上物或は往來之參詣人の種々の施行前代未聞之賑

ひ難言葉にも申述次第なり同年冬に至り年號天保元と被仰出候、天保元寅十二月殿様御儀京都御所司代被爲蒙仰御領分町在一統の御祝ひ  
さして御米御酒料等被下置殊之外町方賑ひニロカ等いたし罷出申候。

此の間同書寛政七年卯三月信州善光寺如來大頂寺に七日間開帳前代未聞の群集なりし由を載せたり。

三、善哉舞踊

嘉永安政中米艦浦賀を訪ひて三百年來長醉の夢を破り、開國鎮港、尊皇攘夷の論國內に沸騰し幕府失政二十年、此の間薩長兩藩の如きは討幕の密勅を申し降さんとし土藩の如きは建白書を將軍に上りて大政を奉還せしめんとす、將軍建白を嘉納して慶應三年丁卯十月十四日大政奉還を朝廷に上奏するや、尊王の志士は東西に奔走して贊襄せんとし、佐幕の與黨は南北に横行して防碍せんとし四海鼎沸婦する處を知らず、勤王の志士等は氣脈を通じ東西一齊に皇太神守札降下の流言を放ち、全國の人心を收攬して革新善政を謳歌讚美し醉狂舞踊せしむ、之れを「好いじや無いか」と云ひ醉亂舞を御陰踊りまた善哉踊りといふ。

與謝郡誌 曰

慶應三年秋冬より四年(明治元年)に互り神札天降ること流行し宮津町へは十一月二十日頃より所々軒端庭先き等に神札降下し家人發見大驚喜にて酒食を饗して拵舞亂踊上下家業を忘る、殊に岩瀧町には花嫁の降りしこと三重郷土誌に詳かなり、宮津にては西園中寺納言巡撫の爲めに早春のこゝろ頼れたるも橋北地方及び世屋より野間谷にかけては五六月の交猶盛に醉狂せしといふ、稻葉氏の著過渡の久美濱に當時の歌ん載せたり眞を穿つものあれば茲に録す。

踏歌行 一作善哉作

二十年間外夷來 名托貿易實亂視 詔使列藩嚴防禦 幕府失錯世懸移 事不得已決柔遠 勅書雖有執肯施

王室陵夷一到此	可歎回天計難恃	權勢久歸幕吏手	普天士卒王澤稀	奸吏乘時恣威暴	大統殆治一縷微
維持賴因薩長土	黎庶土炭且免之	歡喜狂叫無晝夜	踏舞齊聲呼善哉	人間萬事總兒戲	只此踏歌出天機
男作女裝女男子	宵影銀光鬧滿街	或道神降某屋上	又說金墜其軒墀	其降接人有聲象	不然多以出入爲
不憚大家不嫌小	或懷嬰兒或扶衰	善哉善哉攔屋入	萬足轟床如春雷	君不見隨躍用兵	古有例事雖或異
實其遺又不見融	降崇山鳳鳴岐頭	夏詳周兆以可推	王室不震六百歲	從此隆興孰容疑	老子怯寒臥草間
看梅花外不出屏	者番快事安能已	烏帽婆娑衝深泥	善哉善哉無此事	天地長夜何所之	歸來犂々夜已午
月上松梢隱半規					

晝夜醉興舞踏を事とせしが慶應四年戊辰正月八日西園寺中納言勅命を奉じて山陰道鎮撫に向はせらるゝの報あり、續て十日宮津藩兵朝敵となり八幡に於て錦旗に發砲し官軍の爲めに陣地を崩されし由の悲報あり、音曲停止閉門謹慎の觸達ありて城地取上げ藩封沒收の流言傳播し、さしもに醉狂せる善哉踊りも一時に燈火の消へし如く町内暗黒となりて終熄す。

四、各種迷信

維新前迷信頗る多く、抑も八卦、五行、生剋、十子、十二支、二十八宿等の陰陽に屬するもの、易筮、辻占、龜卜、錢占、石占、夢占、御間、神籤等の卜占に關するもの、九星、天源、陶宮、本命的殺、八宅明鏡、八門遁甲等鑑術に屬するもの、人相、家相、地相、墨色等の相法に屬するもの、歲德、金神、八將神、鬼門、土公、天一天上、天赦日、八專、十方暮、七曜、九曜、六曜、四厄、重惑、願不成就日、往亡日等曆日吉凶に關するものなど其大部分を占め、宗教學上の鬼神、惡魔、福神、窮神等の神佛に關する

もの・生前死後、天堂、地獄、極樂、靈境等冥界に關するもの、崇信、忌憚、厄拂、驅籠、祓除等觸穢に關するもの、祈禱、加持、禁厭、呪咀、祭祀等呪願に關するものなど之れに亞ぐ、此他心理學上に屬するものに巫覡、口寄、その他妖術修法あり。

吉凶卜占の實例として寛文六年五月朔日宮津城の壕内へ千尾鯨魚海より上りて悉く斃死せるを凶事の前兆なりと懸念せしところ果して其月三日京極丹後守高國罪を得て封地を除かれしとは有名なる話題にて宮津日、記、寛文六年の條に、

寛文六年二月十八日御城ニテ能役者ニ仰付ラレ興行アリ町人ニ見物仰付ラレ中入辨當迄銘々ニ下サレケル惣テ町人ハ悪キ政道少ク只百姓多難儀ニ及ヒケル同三月二日江府エ參勤發足ノ前小科ノ者多クアリケルヲ悉ク斬罪ニナサレケレバ萬民ヒソミカヘリ御首途ノ不吉ヲ言アヘリ卯月モ何事モナク過テ五月朔日城内ノ堀へ鯨千バカリ海中ヨリ馳上リ悉ク死シタリ前代未聞ノ凶事哉ト家中モ一統苦ガリ切ツテ竊ニ魚ヲ取捨テケル其三日目ニ傳奏ヨリ歸リ玉ハサルコトソ著シキ前凶ナリ云々。

此の事は宮津舊記にも宮津事跡記にもあり、また延寶年中永井信濃守尙長申の日に山王權現を移轉し申の日に御家改易に遭ひしと云ひ、其他偶然の出來事の暗合など往々傳ふる處なるも今は斯る事項を信するもの殆んどなきに到れり。

宮津事跡記 曰

嘉永五壬子年四月中旬田中村野村源兵衛下男源七と申者數度天狗に被相誘以上六度罷越同六月廿六日猶又被相誘歸り不申候ニ付有田田中兩村一統能出近邊山々鉦太鼓に而相尋候處七月二日夜田中村源兵衛方立歸り申候は若狹松尾山、成相山、雄島、遠州秋葉、富士山其

外九州鹿兒島櫻御城中、猶又近邊御大名方城内所々見物、讚州金毘羅等の參詣いたし候由申立、就中御殿樓六月十六日江戸御發駕に而七月七日御歸城の由御飛脚參り居御役人權方前日方河守町、喜多村等へ御出迎に御出張被成居候處一日差延に相成候旨申聞其外田中村有田村十三人西國罷出候處出立前の事まで實に密談等迄巨細に存居り不思議の事(中略)然る處殿樓御歸城右源七申聞候通り一日延引七月八日御歸城云々。

この他天狗に誘拐されたりとか狐狸に誑惑されしとか或は蛇憑神附など往々耳にせし所なり。明治三十三年三月妖怪學雜誌第二十三號 曰

(○)怪行者、會員伊藤祐三氏より友人某の直話なりとて左の報告を寄せられたり、嘗て大阪口繩坂に於て、眞言祕密法を以て幾多の善男善女を迷はせし怪行者濱口熊嶽は、益々害毒を我三丹地方に及ぼし、客月來舞鶴を経て宮津に來り、二名の隨行者を従へ、旅館荒木別荘へ投宿し、眞言宗の寺院なる同地如願寺を借入れ、毎朝羽織袴を着用し、寺院に至り僧衣に改め、如何なる難病にても立所に治療保證する杯と、大袈裟に言ひ散せしかげ、日々早天より市中は云ふに及ばず近郡近在より出掛るもの引きも切れず、毎日二百名を限り一人二十錢以上この規定を設け、夫れ以外は空しく翌日廻しとなり。不平をいふやら御願をする者やら混雜云はん方なきにしろ、怪行者の常として自分の手に合はぬものは、道理を付て體よく謝絶し、一向是と云ふ効驗なきものから早晚尻に帆をかけて何れに飛ぶやも知れずと噂なりしが(中略)當中郡三重村宇三重の住人にして相當資産を有する糸井某の娘、面部半面は黒痣を以て覆はる、妙齡に至るも未だ何れへも嫁する能はず、適々生佛熊嶽の來るを幸ひ宮津に出掛け、熊嶽の祈禱を受けしに熊嶽の曰く全治を保證す而し壹週間の日子を要すと、二日目に至り突然怪電一片遁亡したり、(中略)以て祕密の法の如何を知るに足べし、又熊嶽が前手段を以て毎日巨額の金圓をしぼり上げ、夜は同地遊廓新濱に至り大散財を爲すを例せりといふ。

此の如き怪行者の妖術を以て愚民を誑惑するは大に不可なりと雖も、之れに迷はざるもの亦罪なしといふべからず、若し人智一般に進まば怪行者も其の術を施す所なかるべし、故に怪行者の生存し得る間は人智の進まざるものとして大に教育を奨励せざるべからず。

尙ほ呪願に關しては文政年間百姓一揆連累の嫌疑によりて囹圄の人となりし栗原百助脱獄逃走の際金屋谷

圓壽院の修験行者の足止の呪咀を爲して靈驗ありしや否や江州八幡にて百助屠腹せるは有名なることなり、此の他明治四十四年宮津町外赤巖に電燈會社發電所を新設するに際り、上棟を終るや否や東北長隅に向て府道の上に倒壊せしことありしが、俚人忽ち鬼門の祟りなりと爲せる例あり、維新後教育の發展せるにも拘らず尙ほ斯かる迷信家往々あり慨嘆の至りとや謂はむ。

### 第五款 訛傳俗謠

#### 一、方言訛言

方言訛言は小學教育の普及により漸次減少しつつありと雖も、今尙ほ世間一般に通用せざる特殊の言語往々あり、例へば痛惜すべき場合に「あほげなことをした」と悔やみ、是非ともといふべき場合に「しやつても」と強ひ、一面にといふべきを「のつべらこに」と云ひ、辛じてといふべきを「みんごと」と云ひ、眞直を意味して「すんど」と云ひ過分なるを意味して「あいたてもない」可愛想なるを「いげちない」傍らを「ほて」末端を「とんぼ」枝梢を「りんぼ」落ちるを「あだける」壊はれるを「めげる」手荒いを「がさい」等その主なるものにて他に宮津特殊の方言訛言頗る多し。宮津郷土誌 曰

方言及訛言

(イ) 名詞及代名詞

方言	約言	方言	約言	方言	約言
おちやぼこ	石なご	どびん	土瓶	ばんげ	夜
こいつ	此彼	なめくぢ	なめ鯨	たか	物置二階
ほしたろ	螢	もんめん	木綿	ひいる	蛭
きびしょ	急須	かたいつば	一方	じばん	襦袢
がいき	風邪	かんぼし	頭髮飾	あいつ	彼奴
なぞ	簪	ぢべた	地面	もげ	苔
一ばい	一羽	ふつきん	拭巾	づす	留守
ごんぼ	午莠	てつつき	笹	いべ	指
いかけ	籠	をて	脊	ほて	傍
ほげ	蒸氣	あいさ	間々に	ひゆーけんだけ	火吹竹
づつきん	頭巾	あぶた	あぐら	しんがつ	四月
きりもん	着物	うち	私	がしん	菓子
てんでうこ	おたまじや	ひざぼん	膝頭	あいま	間々に
ふきつば	火吹竹	つもごり	晦	りんりきしや	人力車
さかいき	月代	じよろこ	あぐら	ちそ	紫蘇
はなご	鼻緒	ちやまが	茶釜	きなぐせ	小木片
なりてん	南天	すいばら	そげ	やね	樹脂
まい	蘭	まいげ	眉毛	かい	粥
あいこ	五分く	づいこ	五分く	はそわ	仕事のひま



(ロ) 形容詞及副詞

よんのう	皆	あぶない	危くない	おもろい	面白い
まんた	未だ	さろい	弱い	ちよろい	弱い
やーと	澤山	いつちよーらい	貴重なる	大へん	澤山
だんない	宜しい	ちよつとも	少しも	いかめい	羨しい
さびよーもない	意外	さほーもない	意外	かたで	決して、全く
びつじより	濡れしない	じろい	泥濘	めつそうな	恐縮の至
すべつこい	滑か	きちんこ	物恰當	わや	亂暴
むちや	亂暴	そーだ	然り	きれいだ	奇麗に
ちびつせ	少し	くり	暗礁		
(ハ) 動詞及助動詞					
おこつく	心動く	いゑる	植る	ぶつ	打つ
へつこむ	へこむ	してる	棄る	ぼう	追ふ
あなる	煽く	こける	倒る	いのう	歸らん
こわける	碎ける	すぼける	すぼめる	めぐ	割る
ぼる	果を採る	ぼる	洩る	こぼる	氣張る
よせ	止めよ	およし	止めよ	たさむ	たゝむ
さんげる	さがらす	さす	咲く	すんごむ	陥る
なさべる	纏る	まつべる	纏る	おさろし	恐る
ごさへん	御座なし	しんさい	爲す	ござす	御座す

二、俚謠 俗曲

俚謠の主なるもの俗曲の主なるもの郷土誌に載する處次の如し。

于 守 唄

- 一、ねんねせよとてれるよな子なら、守もいろまいお主もうけ。
- 一、可愛けな子がお寺へ通ふ、お寺参りが夜あそびか。
- 一、ちよん／＼ちよたるはごこへちよたる、丹波へ米買ひに米も安なるばかりもよなるよ、道も近なる早もどる、ねん／＼よーホイ／＼。
- 一、ねん／＼よい子じやなくなれん／＼よ、よいこそ母のなせるも母ぞよいこそなくなれん／＼よ。

しんさらんか	爲す	しなら	爲す	しんさる	爲す
しなれ	爲す	しんされ	爲す	しなる	爲す
いきまほ	行かんか	しなれ	爲す	いきましよ	行かんか
しなへ	爲す	しなへんす	なす	しなして	爲す
(ニ) 其他					
ほば	此々をば	何々さら	何々と共に	赤いん	赤いの
黒いん	黒いの	うんう	否々	やだー	否々拒む
あハ	諸	うん	諸す	ふん	諸
うり	其折	さかい	故に	しやつても	いやでも
さいが	何々するこ	ぬく	爲ぬく	もつて	何々しなが
ふぬけ	愚物	まぬけ	智慧の足ら	らつしもない	つまらぬ
のつびきならぬ	是非共	じやらける	シヤレル		

- 一、れん／＼もなされおかめにかまじよ。おかめこわいぞれるわいな。
- 一、れんれしなされお休みなされ明日はお前さんの誕生日。
- 一、誕生にちには小豆まゝ、たいてそなへてまめなよに／＼。
- 一、れんれした子に赤べ、着せてつれてまいろやおいせまゝ。
- 一、こゝはこのいでもお江戸は寒いよ、あはせやりたい足袋添へて。
- 一、寺の坊さん月夜に提灯、雨の降らんのに傘さして。
- 一、れんれせん子は狼にかますよ、狼こわいなれるわいな。
- 一、うちの坊ちやお正月のべ、は、梅に鶯竹に虎。
- 一、こんな泣く子の守をするより、いんで山行するがよい。
- 一、奈良の大佛さんを横抱きにして、乳をのませた親見たい。
- 一、うちの坊ちやまはいまれるさかい、誰もやかましいふてくれな。
- 一、誰もやかしいわせんけれど、守がやかましいふておこす。
- 一、れんれしよさてれる子は可愛、おきて泣く子はつらにくる。
- 一、れたかねやんせひるまでなりと、ひるがすんだら晩までも。
- 一、今夜こゝにれて明日の夜は、ごに明日は田の中あぜまくら。
- 一、此度見て来た大阪の城、前は淀川舟がつく。
- 一、櫻三月あやめは五月、菊は九月が花ざかり。
- 一、れんれ子守は子がないさる、いねばなほなくしかられる。
- 一、泣いて涙をこぼさぬ者は、芝居役者が驚か。
- 一、坊ちはい子ぢやれんれしな。あしたは坊ちの誕生日赤いべ、きてお宮参り坊ちはい子ぢやれんれしな。

- 一、わしはだんないどういわれても、たまへを食といわれても。
- 一、あの子よい子ぢやばたもちかほで、きなこつけたらなほよかる。
- 一、毎日／＼あてうたもろて、もろたかやしが、ないわいな。
- 一、わしはだんない團子屋の子でも、團子一つも買やせぬ。
- 一、うちの坊ちやんにやりたいものは、乳かうま／＼か赤べ、か。
- 一、れたかねやんせ起きたらやいと、やいとだまに乳のまじよ。

田 植 唄

- 一、此の町に、植えたる早稲は、何早稲じやトンヨナ。
- 何早稲には、葉廣の早稲よ、藏の下積ミニ。
- 一、日は照ろうと、箕笠もちやれ、篠原のトンヨナ。
- 篠原の、いざの露は、雨まざるトンヨナ。
- 一、勤め衆は、小晝間を待ちやる、ふな方はトンヨナ。
- 船方は、帆柱を立て、風を待つトンヨナ。
- 一、鶴の子の、育ちは何處じや、八幡山トンヨナ。
- 八幡山、八幡さんの森の、若松の枝ニ。
- 一、日の暮に、濱の田を植えりや、千鳥啼くトンヨナ。
- 千鳥鳴け、も一遍なげ千鳥、聲くらべよトンヨナ (编者修正)

田の草ミリ

- 一、今年始めて草取りすれば、後に小草が皆残る。
- 一、晝になつたか、せなが暑い、笠のうらべに火がまわる。

一、可愛い殿御の田草時に、あいの風吹けそよ／＼と。  
唐うすひきの唄

一、今は何時七ツの下り、庭にひくもみ小山程。

一、さうす米から秋の米うまい、秋がすんだらかまりやせん。

米つき唄

一、このからうすは加減がようて、ごこの大工の御手じやら。

一、つけごはたけご此米つけぬ、うちのおくらの下積は。

機織唄

一、織手くびふる管巻手ふる車廻しは尻をふる。

一、ころんちやんからこで行燈が消へた、も早やしまへの事がいな。

一、今年來年上働で、さ來年から織手する。

一、宮津糸くり二匁五分加悦や三河内はたの五分。

一、うちの織手はづんべんだらいつが晝やらばんげやら。

一、織手さんたちや神さんじやげな、いつも鳥居の中に居る。

其他の唄

一、松阪踊の唄

一、嵐ふき出す京街道、色染め出す紺屋町。

一、石川沖の鷗さへ、つがいはなれぬ夫婦づれ。

一、頃は霜月十五夜の月は牙ゆれど胸のやみ。

一、來ぬか／＼と濱見れば、濱の松風音ばかり。

一、梅が軒端ににほひ鳥、花におほせて待つませの。

一、あけてくやしい浦島の、眼には涙の玉手箱。

一、梶原源太景季は、ほろ／＼頭巾の長羽織。

一、夕の夢の今朝さめて、ゆかしなつかしやるせなや。

二、漁師町踊の唄

一、盆のお月さんはまんまるこてまるて、まるてまんまるこてまたまるい。

一、文珠の渡木はないけれど、他に木はない松ばかり。

一、文珠の渡のられば早く、早く早くのられば舟が出る。

一、無月さんは宵から闇で、闇でたつみや高提灯。

一、そろた／＼踊子がそろた、踊らぬものは啞かつんばか足なしが。

三、池の谷踊の唄

花のお江戸のその傍に、さても珍し新宿町の、紺の暖簾に桔梗の紋よ、女は持にて二人の子供、二人子供のあるその中で、鈴木主水と

いふ士は、今日も明日も女郎買ばかり、見るに見かれて女房のお安、止めておくれよ女郎買ばかり云々。以下省略

尙ほ俚謡俗曲の有名なるは例の「二度と往くまい丹後の宮津」にて何人も謠ふ所なるが、何時頃より始ま

りしやまた其の意味は如何にやは頗る了解に苦むものにて歌は、

二度と往くまい丹後の宮津

縞の財布が空になる 丹後の宮津でピンと出した。

丹後の縮緬 加賀の絹 仙臺平やら南部縞

陸奥の米澤江戸小倉 丹後の宮津でピンと出した。

なるが解釋に就ては丹後考に、丹後國時代概要に、仁孝天皇天保十三年壬寅稿財布空虛遊廓濫觴と載せまた問答欄の「再度勿<sub>レ</sub>往丹後宮津稿財布爲<sub>二</sub>空虛<sub>一</sub>」の意義如何の答に、

文化八年辛未年以來宮津職人町岡田屋彌吉、萬町細間泉屋興市、魚屋町綿屋榮治その他處々に遊女屋の類ありて行政上取締方に差支あればさて天保十三壬寅年に同業者は残らず魚屋町新地(今の新濱)へ引越致すべくその藩命に隨ひ同地へ引越して新地と稱し花柳の一廓を構成したるもの也其當時(中略)作者は宮津の醫師小林江山翁なり翁は此謳を作り或る貴顯に合議の末に廓の繁榮の一策略として自ら登樓して自らも謳ひ姦女にも誦はしめたりといふ。

また天橋立遊覧案内 曰

王政維新の際長州の志士備後之介なるもの捕はれて宮津の獄に繋がる、時の藩主松平侯之を憫み深夜密かに備後之介を放てり此の事端なくも町民の知る所となりたれど粗手が藩主なれば公に云ふを憚り俗語に事寄せ之を諷刺したるなりと、即ち稿の財布は牢獄の格子を意味し空なるは放てる事にしてピンは錠前の音とも云ひ又武士を町人共サンピンと異名したればピンと略せしものなりと。

此の穴戸備後之介を釋放したる爲めにピンゴ出したとの説あるも丹は藝州出陣中のことにて宮津にあらす。尙また宮津郷土誌 曰

(前略)此地に遊べる客一夕妓樓に上りてあまりに美人多く而も待遇餘りに厚かりしかば天橋の美に傾世の美に心魂を溶かし流連十數日終に囊中文なしとなり歸るに旅費なかりしと云ふ。ピンは三味線をピンシャンつかせたる畧語なりと、今も猶此轍をふむ旅客ありやなし云々。(後略)

また與謝郡誌に曰

聞説く往昔宮津船舶輻湊し舟乗の常習として賭博をなし其の妓樓に登るもの流連數日何れも囊中無一文となりしより起れり、蓋しピンは博徒の用語にて一から十までなご唱ふる所なるが要するに一文も残らず全然吐き出したるの意なりといふ、此他宮津祭り榮祭り等に興業師香具師等が儲けし金を青樓に投じたりとも或は靈助が賭博に棄てたりとも言ひて一定せず、蓋し夫れ等の混淆せる合成的のものなるべし。

最近丹波八木町東雲菴なる山本龍之助氏より左の照會を受けたるが之れに對する典據は未だ採取するに至らず。

(前略)稿の財布が空になるの一句は、慶應年間、宮津藩にて勤王の志士を縛せしとき、江戸護送を除けて山の手萬年町の某青樓に伴ひ、志士の所持せる金を遊費せしめて後、放逐せし由それを諷して國學者小室信夫氏、例の一句を俗語中に挿入せられしと云々。

斯は前記長藩重臣穴戸備後介に關する説に似たるも如何にや。

以上要するに「二度と往くまい」と謂へるより察すれば本來宮津にて謠ひ始めたるにあらずして、一度登樓流連したる遊客が必ず他國にありて再度句往を唱へしより傳播せしものなるべく、此俗語の濫觴は丹後國內にあらずして丹後以外にありと認むるを至當といふべし、只遺憾なるは何地より起りて弘まりしや今遽かに斷じ難きこと是なり。

### 三、妓樓貸席

遊客の財布を空虛にせしめて、全國的に丹後の宮津を謳はれたる宮津の妓婦は文化八年初めて公認せられ、天保十三年魚屋町海岸新地(即ち今の新濱)を妓樓區廓に限定せられたるが慶應二年萬年町の山の手を開發して萬年

新地と稱し遊廓を此に移すべきを命せられしも土地僻陬にして繁榮せず、明治初年再び新濱に引越すを許され現今に至れり、遊廓の濫觴につきては宮津事跡記文化八年の條に曰

同年始めて當所に遊女屋御免被仰付田町八番組岡田屋彌吉萬町細間泉屋與市魚屋町綿屋榮治右三人願主岡田屋彌吉方には政吉梅吉八重吉里吉徳松右五人京都召抱其外も皆々五人斗りつゝ召抱候、然る處追々繁昌いたし老若男女夜々格子のぞきに罷越候同年豊作新米壹石銀六十貳匁、文化九年春古來稀之鯛大漁其上追々米下直に相成夏米地米壹石銀五拾八九匁船米壹石銀四拾貳匁五拾匁内外(中略)六月廿日十日之間於波止場夜々涼み淨瑠璃と名付町方子供並藝子共芝居様の興行いたし水茶屋右三軒の藝子屋並町中之料理屋向世話方中茶屋は遊女屋の子供を差出し商内いたし町方は不及申に近在よりも夜々群集致し町中之賑ひ限りなし云々。

同書また曰

天保十三寅年町々に有來り候遊女屋類不殘魚屋町新地を引越可申旨被仰出右趣旨之儀は右體の商賣人町々に有之交居候而は風儀惡敷相成候趣にて右體被仰出新地一統黒門入口にて遊女屋に被仰出候云々。

果して然らば遊女屋なるものゝ公認せられしは文化八年なるも、遊廓を新濱に指定せられしは三十二年後の天保十三年なり、而して二十四年後の慶應二年には萬年新地に移轉を命せられたる趣なり。宮津藩臨時留に

慶應二寅三月龜ヶ丘裏の吹矢谷を萬年町と改め萬年町の萬御田地山畑を開墾屋舖にいたし葛屋町の通へ一町新設被仰出萬年新地と申され候而米會所より四軒長屋東西に建て新濱遊女屋並に御移し被仰付道々遊女屋御取立被成云々。

蓋し萬年新地の土地多くは三上金兵衛所有地及び安達長藏の所有地なりしより三上安達等は何れも新開地に長屋を建設して借屋とし同三年中に殆んど新濱より移轉し來り同四(明治元)年冬には三十餘軒の遊廓全

く成り葛屋町(蛭子町)口と吹矢谷(萬年町)口双方に新濱より黒塗冠木門を移して境界とせり、爾後經營二十年にして亦た新濱に復歸を許るされ漸次引き越すものありしも福田某等移轉復歸を拒み兩者對立の姿となりしも場所柄新濱に及ばず明治三十年頃は既に趾を絶ち新濱獨り復舊して今日の盛を致すに至れり。水島爾保布旅の收穫

丹後の宮津の船着場が思ひ出される、二度と行くまい丹後の宮津なんて唄があるから一層情調を助けるのだろうか、その棧橋が遊廓の一角へ架せられてそこからつゝ狭い道路は軒端屋敷を配した角行燈が黄昏早く點す薄い燈心の火に挟まれた枝垂柳の影から透くれ色の長暖簾を兩脇に眺めて本通りへ通してある與謝の入江の夕風の中に太い汽笛を響かせ長い水脈のうねりを残してしづ／＼這入つてくる汽船を待つて濱し島田に赤い手柄をたらし垂れ、荒んだ頬に白粉を刷きかけた見ながらに船着き所の女郎の型をした女達がだらしなく小袂をかゝけてぞろ／＼と草履穿きでその棧橋近くまで出歩いて來た。

#### 四、興行寄席

木戸錢を徴する演劇興行は江戸時代中頃以前よりありし模様なるも、棧敷代の徴收を公認せられしは之れまた文化八年五月以來の事に屬す。宮津事跡記文化八年の條に

文化八年五月初旬は八月迄西南の間にはうき星出る終は西北の間に入る同年春は秋迄順氣能く五月末より於鷄塚に女芝居興行座本二字石野と申前代未聞の大當りにて群集に付見物人殊之外混雜いたし候に付始めて棧敷御願申上候處御許容に相成棧敷出來上棧敷三匁中貳匁五分下貳匁に被仰付棧敷數並代錢不當取斗無之様町筆工は改役被仰付候依之町筆工の棧敷壹枚、取之。

而して常設演劇場を建設したるは天保十三年なり。

宮津沿革調書共有物沿革の條

種類及成立

當市街は往古より演劇興行の都度便宜有之地を撰定し小屋掛をなし興行するの慣行なりしが不便且衛生上に有害の恐あり加之時々無益の失費を擲て往々市街の衰頹を招くの根據と惣町の協議一定し興行場の設けある場所は其當時吹屋谷(當時萬年町)は寂寞然たり故に彼町をも他町に異ならざる繁榮を惹起せん爲め又は其上り高を以て往々市街雜收入を増殖し勞々幸福を全ふるの起因を以て主組頭は責任者となり共に俱に盡力の上天保十三年三月其工事に着手巨大の建物を構造せり此費用は舊藩米會所願出拜借の上成功せしなり、但し返済方法は年々小屋賃料を以て返納せり。

取 扱 方

前項共有演劇場は惣町組頭之内主取組頭有之擔當興行毎一日二人宛出張火の元及總ての取締上に注意し賃料を受取其上り高を以て營繕費にあて殘額は米會所へ返納に皆納の後に益々市街の雜收入を増すに至る維新の際組頭廢止後は惣町人民より小屋掛り一名乃至二名を撰舉し從前の方法により維持せり。

其後のことは宮津郷士誌次の如くいへり。

演劇場 萬年座(字萬年)

明治四十年より以前約六拾年間間は定小屋と稱し市街持なりしも漸次荒廢して興行出來ざる有様なりしが宮川佐兵衛赤松民藏等の名義にて買ひ明治四拾年に現今の如く改築せり、改築費、買取費、地所共七千圓なり但し地坪百七拾坪建坪百廿五坪なり、維持法芝居、其他興業に貸與す、貸與未定納税は他の財産と同様貳名にて負擔す興行の分は京都府下の規定によりて興行の都度棧敷料十七枚分木戸賃卅五枚分。

また寄席は萬町西端新町にあり明治四十二年の設立に係り今は活動寫眞の常設館にて有樂館といふ。

郷士誌 曰

寄せ席 有樂館

明治四拾二年に三千六百圓を以て建築す。

持主 池田進一郎 武部 修

新設當時は一ヶ月四拾貳圓を以て興行人へ貸與せしも近來月借をなすものなく目下一日二圓にて興行人に貸與す、修繕費等は持主之を支出す、一ヶ年約拾圓位を要す。

此の他歌舞遊戯に就ては同書に次の如く云へり。

歌舞遊戯は維新前より遊廓ありし爲三味線は早くより其方面に行はれしも一般には行われず身分よき家の男子の間には謡、能等流行したり明治廿年以後に至り町家の子女の三味線、舞を練習するもの其數を増し卅年頃最も其の流行を見たりしも漸次衰へて琴の流行を見るに至れり、現今琴も稍下火となり三味線再び流行せんとする傾向あり、維新以後能、謡は身分よき人及好事家によりて僅に其命脈を維持するに過ぎざりしが近年俄に其聲高まり廣く一般に流行せり明治四十三四年頃尺八又盛に流行せしが近年稍衰へたり、其他一部分の人に琵琶歌、浪花節流行せしも之又稍下火となれり。

西洋音楽はただ唱歌により學校に於て維持せられる、に過ぎざる有様なるも近年教育の普及と共に稍々耳を傾くるもの多きに至れり、併し西洋器樂等の練習に志すものは教師及女學校生徒の一部位にして其微々たり。

遊戯は昔程博奕的なりき、例へばホーピキ、花合せ、穴一、摺鉢、コカシの如し、維新當時は直接金錢を以て之を行ひしが金錢を賭する事を嚴禁せられてより菓子等を以て代用するに至り穴一も棧の實を以て代用するに至り卅五六年迄盛に行はれしが教育普及の結果甚少くなりたり西町邊に於ては今猶此遊存す。

女子の遊びに一時カルタ盛なりしも衰へ男兒間に盛に行われしメンコ、ネツキ等殆滅し一般の遊戯が教育的となりたり。

## 第九章 宮津の實業

### 第一款 實業の概説

#### 一、生産と生計

宮津の實業は其の中心地たる宮津町が商業本位の土地にて、其土地の生産物若くは其加工による収入は第二位に屬し、店舗旅舎、料亭妓樓等遊覽客の財囊を當てにせる収入と、近在の生産品竝に京阪より仕入れたる物貨を近在の顧客を相手に集散し、それ等資金の遣り繰りによる商業及び商行爲の口錢利得を以て重なる生計の財源とせるゆゑに、經濟界の浮沈に左右せらるゝこと多く、之れに反し町を包圍せる城東上宮津の諸村は其の土地の生産を消費し又其の生産の收入によつて生計せる地帯なれば、財源固定し基礎また確實なるを以て財界の變動に脅かされること少し、宮津町の生計に就ては宮津沿革調生業の條に

本町内は往古より専ら縮緬と海魚とを業とす文政年度縮緬機屋凡二百卅戸下職工六百戸市街端々に住居する細民は糸繰等を以て生活を成すもの又多し天保年度より縮緬業は漸次衰頹を來し今や其職工に従事するもの稀少なり然れ共漁魚其他の商業は維持せり鉢は竹細工を業とし穢多は卅戸計り有之是は草竝に菓細工等を以て生活をなす。

と謂へり。

抑も宮津町が舊藩時代江戸廻米の關係もあり海運によりて可なり物貨の吐吞も行はれしと雖も、廢藩後は江戸廻米頼みに止み加ふるに陸上の交通機關を缺ける爲めに、旅客物貨の吐吞はその完備せる土地に壟斷せられ荷客の集散また昔日の比にならず、後敦賀へ航路を開き亞で舞鶴へ鐵道の通するに至りて京阪其他各地の距離短縮せられ、漸次機運を挽回しつゝあるも尙ほ未だ取引の用はるゝ範圍は廣からず、將さに本年開通すべき鐵道及び布設認可を得たる宮福線によりて交通機關は海陸ともに完備せるものといふべきか、之れによりて宮津が全國的に世界的に取引を行ふと否とは一に住民の奮闘如何にあり、現在宮津町の經濟を見るに各方面に互りて得たる年總收入(大正十一年)貳千七百七十萬圓の内生産収入は百三十九萬圓にて殆んど壹割六分に該當す。

#### 二、町在生産歩合

同大正八年の統計に表はれたる宮津町及び城東上宮津村の生産額を與謝郡誌に就て見るに

町 村	農 産	畜 産	林 産	水 産	工 産	合 計
宮 津 町	三二、九〇四	四二、九二一	一	三三、九六六	六三、九三五	一、〇六、四四一
城 東 村	一三、〇一六	七、七九三	三、六六七	一	三、六六六	三、七七一
上 宮 津 村	三、三三五	三、〇〇〇	三、七七一	八五	一、三三〇	三、六九二

今此の生産額の比を見るに宮津町六二・五一城東村二一・一三上宮津村一六・二六の割なるが、之れを住民の戸數に對比するときは宮津町二千〇六十三戸城東村百八十二戸上宮津村二百四十五戸なれば戸數の比は宮津

町八二・八五城東村七・三一上宮津村九・八四の割なり。此れを表示すれば

生産額百分中	宮津町 三・五二	城東村 二・三三	上宮津村 一・六三	合計	100.00
戸數百分中	宮津町 三・八五	城東村 七・三二	上宮津村 九・八四	合計	100.00

之れを以て考ふれば宮津町は戸數六に對する生産四、城東村は戸數三に對する生産七、上宮津村は同上四對六の割合なるが其の生産の百分比を見れば

町	村	農産百分中	畜産同	林産同	水産同	工産同	合計
宮津町	城東村	三・〇三	四・〇二	一	三・三六	六〇・六七	100.00
城東村	上宮津村	七・六三	二・二四	八・八四	一	一〇・五六	100.00
上宮津村		八・五九	一・三四	三・三三	〇・〇一	〇・〇六	100.00

此の内農産乃至畜、林、水産は其土地より生ずる純然たる生産物なるも、工産に至りては各地の生産物に加工せるものなれば之れを假りに純生産より離したるものとして純然たる土地の生産を考察すれば宮津町は前表百分中三九・三三城東村は八九・四四上宮津村は九九・五四の割合なるを知るべく、若しそれ此の歩合を三ヶ町村に更らに割り當て、前掲戸數百分表を繰返せば

純生産百分中	宮津町 二・三三	城東村 三・一八	上宮津村 四・五九	合計	100.00
戸數百分中	宮津町 三・八五	城東村 七・三二	上宮津村 九・八四	合計	100.00

果して然らば宮津町戸數八三に對する純生産一七城東村及び上宮津村一六乃至一八對八四乃至八二を示し、何人も宮津町の純生産の過少なるに嗟然たらざるを得ざるべく、無慮一萬の町民が根柢なき空閣上遣り繰りによつて生計せざるべからざる所以此に至りて愈々明かなるべし、早魃に雲霓を望むが如く鶴首渴仰したる鐵道いま開通し、交通機關の完備に伴ひて將來宮津に來往する貨客従前に幾倍するを知らずと雖も、其の來往するもの悉く財囊を空虚にせんことを期して此の地を踏むと思惟するは大なる謬見にて、將來の顧客決して——置くを見るべからず、至誠一貫信義を以て客に應へ盡心竭力親誼懇切所謂置いて貰はざるを得ず、置いて貰ふと否とは職として町民の信義懇切如何にあり、之れ吾人が殊更疾呼する所以なり、此章實業を題材とせるも中心地點が商業地帯なるを以て主として經濟及び金融等採算的方面より敘せんとす。

### 三、米會所と楮幣

舊藩時代の金融機關に宮津米會所あり大手橋西詰南側(現今宮津警察署)に設けられ構内に惠比壽神を祭り(今萬町天神境内に)公設取引所にて宮津藩通用の紙幣を發行せり發行の紙幣に就ては三重郷土志に載する處次の如し。

紙幣は後醍醐天皇重祚の後、大内裏造營すべしとて始めて紙錢を發せられし由太平記に見ゆれば當時既に發行せられしならんも果して如何なるものなりや知るに由なく、戰國以後江戸時代は諸藩孰れも紙幣を作りて封内に行ふ、幕末の頃盛んに印行せしも通用の範圍は領内に止まり、他領他管に及ばざるを以て之れが取引には頗る面倒を感ずるものあり、本村に於ても森本と三重と宮津米會所に於て引換ふべき宮津領兌換手形即ち所謂宮津札を用ひ、谷内と三坂は久美濱商法會所に於て引換ふべき久美濱領兌換手形即ち所謂久美札を用ひ、近隣の河邊村新山村長善村等の峰山領は隨て峰山札を用ひ、殊に口大野村の如き宮津峰山兩藩に分屬せる村は村内に於て各自使用の紙幣を異



にするの奇觀あり(中略)宮津領兌換券、何れも幅壹寸四分長四寸四分の短冊形の表裏ともに印面模様を三段に分ち表面上段中央に錢何程と金額を入れ、中段横に「丹後宮津」縦に「米會所預」と記し裏面中段に「以此手形表面之通相渡可申候」の十三字を、札の階級に依り或は篆書或は隸書或は楷書行書等に印刷す而して其模様圖案と色合とは札の種類に應じて異なり、種々難多なれば試みに細別表示すれば次の如し。

壹分札	白色	上段	裏表	石雲龍、布袋、小兒	中段	裏表	東熨斗、行穂、籾書	下段	裏表	金馬、神馬、分銅、丁次
貳分札	灰色	同	裏表	單卷龍、蓬萊龍	同	裏表	籾書、行穂、籾書	同	裏表	福祿壽、竹丸、虎
參分札	青色	同	裏表	單卷龍、米俵龍	同	裏表	籾書、行穂、籾書	同	裏表	辨財、獅子
五分札	赭色	同	裏表	三羽龍、單卷龍	同	裏表	籾書、行穂、籾書	同	裏表	高砂、下姫
壹匁札	水色	同	裏表	雙雲龍、大黒	同	裏表	籾書、行穂、籾書	同	裏表	寶船、十二支
五匁札	黄色	同	裏表	雙雲龍、麒麟	同	裏表	籾書、行穂、籾書	同	裏表	雙舞、萬歳
拾匁札	橙色	同	裏表	雙雲龍、雙鷹	同	裏表	籾書、行穂、籾書	同	裏表	桐鳳、寶盡

之等の紙幣は銀札と云ひ楮幣ともいふ又貫文札あるも只呼び聲を異にするのみなり。宮津藩文書明治三年庚午の條

常藩管轄の地は山谷薄毛之僻地にて細民共今日の活計難相立救育方日夜憂慮仕候得とも良策無之殆んど苦心罷在候折柄御大政御一新御仁徳の御趣意を以て紙幣拜借被仰付候に付而は一際奮勵仕り下民共夫々産業を爲營濟民の聖化に浴し候様仕り法相立度前書拜借之分へ猶又私札貳萬七千六拾四兩製造を差加え配散仕候處、頗る民心相奮ひ追々産業の道も相聞可申機發に赴き候、然る處今般御一新後の紙幣廢止被仰出奉畏候、就ては廢止仕るべきの處前顯之僻地にて金錢共更に拂底之に加ふるに物價未曾有の騰貴にて此一舉に廢止申付舊來の紙幣のみに相改候ては融通方囁と差支農商共立ちまち疾苦を醸候に可立至と苦慮仕候、依之歸札之分は速に裁捨仕散札の分は精々引換破札仕り度何分にも僻地困迫の情實深く御洞察被成下宜く御聞置可被下候様、知事申付越候 以上

二月晦日

宮津藩公用人 鎌原織衛

三月八日御附札

宮津藩公用人 鎌原織衛

書面散札之分引換方不遲延様可取斗事

舊幕府より許可を受け製造の楮幣以來其數増益仕る間數且つ是迄製造の總高取調御届可申上旨奉畏候。右は文政年中舊幕府より許可を受け始めて楮幣製造丹後國宮津支配所限り融通爲仕、其後猶又天保七年申年再増益の許可を得兩權配散當今迄施行仕居り候、則右品數並種類別紙の通に御座候、且又御一新後製造楮幣之儀別紙に申上候。但本文許可之時精細に可申上儀哉に候へども天保八年酉年楮幣面類焼し節書類焼失東原邸の儀も度々火災にて公簿同様之儀にて許可年月日等判然難申上候。右之段御届申上候 以上

三月晦日

宮津藩公用人 鎌原織衛

大藏省

御役所

別紙

- 楮帶員數
- 文政年中製造
- 一金六萬兩
- 此錢六拾壹萬貫文
- 内 五萬貫文
- 五萬貫文
- 五萬貫文
- 五萬貫文
- 十貫文札
- 五貫文札
- 貳貫五百文札

第參編 第九章 宮津の實業

十五萬貫文 壹貫文札  
 十貳萬五千貫文 五百文札  
 十萬貫文 百文札  
 五萬貫文 五十文札  
 壹萬八千貫文 二十四文札  
 壹萬貳千五百貫文 拾貳文札  
 貳千六百五十拾貫文 四文札  
 千八百五十拾貫文 二文札

天保七申年稀なる凶歲困民爲救助製造

一金壹萬五千兩

此錢拾五貫文

内 壹萬五千貫文

參萬貫文

四萬五千貫文

六萬貫文

右之通に御座候 以上

三月晦日

大 藏 省

宮津藩公用人 鎌原織衛

御役所

御一新後楮幣員數

一金貳萬七千貳百六拾四兩

内 貳萬六百貳拾貳兩

差引 金六千六百四拾貳兩

此錢六萬六千四百貳拾壹貫文

内 壹萬五千參百五拾貫文

壹萬六百五拾貫文

壹萬四千九百八拾貳貫文

壹萬八千三百八拾八貫五百文

四千七百九拾九貫六百文

貳千百參拾貳貫五百五拾文

百拾七貫三百五拾文

右之通御座候 以上

三月晦日

大 藏 省

御役所

宮津藩公用人 鎌原織衛

四、宮津の銀行

米會所廢止後の宮津の取引機關金融機關は全然暗黒の狀なりしが其後萬町に宮津米穀縮緬取引所を創設し

て一時繁榮せるも明治三十年解散の非運に陥りて永續せず(今の宮津町役場は當時の建物にて天井と床板の割合に高さも大に面して前方に備せたる建物は當時)金融機關は之に引換へて明治中年に創設せられ其後順潮に發展し當地方金融の牛耳を執りて現今に至れるものは宮津の銀行にて宮津銀行、丹後産業銀行等宮津に本店を有し、福知山銀行宮津支店、京和銀行宮津出張所等あり。與謝郡誌銀行の條

宮津銀行

宮津銀行は明治二十六年六月同町柳繩手高杉正恭外二十名の發起に係り、公稱資本金五萬圓株式會社として其二十二日設立の認可を受け同二十八日營業を宮本町に開始し本郡に於ける銀行の嚆矢とす、起えて明治二十九年七月市場村字四辻に株式會社丹後銀行の創立を見、續いて同年十月加悦町に株式會社加悦銀行の設立を見たるが、宮津銀行は三十一年七月資本金拾貳萬五千圓に増加し、大正六年三月岩瀧に支店を又養老村岩ヶ鼻に橋北支店を設置し同九年三月資本金五十萬圓に増加し營業所を魚屋町に變更、加佐郡由良に支店を置く、然るに加悦銀行(資本金貳萬五千圓)は大正九年十一月に、丹後銀行(資本金五拾萬圓)は翌十年十月共に世界戰亂後經濟界大動搖の餘波を受けて創成を蒙り宮津銀行の併合する所となり、公稱資本金八拾參萬貳千五百圓に増加し同時に加悦及び四辻支店を置き、最近一ヶ年間金銭出納貳億貳千六百參拾壹萬千貳百七拾九圓を算すといふ。

丹後産業銀行

丹後産業銀行は又株式會社にして大正九年五月主務大臣より設立認可を受け、本店を宮津町字本町に置き、岩瀧、三河内、石川、伊根の各地に支店を設け五月二十五日設立登記六月一日より開業して今日に及ぶ、今兩行の營業狀況を見るに左の如し。

宮津銀行	預り金	二、八四八、五九三	貸金	二、二〇六、九二二	預け金	二七〇、九〇六	割引手形	一、九一九、二〇二
丹後産業銀行	同	五、六三、五四九	同	五八五、四四八	同	一五、〇〇〇	同	五三、四一七

其他銀行支店、出張所

五、産業組合

福知山銀行宮津支店宮津町本町にあり、京和銀行宮津出張所また同町にあり云々。

宮津町田中喜一郎氏は宮津町に産業經濟上に於ける金融機關なきを遺憾とし、明治三十三年四月産業組合法發布同年九月より施行せらるゝや同氏は組合精神の宣傳普及に務め、保證責任宮津信用組合の設立を計り三十四年五月四日許可を受け同月十七日事務を開始せり、其の事務の狀態及上宮津信用組合、城東村信用購買組合に就ては同書載する處左の如し。

組合名	町村名	區域	設立年月日	事務所位置	出資一口ノ金額	出資總戶數	出資總額
保證責任宮津信用組合	宮津町	宮津町	明治三十四年五月十七日	宮津町字本町七八番地	五〇	一四五	七、二九五
有責任上宮津信用組合	上宮津村	上宮津村	同 三十九年十一月廿一日	上宮津村字小田二三一番地ノ一	二〇	三四	三、四四〇
有責任城東村信用購買組合	城東村	城東村	同 四十一年三月廿六日	宮津町字鶴賀三八五番地役場内	二〇	七五	一、五二〇
組合名	借入金	貸付金	預け金	貯金	買入品	準備金及積立金計	剩餘金
宮津信用組合	一八八〇	三四、八四〇	三、〇〇〇	三三、三四三	—	二五、一〇五	一〇、二六七
上宮津信用組合	—	一七〇七	七、七六	八五、〇三	—	三、三三	一、〇三
城東村信用購買組合	—	三〇、二六	三七、九六	五二、三三	六〇八	八、七〇一	二、二九

六、宮津實業協會

宮津實業協會は大正九年二月の創設に係り宮津商工業の進歩發展を圖るが爲めに、今林仲藏、中村清吉、内山廣三、黒田宇兵衛、三上勘兵衛、三井長右衛門、宮城仁祐、平野與四郎諸氏の發企創立せしものなり、是より曇天橋舎なるものあり、明治十四年南波庄兵衛、糸井善兵衛、前川勘四郎、矢野常藏、和田孫兵衛等諸氏の發起に係り、宮津町實業の發展につき多大の努力を拂ひしことは忘るべからざる事實にて、雖て實業協會の前身を形成せしものといふも過言にあらず、いま同協會保存に係る天橋舎諸事記の載する記事の三四を抄録し如何に同舎が宮津町の爲めに盡瘁せしかを偲ばん。

○去ル五月十七日黒井孫兵衛ニ依托セシ連名表ヲ同氏在京阪及歸途中ニ於テ左ノ通り配付シタリ。

高辻組 京都 加舎銀藏、櫻原 小島小兵衛、龜岡 旅籠町 田中源三郎、關部 人見謹一郎、須知岩崎 良右衛門、下大久保 岡本新

六、生ノ 鈴木得右衛門、福知山 池部孫兵衛。

大阪 太田惣兵衛、野村藤助。湖水廻リ四ヶ所、京都四軒。

繼揚 桂 萬甚、櫻原 健惣小島、老坂 木屋、王子 松や、龜岡 樹屋、小林 蛭子や、八木 萬や、鳥羽 木や、園部

合羽や 人見、觀音 二軒、須知 岩清水 岩崎、橋爪 柏や、水原 肴や、大久保 本陣岡本、菟原 新小、細見

赤吉千束 大丸や、生野 紺屋、岩崎 シヨボ、長田 瓢や、土師 丹波や、福知山 大勝 池部、河守 丹安、内宮

宮津や、鬼茶屋、中ノ茶屋善助、力石立揚。

○七月二十日龜ヶ丘納涼所ニ於テ新舊役員集合シ佐川會社ヨリ申込ミシ中牛馬會社ト定約方ヲ談シ午後中牛馬會社ヲ招キ翌日左ノ定約書ヲ收ム

定約書

今般御會中京都宮津間昇降物貨運送方當社へ御托シ相成候ニ付テハ左項ノ通り定約取結來ル八月一日ヨリ實施可仕候

一、到着日數ハ御出荷當日ヨリ當分道路修繕中ハ六日以内トス、但道路修繕済ノ上ハ一層早着ヲ斗リ追約可致候

一、右ニ對スル賃金ハ當分ノ内運賃目ニ付五錢八厘五百目以下ノ小荷物ハ五百目ノ賃錢申受候、但道路修繕済ノ上ハ一段勉勵追約可致候

一、臨時別仕立賃ハ期日ヲ不達三日目着七貫目以下持貳圓二日目着壹貫目以下持同斷

一、水火盜難及ヒ紛失損害ニ罹リ其物貨存在無之モノハ原價ヲ辨償シ破損漏汚等ノモノハ其物品ヲ當社へ引取り原價ヲ以テスルカ

又ハ御協議ノ上相當ノ損害辨償可仕候、但天災ニヨリ避クベカラザル現徴アルハ此限ニ非ズ

一、身許保證トシテ運賃三百圓又其ノニ相當セル公債證書ヲ中牛馬會社ヨリ預ケ置キ臨時ノ備ヘニナスモノトス、但御會總代人數

名連署ノ預リ證書ヲ可申受候事

右之運定約仕候ニ於テハ精々入念取扱可致候也

明治十九年七月二十日

京都府下京區第四組菱屋町廿七番戶

京都中牛馬會社 房岡禹之輔

同 府丹後與謝郡宮津萬町

佐川勘助

宮津天橋會

總代 御中

○二十年十二月當地汽船會社ノ開設ニ際シ總議ニ附スマテ忒條丈加入シ置キ逐テ來春早々臨時會ヲ開會其所主ヲ決ス可ク取斗ヒ依テ其第

一回募集金及ヒ標札調製費トシテ三上孫兵衛高井伊兵衛龜田喜平三氏ニ預ケ置タル融金預ケノ内三十圓ヲ取出

○二十一年四月十一日春期定式會ヲ精輝樓ニ開設シ左ノ事項ヲ決セリ